

川口市環境報告書

平成29年度環境基本計画年次報告書



平成30年10月

川口市



川口市環境報告書(平成29年度環境基本計画年次報告書)について

本報告書は、川口市環境基本条例第7条、第2次川口市環境基本計画および川口市地球温暖化対策実行計画に基づく年次報告書として公表するもので、平成23年3月に策定した第2次川口市環境基本計画の体系に準じて、本市の環境の現状や環境の保全等に関して講じた施策について説明しています。

また、各項目で、関連する新たな環境保全の取り組み、制度のPRなどをコラムで掲載しています。

川口市環境基本条例第7条(報告書)

市長は、定期的に、環境の状況及び市が環境の保全等に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

第2次川口市環境基本計画

本計画の進行管理は、計画(Plan)、実施(Do)、点検・評価(Check)、見直し(Act)というPDCAサイクルに基づき、進捗状況を点検して「川口市環境報告書」として公表し、施策の進め方や計画の見直しを行います。

川口市地球温暖化対策実行計画

温室効果ガス*の排出状況、計画の進捗状況の把握結果については、「川口市環境報告書」、広報紙、ホームページなどを通じて毎年度公表します。

本報告書の内容は平成29年度のものですが、各課所名は平成30年4月1日現在のものと掲載しています。本報告書に関連する組織で変更が生じた課所は以下のとおりです。

◆平成30年4月1日、廃棄物対策課が資源循環課に変更されました。

これにより、廃棄物対策課が携わっていた環境基本計画に基づく事業は、資源循環課や収集業務課、リサイクルプラザに後継されます。

目 次

川口市環境報告書(平成29年度環境基本計画年次報告書)について	i
第1章 総論	1
I 総合的な環境政策の推進	2
II 計画の体系と推進体制	5
第2章 環境の現状・課題および目標達成のための取り組み	7
目標1 地球環境にやさしい、低炭素なまちにします	8
目標2 空気のきれいな、落ち着いたあるまちにします	22
目標3 きれいな水の流れるまちにします	32
目標4 有害化学物質による汚染のないまちにします	39
目標5 人と自然が共生するまちにします	45
目標6 歴史や文化の息づく、美しく魅力のあるまちにします	52
目標7 ごみの発生・排出抑制、再使用、再生利用をすすめます	61
目標8 協働して環境共生都市をつくれます	68
目標9 主体的に環境学習をすすめます	75
第3章 資料編	81
I 用語解説	82
II 施策と事業の体系	90
1 第2次川口市環境基本計画	90
2 川口市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)	96

本文中 * 印を付した語句には、資料編で用語解説を掲載しています。

コラム

低炭素建築物の認定制度	14
平成29年度 川口市地球温暖化対策活動支援金	17
グリーンカーテン啓発事業	19
民間建築物アスベスト対策補助事業	41
生け垣設置等補助金・屋上緑化等補助金	49
路上喫煙防止事業	58
剪定枝破碎機の無料貸し出し	62
小型家電のリサイクル	64
レジ袋削減事業	69
川口市地球温暖化防止活動推進センター	70
かわぐちマイ箸プロジェクト	71
ふれあい収集	72
リサイクルプラザの運営	73
Kids'ISO14000プログラム	76



総論

第1章 総論

I 総合的な環境政策の推進

1 第2次川口市環境基本計画の概要

(1) 計画の目的

本市では、平成23年3月に「第2次川口市環境基本計画」を策定しました。この計画は、「川口市環境基本条例」第3条に規定する基本理念を実現し、環境の保全および創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

本計画では、長期的な視点に立った望ましい環境像を定め、その実現に向けた目標を設定し、市が行う環境の保全および創造に関する基本的な施策を体系的に示しています。

また、市民および事業者が自主的に環境に配慮した行動に取り組むための指針をあわせて盛り込んでいます。

本計画に基づいてこれらの取り組みを実践し、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要となる良好な環境を将来の世代にわたって確保し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築し、地球環境を積極的に保全していきます。

川口市環境基本条例第3条(基本理念)

- 1 環境の保全等は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要となる良好な環境を確保するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。
- 2 環境の保全等は、環境資源の有限性を認識し、その適正な管理及び利用を図り、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者が適正な役割分担のもと、自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 3 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で重要な課題であることにかんがみ、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、「第4次川口市総合計画」(平成22年～平成34年)に定められた将来都市像「緑 うるおい 人生き活き 新産業文化都市川口」を実現するための施策の基本的な方向性を、国や埼玉県の環境政策と連携を図りつつ、各種の個別計画や個別施策に対して環境配慮を促すものです。

(3) 計画の期間

平成23年度から平成34年度までの12年間としました。

なお、環境行政を取り巻く変化に対応するため、平成30年3月に「第3次川口市環境基本計画」を策定しました。



川口市ホームページでも第2次川口市環境基本計画をご覧になれます



(4)計画の構成

施策の柱	個別目標	施策	
環境の保全・創造	地球環境に配慮した暮らしを実践するまち	1 地球環境にやさしい、低炭素なまちにします	
	健康で安心して暮らせるまち	2 空気のきれいな、落ち着いたあるまちにします	1-1 環境への負荷の低減
			1-2 地球温暖化の防止
			2-1 発生源に対する規制および指導
			2-2 大気汚染防止対策
			2-3 環境監視の推進
	豊かな自然とともに快適に暮らせるまち	3 きれいな水の流れるまちにします	2-4 自動車交通量の低減化および交通流の円滑化
			2-5 エコドライブの普及と促進
			3-1 発生源に対する規制および指導
			3-2 総合的な水質改善対策の推進
豊かな自然とともに快適に暮らせるまち	4 有害化学物質による汚染のないまちにします	3-3 環境監視の推進	
		3-4 水質汚濁防止活動の普及啓発	
		4-1 発生源に対する規制および指導	
		4-2 有害化学物質による汚染防止対策	
豊かな自然とともに快適に暮らせるまち	5 人と自然が共生するまちにします	4-3 環境監視の推進	
		4-4 有害化学物質に関する情報の収集および提供	
		5-1 樹林地の保全	
		5-2 水辺地の保全	
豊かな自然とともに快適に暮らせるまち	6 歴史や文化の息づく、美しく魅力のあるまちにします	5-3 農地等の保全と活用	
		5-4 身近な緑の保全と創出	
		6-1 文化財の保護・保存と活用	
		6-2 産業文化、伝統技術の保存と継承	
限りある資源を有効に活用し循環型社会を形成するまち	7 ごみの発生・排出抑制、再使用、再生利用をすすめます	6-3 美しい景観とまちづくり	
		6-4 まち美化の推進	
		7-1 ごみの発生・排出抑制（リデュース）の推進	
		7-2 再使用（リユース）の推進	
連携・協働による取り組みの推進	8 協働して環境共生都市をつくります	7-3 再生利用（リサイクル）の推進	
		7-4 普及啓発事業の推進および処理施設の整備	
		8-1 さまざまな主体との協働の推進	
		8-2 コミュニティ活動の支援	
環境学習の推進	9 主体的に環境学習をすすめます	8-3 自主的な市民活動の支援	
		8-4 協働推進の仕組みづくり	
		9-1 環境に目を向ける人づくり	
		9-2 環境に出会う機会づくり	
		9-3 環境を学ぶ場所づくり	
		9-4 環境への理解を広める情報提供と普及啓発	

2 川口市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の概要

(1)計画の目的

「川口市地球温暖化対策実行計画」は、低炭素社会の実現に向け、市域から排出される温室効果ガス*の排出抑制を図るために、市民・事業者・市の各主体による取り組みを総合的かつ計画的に推進していくことを目的としています。

(2)計画の位置づけ

本計画の位置付けは、次のとおりです。

- ①「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第3項に基づき、「区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制のための施策を定める」実行計画
- ②「川口市環境基本条例」に基づく「第2次川口市環境基本計画」における「地球温暖化の防止」の取り組みを具体化する行動計画

(3)計画の期間

平成23年度から平成34年度までの12年間としました。

なお、環境行政を取り巻く変化に対応するため、平成30年3月に「川口市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」と統合して、新たに「川口市地球温暖化対策実行計画」を策定しました。



川口市ホームページでも川口市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)をご覧ください

3 第4次川口市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の概要

(1)計画の目的

「第4次川口市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第1項に基づき、市の事務事業に係る温室効果ガスの排出抑制などのための措置に関する計画です。

(2)計画の位置付け

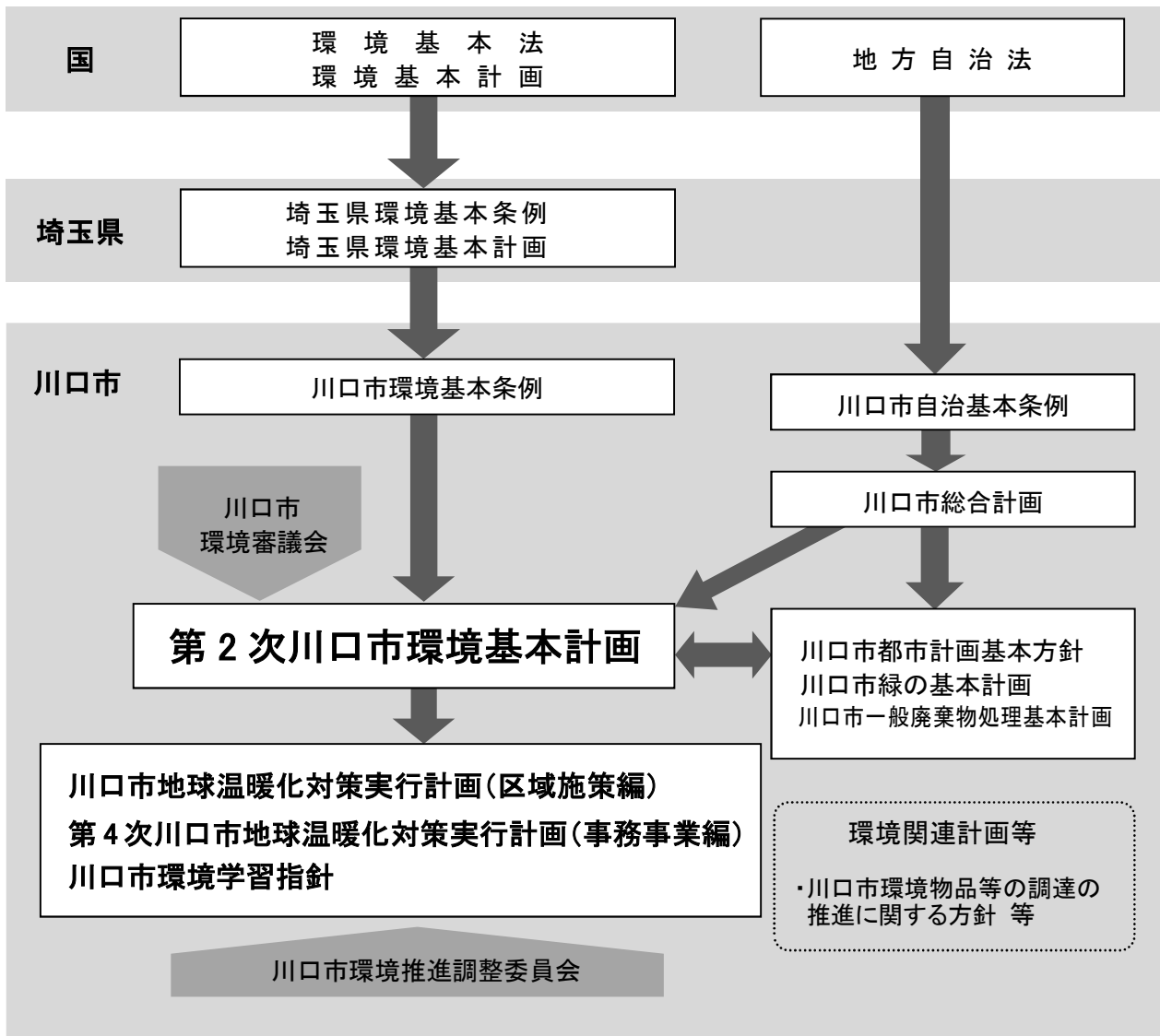
本計画は、「第2次川口市環境基本計画」および「川口市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」に掲げている「地球温暖化の防止」への対策を具体的に実行するために策定し、市が自ら排出する温室効果ガス排出削減のための「行動計画」として位置づけます。

(3)計画の期間

平成28年度から平成32年度までの5年間としました。

なお、環境行政を取り巻く変化に対応するため、平成30年3月に「川口市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」と統合して、新たに「川口市地球温暖化対策実行計画」を策定しました。

II 計画の体系と推進体制



1 推進体制

全庁的な体制を図に示したとおり整備するとともに、市民・事業者・市の協働により、自主的・積極的な環境に配慮した行動を促進することで、各計画を円滑かつ効率的に推進していきます。

①川口市環境審議会

環境の保全に関する市長の諮問に応じて専門的な審議を行い、答申や助言を行うとともに、「川口市環境基本計画」等の進捗状況の点検を行います。

②川口市環境推進調整委員会

市は、「川口市環境基本計画」等に掲げる目標の達成や施策の実施について、総合的かつ計画的に推進する役割を担います。そのため、行政内部で総合的な調整や連携を図る場としての「川口市環境推進調整委員会」を中心として、関係部局間での施策の調整や連携を行うことにより、計画の実効性を確保します。

2 計画の進行管理

計画の着実な推進を図り、市民・事業者・市の協働による進行管理を行うため、計画の策定(Plan)→実施(Do)→点検・評価(Check)→見直し(Act)を繰り返すPDCAサイクルによる継続的な改善を図りながら推進していきます。

①施策・事業への取り組み(Do)

環境保全のための施策・事業は、それぞれの担当課が中心となって、その推進に努めます。

②計画の進捗状況の点検・評価(Check)

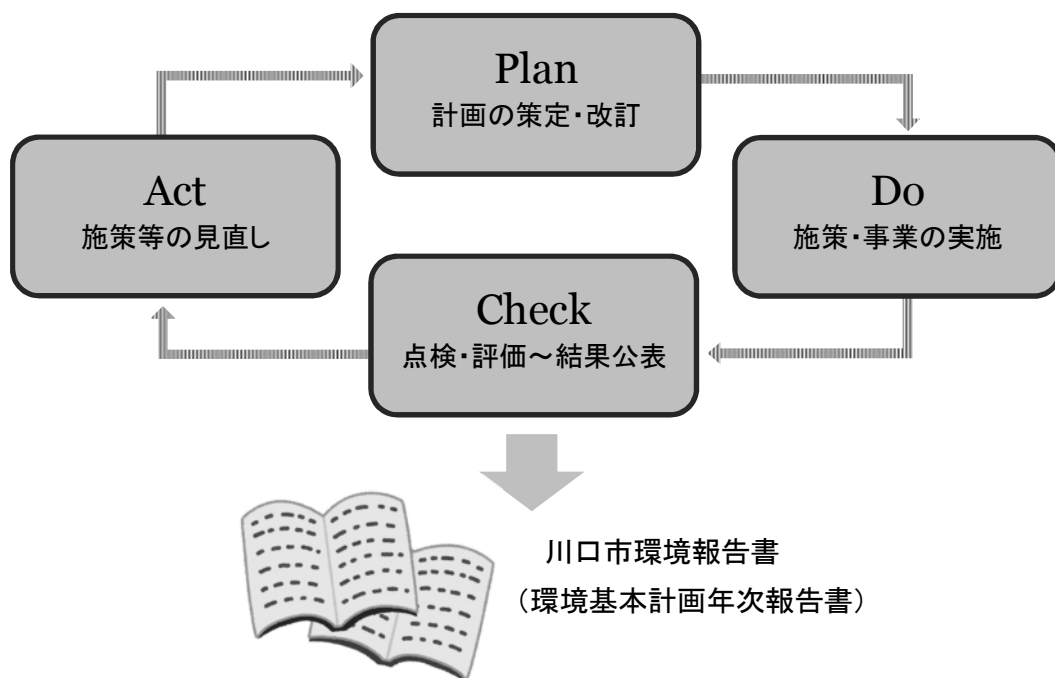
計画に掲げる目標値や施策の進捗状況については、「川口市環境審議会」および「川口市環境推進調整委員会」において点検・評価を行うとともに、推進方策等について検討します。

③点検・評価結果の公表

環境の現況や計画に基づき実施した施策等の状況に関する年次報告書「川口市環境報告書(環境基本計画年次報告書)」を公表します。

④施策等の見直し(Act)

計画に位置づけられた施策等の実施状況の点検・評価結果を踏まえて、必要に応じて、施策や進行管理の仕組み等を見直します。





環境の現状・課題
および目標達成のための
取り組み



第2章 環境の現状・課題および目標達成のための取り組み

目標1 地球環境にやさしい、低炭素なまちにします

(1) 概況

●地球環境に配慮した生活・事業活動

平成27年12月、「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)」において新たな法的枠組みとなる「パリ協定」が採択されました。「パリ協定」においては、世界の平均気温の上昇を産業革命前から2℃未満に抑えることを世界の共通目標とし、さらに1.5℃未満に抑える努力を追求することとされています。これらを踏まえ、国は世界規模での排出削減に向けて、長期的、戦略的に貢献していく方針を掲げています。

本市におきましても、「川口市環境基本計画」のほか、温室効果ガス*の削減を目標とする「川口市地球温暖化対策実行計画」を策定し、「地球環境にやさしい、低炭素なまち」の実現に向けて取り組んでいます。

(2) 市の施策の実施状況

■1-1 環境への負荷の低減

①省エネルギー、省資源化、環境への負荷をかけない活動へ転換します。

エコライフDAYの取り組み(地球温暖化対策室)
【概要】エコライフDAYは、年に1回、地球温暖化防止と環境のことを考えた生活をしてもらい、その成果をCO ₂ の削減量というかたちで発表する取り組みです。認定NPO法人を中心にボランティア等と市が協働で運営し、1日版環境家計簿により、省エネ・省資源などのライフスタイルの見直し、自転車や徒歩・公共交通機関の利用促進等に取り組んでもらい、さまざまな主体の自主的な活動、相互交流の取り組みの輪の拡大を図ります。
【実施内容】平成29年6月11日にエコライフDAY2017を実施しました。 [参加者:107,553名、CO ₂ 削減量:110,401,884g]
【今後の目標・方向性】現状維持
【課題・問題点】毎年10万人ほどの参加があり、集計作業の効率化を図るために、参加団体が各自で集計できるようなシステムを確立するなどの制度作りが必要である。

環境情報の提供(地球温暖化対策室)
【概要】「川口市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」の地球温暖化対策のための取り組み3原則の一つである「市は、行動に役立つような情報提供や環境学習の場所・機会を提供します。」に基づき、市民・事業者のみなさんが地球規模で環境を考え、身近なところから実践できるよう、広報紙などさまざまな媒体を通じて、国や県や市からの正しい情報の提供、支援措置、取り組み事例、イベントの開催など積極的に発信し、地球環境に対する市民参加の呼びかけや普及啓発を図ります。
【実施内容】 ・広報紙での啓発:6月の環境月間、12月の地球温暖化防止月間に特集を組み、情報提供と各種イベントの参加を促しました。 ・市政ポスターや本庁舎等でのポスター掲示:6月のエコライフDAY、12月の地球温暖化防止絵画コンクールなどを掲示し、普及啓発と市民への参加を積極的に促しました。 ・ホームページでの情報提供や結果報告の周知:市のホームページにおいて、事業やイベントの結果報告や詳細な情報を提供しました。
【今後の目標・方向性】拡充



【課題・問題点】市からの既存の発信媒体では、限界があることから、各種団体からのロコミやインターネット等の他の媒体を使った情報発信をすると共に、環境に間接的に関連する事業を展開していくことで、情報の届かなかった層にもPRできるよう図っていく。

かわぐちグリーン・エネルギー戦略(地球温暖化対策室)	
【概要】 電力不足や電力コストの上昇などのエネルギーリスクに強い、持続可能な市民生活の実現に向け、先導的・効果的な施策を重点的に実施するためのアクションプランとして策定された5カ年戦略です。	
【実施内容】	
再生可能エネルギー利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策活動支援金による住宅向け太陽光発電システムの設置 →年間発電量1,902,812kWh増加 ・公共施設における太陽光発電設備の設置→年間発電量46,191kWh増加
省エネルギーの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・照明のLED化→年間電力量6,524,348kWh削減
【今後の目標・方向性】 拡充	
【課題・問題点】 平成29年度をもって目標達成したが、再生可能エネルギー利用の推進、省エネルギーの推進などにはさらに取り組む必要がある。なお、第2次かわぐちグリーン・エネルギー戦略を策定し、平成30年度から実行中である。	

②環境イベントや環境学習講座を実施し、環境に配慮したライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を促進します。

環境教育・環境学習の推進(地球温暖化対策室)	
【概要】 今日の環境問題は私たちの日常生活に深く関わってきており、複雑多様化していることから、市民・事業者はそれぞれの立場で正しく理解と認識を持ち、環境に配慮した生活や行動を実践していくことが不可欠です。「川口市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」の取り組み3原則の1つである「まずはできることから取り組みます。やりがいを持ち、楽しく行動します。」とあるように、幅広い世代を対象に環境教育・環境学習を推進します。	
【実施内容】	
<ul style="list-style-type: none"> ・環境講演会等の開催:環境講演会[参加者162名]、環境フェスタ[延べ参加者1,260名]、環境フォーラム[参加者229名] ・体験学習の開催:親と子の自然環境調査[年6回、延べ参加者204名]、こどもエコクラブ[クラブ数13 会員数1,014名] ・エコ・スクールンの開催:41回(地球温暖化防止活動推進センター実施) 	
【今後の目標・方向性】 現状維持	
【課題・問題点】 次世代を担う世代への環境教育・環境学習は重要であり、教育委員会と、さらなる連携を図ることが必要である。地球温暖化対策などの環境学習事業は、事業に対する成果が見え難い。	

③中小事業者による環境に配慮した経営体制の構築を促進するため、国際規格等の認証の取得を支援します。

国際規格等認証取得支援事業(経営支援課)	
【概要】 市内中小企業者等の経営発展を図る上で、国内・国際競争力を高め経営基盤の安定・体質を強化するとともに環境に配慮した経営を進めていくことは大変重要なものとなっていることから、ISO14001*などの国際規格認証、エコアクション21*、エコステージ、KES(京都環境マネジメントシステム)の、環境に配慮した経営体制の創出を図る国内認証の取得に対して、審査登録機関に支払う経費の一部を助成しています。	



【実施内容】補助金を交付しました。
【今後の目標・方向性】現状維持
【課題・問題点】環境に配慮した経営を促進するための認証取得は重要だが、認証取得には、経費、時間および人材が多く必要となることから、中小規模の企業にとっては、経営を圧迫し、認証取得に至らない状況にある。このことから取得費用の低減と効率的な取得方法について研究する必要がある。

- ④事業者の公害防止設備等の設置の経済的負担を軽減するため、融資のあっせんおよび利子助成を行います。【2-2、3-2再掲】

公害防止資金融資事業(環境保全課)
【概要】公害防止設備等の設置には多大な費用がかかることから、事業者に対し融資のあっせんおよび利子助成を行います。
【実施内容】長らく利用申出がなかったことから、平成26年度をもって制度廃止としました。

- ⑤「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づく特定建築物に関する適合性判定および届出を受理し、建築主等に対して必要な指導・助言を行います。

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づく適合性判定、届出の受理および指導・助言(建築安全課)
【概要】エネルギーの効率的な利用のための措置の適確な実施を確保するため、必要があると認めるときは、設計や施工および維持保全に係る事項について、必要な指導と助言をします。
【実施内容】平成29年度から「エネルギーの使用の合理化に関する法律」が廃止され、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づき適合性判定や届出等を行うこととなりました。 [届出の受理:167件、指導・助言:0件](定期報告制度は無くなりました)
【今後の目標・方向性】現状維持

- ⑥環境に配慮した物品等を優先的に購入します。

環境対応製品購入の推進(契約課)
【概要】地球環境に配慮し、環境への負荷低減に資するため、国による「環境物品等の調達に関する基本方針」および「川口市環境物品等の調達の推進に関する方針」に基づき、事務機器や家庭電化製品等の環境対応製品・グリーン購入*を推進しています。
【実施内容】可能な限り環境対応製品を購入するよう各課所に周知するとともに、物品購入時に環境対応製品を指定しているか確認するなど、徹底に努めています。
【今後の目標・方向性】現状維持

グリーン購入の推進(環境総務課)
【概要】「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(通称:グリーン購入法)」に基づき、環境に配慮した物品等の計画的調達を推進するため、「川口市環境物品等の調達の推進に関する方針」を定め、その調達実績を公表することにより、市民および事業者へも取り組みの輪を広げ、環境物品等への需要の転換を促進します。
【実施内容】市の全ての組織でグリーン購入に取り組み、実績を市ホームページに公表しました。(実績は次頁の表「◆平成29年度グリーン購入実績」を参照)
【今後の目標・方向性】調達率の向上に努める。



◆平成29年度グリーン購入*実績

品目	調達率	目標率	品目	調達率	目標率
1 紙類	91.1%	70%	12 自動車等	99.2%	80%
2 文具類	97.8%		13 消火器	100.0%	
3 オフィス家具等	94.7%		14 制服・作業服	100.0%	
4 画像機器等	98.3%	15 インテリア・寝装寝具	94.8%		
5 電子計算機等	100.0%	16 作業手袋	99.7%		
6 オフィス機器等	99.7%	17 その他繊維製品	80.4%		
7 携帯電話等	0.0%	18 設備	-		
8 家電製品	100.0%	19 災害備蓄用品	100.0%	向上に 努める	
9 エアコンディショナー等	100.0%	20 公共工事	-		
10 温水器等	100.0%	21 役務	-		
11 照明	94.9%				

※18設備については、平成29年度の購入実績なし

⑦ごみ焼却施設等の余熱の有効利用を推進します。【7-4再掲】

エネルギー回収事業(戸塚環境センター・朝日環境センター)
【概要】ごみ焼却によって発生する熱を有効利用するためにボイラー・タービンを設置し、発電と温水供給を行っています。
【実施内容】 ・発電した電気は戸塚環境センターで利用し、余剰電力については入札により電気事業者へ売却しています。温水については厚生会館に供給しています。[戸塚環境センター:発電量21,418,890kWh] ・発電した電気は朝日環境センターおよびリサイクルプラザで利用し、余剰電力については入札により電気事業者へ売却しています。温水についてはサンアール朝日に供給しています。 [朝日環境センター:発電量39,182,928kWh]
【今後の目標・方向性】現状維持
【課題・問題点】施設が経年劣化していく中で、安定した発電と温水供給を行うには、点検や工事が適宜必要となる。

⑧自然環境、生態系に配慮した活動を推進します。

見沼たんぼおよび周辺斜面林の保全事業(みどり課)
【概要】見沼たんぼの保全・活用・創造の基本方針に基づき埼玉県およびさいたま市と共同して区域内における土地利用の審査を行うとともに、見沼たんぼ周辺斜面林保全のための検討を行います。
【実施内容】見沼たんぼの保全・活用・創造の基本方針に基づき埼玉県およびさいたま市と共同して区域内における土地利用の審査を行いました。[審査数:6件]
【今後の目標・方向性】現状維持

特別緑地保全地区の指定による斜面林等保全事業(みどり課)
【概要】主に芝川東部に広がる台地面の樹林地および縁辺の斜面林、見沼たんぼおよび見沼代用水は、市内の緑の骨格軸としての役割をもっています。一方で、この一帯には埼玉高速鉄道の開通による利便性の向上などで市街化・宅地開発が進む地域も含まれています。無秩序な市街地の開発を防ぐためには台地面一体の保全が必要であることから、特別緑地保全地区の指定を検討します。



【実施内容】特別緑地保全地区としての良好な環境を維持するため、樹木の伐採、除草等を実施しました。[特別緑地保全地区既指定箇所数:2箇所、特別緑地保全地区既指定面積:1.7ha]
【今後の目標・方向性】現状維持

⑨生物の生息・移動空間の形成に配慮して、樹林地の保全や道路・河川の緑化を推進します。【5-4再掲】

芝川改修事業(河川課)
【概要】対象河川を芝川とし、その護岸整備にあたり生態系に配慮した水辺環境の維持・再生を推進します。
【実施内容】護岸ブロックの間に緑化スペースを設けることにより早期に植生を回復するブロックを用いて、高水護岸にイワダレソウを300株植生しました。繰越工事で護岸110mを施工しました。
【今後の目標・方向性】現状維持
【課題・問題点】国庫補助事業のため交付額により影響を受ける。

⑩屋外事業や市民が参加できる事業を実施し、身近な自然環境の保全意識を啓発します。【目標1-1-②
「環境教育・環境学習の推進」参照】

⑪法令に基づく家電や自動車からのフロン*類の適正な回収、処理への理解と徹底を要請します。

代替フロン回収・適正処理促進事業(資源循環課)
【概要】家電リサイクル法*や自動車リサイクル法などフロン回収に係る法令等について、市民や事業者にはPRを行いフロンの適正処理を推進するため、市ホームページなどで広報を行います。
【実施内容】市ホームページおよび環境部広報紙「PRESS530」などで「家電リサイクル法」などについての広報を行いました。
【今後の目標・方向性】現状維持
【課題・問題点】不法投棄された代替フロン*等使用製品から、環境中に代替フロンガス等が放出される懸念がある。

■1-2 地球温暖化の防止

①建築物の新築・増改築・設備の更新時や企業立地に際し、事業者の行う省エネルギー化や温室効果ガス*の削減などの環境への配慮の取り組みを促進します。【目標 1-1-⑤ 「『建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律』に基づく適合性判定、届出の受理および指導・助言」参照】

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づく住宅の建築および維持保全に関する計画の認定(建築安全課)
【概要】長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた住宅を長期優良住宅として認定することにより、住宅の解体等による廃棄物の排出を抑制し、環境への負荷を軽減します。
【実施内容】認定:622件
【今後の目標・方向性】現状維持



「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく建築物の建築に関する計画の認定(建築安全課)
【概要】省エネルギー性能に優れ、炭素排出量を抑制した建築物を低炭素建築物に認定することにより、環境への負荷を軽減します。
【実施内容】認定:10件
【今後の目標・方向性】現状維持
【課題・問題点】引き続き、制度の周知を図る必要がある。

商店街コミュニティ関連施設設置事業補助金(産業振興課)
【概要】商店街等が商店街の活性化のための施設を設置する際に補助を行います。この施設には環境対応施設が含まれます。
【実施内容】3商店街に補助金を交付し、LED街路灯の改修と時計の修繕を行いました。 [補助率:新設1/3以内、改修1/2以内][限度額:新設3,000万円、改修500万円] [補助金額:9,279,000円]
【今後の目標・方向性】現状維持
【課題・問題点】商店街等の財政負担が大きいため、事業実施まで時間がかかる。

②建物の断熱化や省エネ設備の導入などの地球温暖化防止の取り組みを促進します。【目標1-1-⑤「『建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律』に基づく適合性判定、届出の受理および指導・助言」参照】

公共施設へのクリーンエネルギーの導入(収集業務課、教育総務課)			
【概要】地球温暖化の防止、地球環境の保全、資源の効率的な利用を目的に、公共施設にクリーンエネルギーを導入します。			
【実施内容】			
収集業務課	青木収集事務所の塵芥車両用車庫に太陽光発電を設置しています。(10kWh) [発電量:13,797.7kWh、売電量:2,994kWh]		
教育総務課	小、中、高等学校14校において太陽光発電設備が稼動しています。また、7校においてLED照明を採用しています。		
【今後の目標・方向性】	収集業務課	太陽光発電の余剰分は売電	教育総務課 現状維持
【課題・問題点】			
収集業務課	施設の老朽化や修繕対策が課題。		
教育総務課	構造物の重量がかさむため、既存施設への導入が困難。また、改築事業の際に導入の可否を検討するため、目標値の設定が困難。		



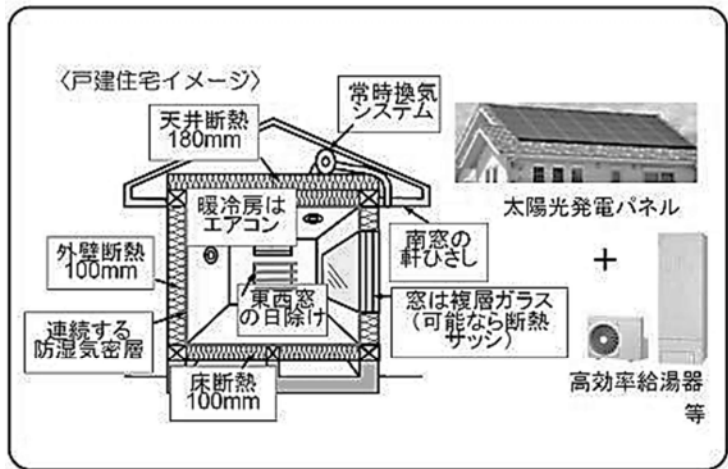
コラム【低炭素建築物の認定制度】

◆低炭素建築物の認定制度

「都市の低炭素化の促進に関する法律」が平成24年12月4日に施行され、低炭素建築物を認定する制度が始まりました。

低炭素建築物とは、都市の低炭素化の促進に関する法律に規定する、二酸化炭素の排出の抑制に資する建築物のことです。

認定により、**税制の優遇措置(所得税、登録免許税)、容積率の特例**といったメリットがあります。

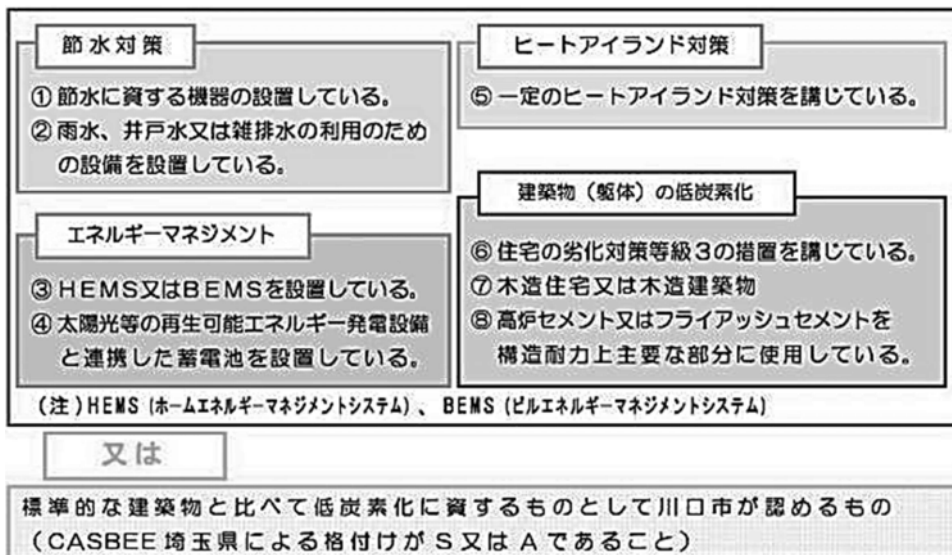


◆認定基準

低炭素建築物新築等計画の認定を受けるためには、下記の基準をすべて満たす必要があります。

- (1) 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準に適合すること
- (2) 一次エネルギー消費量の基準に適合すること
- (3) 低炭素化に資する措置の基準に適合すること

次に掲げる8項目のうち2以上の項目に適合すること、又は、標準的な建築物と比べて低炭素化に資するものとして川口市が認めるもの、いずれかに適合すること



- (4) 基本方針に照らして適切なものであること

「都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針」(平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第118号第4(2)3「都市の緑地の保全への配慮」)

- (5) 資金計画が低炭素建築物の新築等を確実に遂行するため適切なものであること

お問い合わせ先: 都市計画部 建築安全課



公営住宅ストック総合改善事業(住宅政策課)	
【概要】既存の公営住宅ストックをできるだけ長く効率的に活用できるよう、外壁塗装工事、屋上防水工事、耐震改修工事、排水管改修工事などの適切な修繕を効果的に行います。	
【実施内容】修繕・改善事業の実施:11団地	
【今後の目標・方向性】修繕・改善事業:4件	
【課題・問題点】長期的に安全・安心・快適な居住環境の確保のため、日常的に施設を点検することも含め、問題発生を未然に防ぐような計画的な修繕が必要。	

③温室効果ガス*の排出抑制のため、太陽光発電システム、ガス発電給湯システム、燃料電池給湯システムの導入を支援します。

川口市地球温暖化対策活動支援金事業(地球温暖化対策室)	
【概要】地球温暖化対策の一環として、温室効果ガスの削減に有効な活動をされた市民を支援するもので、再生可能エネルギーの利用促進を図ります。	
【実施内容】 交付件数	
住宅用太陽光発電システム:376件	コージェネレーションシステム:144件
太陽熱利用システム:4件	地中熱利用システム:0件
【今後の目標・方向性】拡充	




かわぐち市民共同発電所設置事業支援金(地球温暖化対策室)	
【概要】公益的団体が市民と共同して太陽光発電設備を公益的施設に設置し、温室効果ガスの排出削減に取り組むとともに、環境教育活動を実施する活動に対して、対象経費の2分の1以内(限度額100万円)を支援する制度です。	
【実施内容】交付件数:0件	
【今後の目標・方向性】積極的に更なる周知を図っていく必要がある。	

④エコカーやカーシェアリング*の普及を促進するとともに、そのために必要な設備の設置を検討し、自動車からの温室効果ガスの排出を削減します。


低公害車、低燃費車の普及促進(管財課、収集業務課)	
【概要】	
管財課	特殊な用途を除き原則的に低公害車、低燃費車の導入に努めます。
収集業務課	ごみ収集車両に低公害車等を導入します。
【実施内容】	
管財課	川口市自動車管理規則における自動車の買替・購入・廃車に係る事務処理基準に基づき買替え等を行い、省エネルギーおよび環境負荷軽減のため、特殊な用途を除き原則的に軽自動車の導入に努めました。 [低公害車・低燃費車/総台数:485台/712台(68.1%)(29年度末現在)]
収集業務課	クリーンディーゼル車:4台(2t塵芥車)、天然ガス車:2台(2t塵芥車)、クリーンディーゼル車:1台(3t塵芥車)[低公害車/総台数:50台/61台(81.9%)(29年度末現在)]
【今後の目標・方向性】	管財課 現状維持 収集業務課 拡充
【課題・問題点】	収集業務課 収集業務に適した次世代車などについて調査研究を行う必要がある。



川口市地球温暖化対策活動支援金事業(カーシェアリング*)(地球温暖化対策室)
【概要】地球温暖化対策の一環として、温室効果ガスの削減に有効であるカーシェアリングの導入を支援し、促進を図ります。
【実施内容】平成28年度事業完了
【今後の目標・方向性】事業完了

次世代車等導入検証事業(地球温暖化対策室)							
【概要】電気自動車をはじめとした次世代車を公用として複合的に使い、CO ₂ の削減効果やコスト、公用としての使い勝手等について、本市に合った活用を検証するため、電気自動車等の次世代車および太陽光発電充電システムの導入事業を行います。また、電気自動車の普及促進のため朝日環境センターに急速充電器を設置(中核市・特例市グリーンニューディール基金)し、一般開放を行っています。							
<table border="0"> <tr> <td>【実施内容】導入内容</td> <td rowspan="6"></td> </tr> <tr> <td>・電気自動車:1台(平成29年9月まで)</td> </tr> <tr> <td>・PHV:1台(平成29年10月から)</td> </tr> <tr> <td>・電動バイク:2台</td> </tr> <tr> <td>・電動アシスト付自転車:8台</td> </tr> <tr> <td>・急速充電器:1基</td> </tr> </table>	【実施内容】導入内容		・電気自動車:1台(平成29年9月まで)	・PHV:1台(平成29年10月から)	・電動バイク:2台	・電動アシスト付自転車:8台	・急速充電器:1基
【実施内容】導入内容							
・電気自動車:1台(平成29年9月まで)							
・PHV:1台(平成29年10月から)							
・電動バイク:2台							
・電動アシスト付自転車:8台							
・急速充電器:1基							
電動バイクとPHV(プラグインハイブリッド自動車)							
【今後の目標・方向性】拡充							
【課題・問題点】水素社会の実現に向け、燃料電池自動車(FCV)の導入および水素ステーションの設置を推進する必要がある。							

⑤燃料の削減と温室効果ガス*の排出抑制のため、エコドライブ運動を推進します。【2-5再掲】

エコドライブの普及促進(地球温暖化対策室)	
【概要】温室効果ガス*の削減(環境面)だけでなく、経済面・安全面からも効果のある車の使用を促進するため、平成19年11月に「かわぐちエコドライブ宣言」事業を開始しました。	
【実施内容】	
エコドライブ宣言登録者数	平成30年3月31日現在個人789名、事業者93団体(3,838人)
エコドライブの周知	エコドライブ推進月間に合わせて市ホームページに掲載し、事業の周知と宣言登録の募集を行いました。
	
<p>《エコドライブ宣言啓発シール》</p>	
【今後の目標・方向性】現状維持	



コラム【平成29年度 川口市地球温暖化対策活動支援金】

◆すべての支援金について設置後・購入後の事後申請となります。

◆市内に住所を有し、原則としてその住宅に居住している必要があります。

【交付対象となる活動・要件・支援金額】

※すべての支援金額は設置費に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満切捨)とし上限まで

①太陽光発電システムの設置

【支援金額】1システム	市内業者:上限 200,000円	市内業者以外:上限 80,000円
-------------	------------------	-------------------

(6kW以上の設置で1kWにつき20,000円増額、上限100,000円)

市内の住宅に太陽光発電システムを設置、または同システムが設置された新築の住宅を購入し、電気事業者と電力受給契約を締結のうえ、同システムを継続して使用する活動

②コージェネレーションシステムの設置

【支援金額】1システム	市内業者:上限 60,000円	市内業者以外:上限 50,000円
-------------	-----------------	-------------------

市内の住宅にコージェネレーションシステムを設置、または同システムが設置された新築の住宅を購入し、継続して使用する活動

③雨水貯留施設の設置(雨水の有効利用)

【支援金額】1システム	市内業者:上限36,000円(簡易式)	上限120,000円(埋立式)
	市内業者以外:上限30,000円(簡易式)	上限100,000円(埋立式)

市内の住宅に雨水貯留施設を設置、または同施設が設置された新築の住宅を購入するか、浄化槽からの転用により、継続して雨水の有効利用をする活動

④生ごみ処理容器の活用(ごみの減量と有効活用)

【支援金額】1システム	市内業者:上限24,000円	市内業者以外:上限20,000円
-------------	----------------	------------------

市内の住宅において、家庭から排出される厨芥類(以下「生ごみ」という)の自家処理により、生ごみの減量を図るため、容器を常に良好な状態で維持管理し、継続して当該機器を使用する活動

⑤太陽熱利用システムの設置(太陽エネルギーの有効利用)

【支援金額】1システム	市内業者:上限200,000円	市内業者以外:上限80,000円
-------------	-----------------	------------------

市内の住宅に太陽熱利用システム(自然循環型・強制循環型共に可)を設置し、または、同システムが設置された新築の住宅を購入し、継続して使用する活動

⑥地中熱利用システムの設置(地中熱の有効利用)

【支援金額】1システム	市内業者:上限200,000円	市内業者以外:上限80,000円
-------------	-----------------	------------------

市内の住宅に地中熱利用システムを設置し、または、同システムが設置された新築の住宅を購入し、継続して使用する活動

⑦定置用リチウムイオン蓄電池の設置

【支援金額】1システム	市内業者:上限60,000円	市内業者以外:上限50,000円
-------------	----------------	------------------

市内の住宅に定置用リチウムイオン蓄電池を設置し、または、同システムが設置された新築の住宅を購入し、継続して使用する活動

⑧HEMS(ホーム・エネルギー・マネジメント・システム)

【支援金額】1システム	市内業者:上限24,000円	市内業者以外:上限20,000円
-------------	----------------	------------------

市内の住宅にHEMSを設置し、または、同システムが設置された新築の住宅を購入し、継続して使用する活動(増設は対象外)

お問い合わせ先:環境部 地球温暖化対策室



⑥公共交通機関の整備を関係機関に要請し、利用を促進します。【2-4 再掲】

公共交通の利便性向上および利用促進(都市交通対策室)
【概要】自家用車に比べ、より環境負荷の低い公共交通機関の利用を促すため、各交通事業者に対し要望活動と利用促進策を実施します。 [バス事業者に要望、埼玉県を通じて鉄道事業者に要望、埼玉高速鉄道線の利用促進]
【実施内容】バス事業者に対しては、本市から輸送力増強等の要望を行いました。また、鉄道事業者に対しては埼玉県を通じ「鉄道整備要望」を行っています。埼玉高速鉄道株式会社に対しては、埼玉県が主体となって行っている、利用促進の取り組みに対する支援を行いました。 [埼玉高速鉄道線・川口市内6駅合計の一日平均乗車人数:57,444人]
【今後の目標・方向性】現状維持

埼玉高速鉄道駅へのアクセス性および利便性の向上(都市交通対策室)
【概要】埼玉高速鉄道線の利用促進を図るため、各駅への結節性・利便性向上について、関係機関に要請します。
【実施内容】バス事業者に対し、輸送力増強等の要望を行いました。 川口駅から安行出羽までのバス路線を戸塚安行駅まで延伸するバス需要実証運行を実施するバス事業者に対し、補助金を交付しました。
【今後の目標・方向性】現状維持

コミュニティバスの利用促進(都市交通対策室)
【概要】コミュニティバス「みんななかまバス」の利用促進を図るため、案内マップの配布やホームページ等での広報を行います。
【実施内容】路線マップを各公共施設や医療機関等に配布しているほか、広報かわぐち(11月号)に利用促進の記事を掲載しました。[コミュニティバスの1日平均乗車人数:1,167人]
【今後の目標・方向性】現状維持

⑦温室効果ガス*の吸収源、ヒートアイランド*対策として、市域の緑地を保全し、緑化を推進します。

川口グリーンカーテン啓発事業(地球温暖化対策室)
【概要】市民・事業者と市が協働により実施する取り組みで、エアコンの使用を少しでも抑える「省エネ」、夏場の建物自体の温度上昇を抑える「ヒートアイランド現象の抑制」、植物を植えることによる「二酸化炭素の削減」を目的として実施します。
【実施内容】本庁舎を含め77の公共施設で実施
【今後の目標・方向性】現状維持
【課題・問題点】公共施設での設置件数は前年度と比べ16箇所減少したため、より多くの施設で実践できるよう啓発を行う。



コラム【グリーンカーテン啓発事業】

温室効果ガス*排出量の削減や、ヒートアイランド*対策として、建物に入り込む夏場の強い日差しを遮るために、つる性の植物(ゴーヤ)を使って緑のカーテンを本庁舎等の公共施設に設置することで、グリーンカーテンを市域に広げる取り組みをしています。



お問い合わせ先:環境部 地球温暖化対策室

⑧法律や埼玉県条例に基づいて指定された地域制緑地の保全に努めます。【5-1再掲】

安行近郊緑地保全区域等の地域制緑地の保全事業(みどり課)
【概要】法律や県の条例に基づいて指定された地域制緑地の保全に努めます。
【実施内容】該当地域において行われる建築物等の新築、宅地の造成等を行う者に行為の内容を届け出させると共に緑化への協力を依頼しました。 [安行近郊緑地保全区域内行為届出:67件、県立安行武南自然公園区域内行為届出:7件]
【今後の目標・方向性】現状維持
【課題・問題点】緑地の維持は義務でないことから、協力を拒まれる場合がある。

⑨「川口市緑のまちづくり推進条例*」に基づき、必要に応じて優良緑地の公有地化を進め、緑地の恒久的な保全を図ります。【5-1再掲】

保全緑地等公有地化・整備事業(みどり課)
【概要】優良緑地が相続等により開発のおそれが生じた場合に、市条例に基づき公有地化を進め、緑地の恒久的な保全を図ります。
【実施内容】公有地化面積:0㎡
【今後の目標・方向性】現状維持
【課題・問題点】保全緑地*等のほとんどが私有地であり、常に開発の圧力にさらされている。特に相続等を原因とする開発・物納の例が多く、今後は公有地化財源の確保方策と計画的な公有地化を検討していく必要がある。

⑩種苗等のあっせん・支給事業等を通じて、身近な緑地の創出を推進します。【5-4再掲】

苗木等無償配布事業(みどり課)
【概要】市内の家庭や事業所向けに苗木等を配布します。
【実施内容】配布本数:518本
【今後の目標・方向性】現状維持
【課題・問題点】苗木等の配布時に育て方のチラシを配っているが、うまく育てられないという声が寄せられている。



種苗等支給事業(みどり課)
【概要】市内各所の公園や道路等で花の植え付けや管理を行うボランティア団体に対して、種苗や肥料等を支給します。また、ボランティアに対して講習会を行います。
【実施内容】市内各所の公園や道路等で花の植え付けや管理を行うボランティア団体に対して、種苗や肥料等を支給しました。また、ボランティアに対して講習会を行いました。 [活動団体数(種苗):77団体、支給種苗株数:46,534株]

【今後の目標・方向性】現状維持・支給種苗株数:50,000株
【課題・問題点】ボランティアの高齢化に伴い、活動団体・場所が減っている。

緑化講習会(みどり課)
【概要】市民が緑化に対する知識および技術を楽しみながら学ぶ講習会を実施します。
【実施内容】専門の講師を迎え、コンテナガーデン講習会を行いました。 [開催回数:1回、参加人数:12人]
【今後の目標・方向性】現状維持・参加人数:35人
【課題・問題点】参加者が少ない。

⑪500㎡以上3,000㎡未満の敷地に建築物を新築・改築・移転し、又は建築面積が1.5倍以上となる増築を行う場合には、敷地内に一定規模以上の緑地を設けるよう指導します。【5-4再掲】

緑化指導(みどり課)
【概要】500㎡以上3,000㎡未満の敷地に建築物を新築・改築・移転し、または建築面積が1.5倍以上となる増築を行う場合には、敷地内に一定規模以上の緑地を設けるよう指導します。
【実施内容】指導件数:73件
【今後の目標・方向性】現状維持

⑫地球温暖化の影響とその適応策を調査・研究します。

温度上昇抑制効果のある舗装の推進(道路維持課・道路建設課)
【概要】温度上昇抑制効果のある舗装を調査・研究します。
【実施内容】遮熱性のある舗装を一部に実施しました。(横曽根第332号線)
【今後の目標・方向性】平成29年度で横曽根第332号線事業完了
【課題・問題点】工費が高価である。また、塗装であることから、耐久性も課題である。



(3) 施策推進の指標の達成状況

①市の事務事業における温室効果ガス排出量（環境総務課）

(t-CO₂)

項目		H26年度 (基準年度)	H27年度	H28年度	H29年度	H32年度 (目標値)
総排出量(1+2) (対基準年度比率)		148,433 —	139,579 -6.0%	143,395 -3.4%	138,705 -6.6%	129,092 -13%
内 訳	1 一般排出量	57,645	55,959	55,987	56,104	51,073
	電気の使用	40,776	39,860	38,418	38,462	36,112
	燃料の使用	15,261	14,409	15,818	16,006	13,516
	公用車の使用	1,420	1,465	1,504	1,391	1,257
	その他	188	225	247	244	188
	2 ごみ焼却排出量	90,788	83,620	87,408	82,601	78,019
	プラスチック類焼却	88,067	80,906	84,824	80,037	75,610
	ごみ焼却(その他)	2,721	2,714	2,584	2,564	2,409

※四捨五入により合計が各項目の和と一致しない場合があります。

②市域から排出される温室効果ガス排出量（環境総務課）

(千t-CO₂)

項目		H24年度 (基準年度)	H25年度	H26年度	H27年度	H32年度 (目標値)
総排出量(1+2+3+4) (対基準年度比率)		2,624.9 —	2,675.1 1.9%	2,578.4 -1.8%	2,512.1 -4.3%	1,970.5 -24.9%
1	二酸化炭素	2,541.2	2,537.9	2,427.1	2,351.0	/
	産業部門	1,027.5	523.4	499.5	474.6	
	業務部門	278.1	425.8	385.6	362.5	
	家庭部門	474.4	832.7	785.7	767.8	
	運輸部門	653.0	690.9	670.3	672.7	
	廃棄物部門	108.2	65.1	86.1	73.4	
2	メタン	4.8	2.5	2.4	2.4	
3	一酸化二窒素	34.9	18.2	18.7	18.2	
4	その他ガス	44.1	116.5	130.2	140.6	

※四捨五入により合計が各項目の和と一致しない場合があります。

※平成27年度の排出量が最新値です。

●総括

指標①基準年度と比較し削減することができました。主な要因は、ごみの排出量および、焼却時に多くの温室効果ガスを排出する廃プラスチック類の割合が減少したことによるものです。

なお、一般排出量が、昨年度と比較し増加した主な要因は、「川口めぐりの森(火葬場)」が平成30年2月から試運転を開始したことなどによるものです。

指標②基準年度と比較し、総排出量は減少しましたが、人口の増加などにより、家庭部門は大幅に増加しています。本市の二酸化炭素の排出量は、32.7%が家庭部門から排出されており、全国平均 13.5%、埼玉県平均 22.8%と比較すると高く、人口密度が高い自治体に見られる特徴的な傾向を示しています。



目標2 空気のきれいな、落ち着いたあるまちにします

(1) 概況

●大気汚染

大気汚染物質は、工場や事業場などの固定発生源からのものと、自動車などの移動発生源からのものがあります。

本市では、市内の大気汚染の状況を把握するため測定局を設置し、光化学オキシダント*、二酸化窒素*、浮遊粒子状物質*などの大気汚染物質について、法令に基づく常時監視を実施しています。

また、ばい煙*、揮発性有機化合物*、粉じん*等の大気汚染物質を排出する工場や事業場に対し、法令に基づいた規制および指導を行い、大気汚染物質の削減を図っています。自動車排出ガスについては、「自動車NOx・PM法*」に基づく対策や、九都県市*によるディーゼル車の規制をはじめ、市域の公共交通機関の整備、街路整備、放置自転車や違法駐車対策のほか、エコドライブ運転の普及・啓発を実施しています。

●騒音・振動、悪臭

騒音・振動、悪臭は、人によって感じ方がさまざま、これらを強く感じる方にとっては日常生活に直接影響を及ぼすことから感覚公害と言われていています。

騒音・振動の発生源は、自動車、工場・事業場、建設作業、深夜営業等、多様化しており、状況に応じて、法令に基づいた規制および指導を行っています。

また、法令に基づき、主要幹線道路の自動車交通騒音や道路交通振動を測定し、騒音については、測定結果をもとに面的評価*を実施しています。

悪臭は、工場や事業場からだけでなく、住宅の浄化槽の不適切な管理が原因であったり、人の感覚や気象条件にも左右されやすかったりと、さまざまな要因からなる複合臭である場合も多く、対策が困難な問題です。これについては、近年増加している複合臭への対応を含め、工場や事業場などの発生源に対して臭いを軽減させる対策を講じるよう指導を行っています。

(2) 市の施策の実施状況

■2-1 発生源に対する規制および指導

①規制対象事業所に対して、立入検査および指導を行います。

大気規制事業(ばい煙・粉じん)(環境保全課)
【概要】規制対象事業所に対して、随時立入検査および指導を行い、大気汚染の低減を図ります。
【実施内容】規制対象施設の立入検査を実施し、指導を行いました。[立入検査:208施設]
【今後の目標・方向性】現状維持

◆大気汚染防止法*、埼玉県生活環境保全条例*に基づく規制事務 平成29年度末現在

区分	大気汚染防止法		埼玉県生活環境保全条例	
	事業所数	施設数	事業所数	施設数
ばい煙・指定ばい煙	167	382	92	95
揮発性有機化合物(VOC)* ・指定炭化水素*類	5	12	70	319
粉じん・指定粉じん	12	20	18	48
有害大気汚染物質	10	10	25	—



◆立入検査件数

大気汚染防止法*

区分	立入検査数		指導件数
	事業所数	施設数	
ばい煙発生施設	56	177	1
VOC排出施設	4	11	0
一般粉じん発生施設	1	3	0

埼玉県生活環境保全条例*

区分	立入検査数		指導件数
	事業所数	施設数	
指定ばい煙発生施設	18	18	2
指定炭化水素*類発生施設	5	13	0
指定粉じん発生施設	1	10	0
有害大気汚染物質排出事業所	4	—	0

大気規制事業(揮発性有機化合物*)(環境保全課)
【概要】近年、大気汚染は規制強化対策により大幅に改善されていますが、光化学オキシダント*は環境基準*を達成しない状況が続いているため、改善に向けた対応が課題となっています。このことから、排出施設に対する自主管理の促進と法規制による排出抑制に努めています。
【実施内容】規制対象施設の立入検査を実施し、指導を行いました。[立入検査:24施設]
【今後の目標・方向性】現状維持

②アスベスト*を使用している建築物等の解体工事や除去作業において、飛散が生じないように、立入検査および指導を行います。

大気規制事業(アスベスト)(環境保全課)
【概要】アスベストを使用している建築物等の解体工事や除去作業において、飛散が生じないように、立入検査および指導を行っています。
【実施内容】特定粉じん排出等作業において、立入検査を実施し、指導を行いました。[立入件数:30件]
【今後の目標・方向性】現状維持

◆特定粉じん排出等作業実施届の届出件数・立入件数

年 度	H25	H26	H27	H28	H29
届出件数	11	16	16	15	16
立入件数	15	20	22	39	30

③野外焼却や廃棄物の不適正な処理を防止するため、パトロール・指導等を強化します。

大気規制事業(野外焼却)(環境保全課)
【概要】市民の理解や協力(情報提供)等を得ながらパトロールを実施し、違法焼却を防止します。
【実施内容】野外焼却に対する指導を行うとともに、広報紙への掲載、パンフレットの配布およびパトロールを実施するなど、野外焼却の防止に努めました。
【今後の目標・方向性】現状維持



不法投棄対策事業(資源循環課・収集業務課)
【概要】廃棄物の不適正な処理を防止するためパトロールや排出者に対する指導を実施します。
【実施内容】廃棄物の不適正な処理を防止するためパトロールや排出者に対する指導を実施しました。 [排出指導件数:199件]
【今後の目標・方向性】現状維持
【課題・問題点】文化的背景の異なる外国人住民に対する排出指導が増えつつあり、適切な対応が必要である。

- ④工場・事業場からの施設設置および特定建設作業実施の届出等に際し、公害防止の事前指導を行うほか、市民から相談のあった工場等に対して個別指導を行います。

工場・事業場の騒音・振動に関する規制・指導(環境保全課)
【概要】工場・事業場からの施設設置等の届出に際し、公害防止の事前指導を実施します。市民からの苦情があった工場等に対し、個別指導を実施します。
【実施内容】施設設置等の届出に際し、公害防止の事前指導を実施しました。また、苦情があった工場等に対し、個別に指導を実施しました。 [届出件数:騒音規制法*:36件、振動規制法*:30件、埼玉県生活環境保全条例*:18件]
【今後の目標・方向性】現状維持

◆平成29年度末現在の騒音規制法に係る特定施設*・県条例に係る指定騒音施設等の届出数

種別	騒音規制法		埼玉県生活環境保全条例			
	特定施設		指定騒音施設		指定騒音作業	
	施設数	事業所数	施設数	事業所数	作業数	事業所数
届出数	3,545	734	974	336	254	224

◆平成29年度末現在の振動規制法に係る特定施設・県条例に係る指定振動施設の届出数

種別	振動規制法		埼玉県生活環境保全条例	
	施設数	事業所数	施設数	事業所数
届出数	2,232	493	40	14

建設作業の騒音・振動に関する規制・指導(環境保全課)
【概要】特定建設作業実施の届出に際し、公害防止の事前指導を実施します。市民からの苦情があった工事等に対し、個別指導を実施します。
【実施内容】特定建設作業実施の届出受理時に周辺住民への配慮等の事前指導を実施しました。また、苦情に基づき個別に指導を実施しました。 [騒音規制法届出件数:130件、振動規制法届出件数:95件]
【今後の目標・方向性】現状維持

◆騒音規制法に基づく特定建設作業実施届の届出件数

年度	H27	H28	H29
届出件数	143	131	130

◆振動規制法に基づく特定建設作業実施届の届出件数

年度	H27	H28	H29
届出件数	91	86	95



深夜営業騒音事前指導(環境保全課)
【概要】事業者の申請に基づき、公害防止の事前指導を実施します。市民からの苦情に基づき、個別指導を実施します。
【実施内容】カラオケ等を設置する飲食店等に対し、申請時に事前指導を実施しました。[71件] また、深夜営業に伴う市民からの騒音苦情に基づき個別に指導を実施しました。
【今後の目標・方向性】現状維持

悪臭規制事業(環境保全課)
【概要】市民の生活環境を保全するため、苦情等に基づき、悪臭防止の指導を行います。
【実施内容】悪臭苦情の原因者に対し、指導を実施しました。[6件]
【今後の目標・方向性】現状維持

⑤規制対象事業所の公害防止組織を整備し、施設を適正に管理するよう指導を行います。

公害防止組織整備事業(環境保全課)
【概要】関連法令の届出時などに選任・届出の指導を実施します。
【実施内容】関連法令の届出時などに選任・届出の指導を実施しました。 [特定工場における公害防止組織の整備に関する法律届出件数:16件] [埼玉県生活環境保全条例*届出件数:48件]
【今後の目標・方向性】現状維持

⑥交通量が多く騒音被害が懸念される幹線道路等について低騒音舗装の敷設を関係機関に要請します。

低騒音舗装の敷設(道路維持課)
【概要】交通量が多く騒音被害が懸念される幹線道路等について、低騒音舗装の敷設を関係機関に要請します。
【実施内容】占用物が多く、耐久性に課題があるため見直しを図ります。
【今後の目標・方向性】見直し
【課題・問題点】コストが高い。

⑦法令の規制対象外となる日常生活から発生する公害の相談に基づき、個別に指導・啓発を行います。

近隣騒音等の啓発活動(環境保全課)
【概要】法令の規制のかからない、日常生活からの公害苦情に対して指導・啓発を行います。
【実施内容】法令の規制のかからない、日常生活からの公害苦情に対して指導・啓発を行いました。
【今後の目標・方向性】現状維持

■2-2 大気汚染防止対策

①更なる大気汚染物質の抑制のため、法令の規制対象外の事業所に対しても、パトロールや市民からの情報提供等により立入検査を行います。

大気汚染防止(環境保全課)
【概要】規制対象外の事業所に対しても、立入検査および指導・啓発を行います。
【実施内容】市民からの情報提供等により規制対象外の事業者に対し、指導・啓発を行いました。

②事業者の公害防止設備等の設置の経済的負担を軽減するため、融資のあっせんおよび利子助成を行います。【1-1、3-2 再掲】【目標 1-1-④「公害防止資金融資事業」参照】



③違法駐車に対する規制が強化された改正道路交通法に基づき、状況に応じて適切な違法駐車対策を進めます。

違法駐車等防止啓発活動(交通安全対策課)	
【概要】	蕨駅東口を中心とした芝地区において、委託した警備会社の違法駐車等防止指導員が車両による巡回を行い、違法駐車防止の啓発をするなどの活動を実施しています。
【実施内容】	違法駐車をしようとする運転者53人に対し、啓発を行いました。
【今後の目標・方向性】	違法駐車台数を50台未満に減少させる。

■2-3 環境監視の推進

①市内に一般環境大気測定局および自動車排出ガス測定局を配置し、大気汚染の常時監視を行います。

大気汚染常時監視(環境保全課)	
【概要】	市内に測定局を6局配置し、大気汚染の常時監視を実施しています。
【実施内容】	・一般環境大気測定局4局、自動車排出ガス測定局2局で測定しました。 ・6項目のうち、4項目(二酸化硫黄*、一酸化炭素*、浮遊粒子状物質*、二酸化窒素*)は、環境基準を達成しましたが、2項目(光化学オキシダント*、微小粒子状物質*)は達成しませんでした。
【今後の目標・方向性】	現状維持・測定項目数:6項目・環境基準達成率:100%
【課題・問題点】	7～10年ごとに測定機を買い替えなければならず、機器の整備および維持管理に多額の費用が必要である。

◆環境基準達成状況一覧

○:環境基準達成 ×:環境基準非達成

区分	測定物質	二酸化硫黄(SO ₂)		一酸化炭素(CO)		浮遊粒子状物質(SPM)		光化学オキシダント(O _x)	二酸化窒素(NO ₂)	微小粒子状物質(PM2.5)	
		長期的評価	短期的評価	長期的評価	短期的評価	長期的評価	短期的評価	短期的評価	長期的評価	短期基準	長期基準
一般局	横曽根	—	—	—	—	○	○	—	○	—	—
	南平	○	○	—	—	○	○	×	○	×	○
	新郷	—	—	—	—	○	○	×	○	—	—
	芝	—	—	—	—	○	○	×	○	○	○
	達成率	100%	100%	—	—	100%	100%	0%	100%	50%	100%
自排局	安行	—	—	—	—	○	○	—	○	—	—
	神根	—	—	○	○	○	○	—	○	○	○
	達成率	—	—	100%	100%	100%	100%	—	100%	100%	100%
環境基準達成率	100%		100%		100%		0%	100%	67%		

②市内の幹線交通を担う道路における自動車騒音の常時監視や振動の測定を行います。

自動車騒音常時監視(環境保全課)	
【概要】	川口市内の幹線交通を担う道路の周辺50m以内にある住居について、騒音の環境基準*の達成状況を調査します。この調査は、毎年測定地点を変更しながら5年間をかけて、市内全ての対象道路において測定を行っています。個々の住居が受ける自動車騒音を個別に測定することは困難であるため、対象道路の道路端で測定した自動車交通騒音の実測値を基に国の面的評価*支援システムを用いて推計し、評価します。
【実施内容】	市内8路線8地点で調査を実施しました。その結果、全調査地点での評価対象住居戸数8,393戸のうち昼夜とも環境基準を達成した住居数は8,191戸であり、適合率は97.6%でした。
【今後の目標・方向性】	現状維持・調査地点数:8地点・環境基準達成率:100%



◆面的評価*

評価対象道路	延長	評価区間の 居等戸数	基準値以下 とも 昼間・夜間		基準値以下 昼間のみ		基準値以下 夜間のみ		基準値超過 とも 昼間・夜間	
	Km	戸	戸	%	戸	%	戸	%	戸	%
国道122号	2.6	1,077	960	89.1	117	10.9	0	0.0	0	0.0
県道さいたま川口線	1.9	517	514	99.4	3	0.6	0	0.0	0	0.0
県道さいたま草加線	3.3	1,044	1,039	99.5	3	0.3	0	0.0	2	0.2
県道台東川口線	2.1	174	172	98.9	0	0.0	0	0.0	2	1.1
県道さいたま鳩ヶ谷線	3.4	1,100	1,065	96.8	7	0.6	0	0.0	28	2.5
県道東京川口線	2.9	1,427	1,420	99.5	4	0.3	0	0.0	3	0.2
県道大間木蕨線	1.6	910	907	99.7	3	0.3	0	0.0	0	0.0
市道幹線49号線	7.8	2,512	2,474	98.5	11	0.4	0	0.0	27	1.1

※各路線で重複する住居等があるため、実際の住居等総数より増加します。

※端数処理の結果、必ずしも合計で100%にはなりません。

◆自動車騒音・道路交通振動測定結果

測定地点 対象道路	時間帯	騒音			振動	
		等価騒音 レベル	環境基準 との比較	要請限度 との比較	振動 レベル	要請限度と の比較
		dB	○以下 ×超過	○以下 ×超過	dB	○以下 ×超過
朝日2-28-13付近	昼間	69	○	○	47	○
国道122号	夜間	67	×	○	43	○
柳崎1-19-10付近	昼間	64	○	○	44	○
県道さいたま川口線	夜間	60	○	○	37	○
新井宿700付近	昼間	66	○	○	42	○
県道さいたま草加線	夜間	62	○	○	35	○
江戸1-18付近	昼間	64	○	○	44	○
県道台東川口線	夜間	60	○	○	39	○
石神896-5付近	昼間	66	○	○	49	○
県道さいたま鳩ヶ谷線	夜間	62	○	○	41	○
領家3-14-1付近	昼間	68	○	○	43	○
県道東京川口線	夜間	65	○	○	38	○
柳崎1-23-16付近	昼間	61	○	○	36	○
県道大間木蕨線	夜間	58	○	○	30	○
戸塚3-18-27付近	昼間	69	○	○	50	○
市道幹線49号線	夜間	64	○	○	41	○



③大気環境に関する常時監視、規制および指導等の内容や結果を公表します。

環境保全の内容と結果の公表(環境保全課)
【概要】川口市の大気環境に関する常時監視、規制および指導等の内容について毎年、概要等にまとめ公表します。
【実施内容】「環境保全行政の概要」、「川口市分析センター測定結果報告書」をホームページ上に掲載し、公表しました。

■2-4 自動車交通量の低減化および交通流の円滑化

①関係機関との協力により、歩行者や自転車が通行しやすい道路に整備します。

街路整備事業(街路事業課)	
【概要】街路事業は「都市計画法」に基づき、都市計画事業の認可を受けて、都市の骨格を形成する街路を整備する事業で、活力ある都市づくりや安全で快適な市街地形成のために行っています。	
川口駅周辺の交通渋滞解消を目的とする街路事業	環状本町飯塚線、環状八間通り線
川口駅周辺の市街地整備を目的とする街路事業	環状本町飯塚線、善光寺荒川線、仲町荒川堤防線
交通連携機能の強化(中心市街地の活性化)を目的とする街路事業	駅前六間通り線、元郷駅六間通り線(2工区)
SKIPシティへのアクセス性の向上を目的とする街路事業	上青木東西線、里上青木線
市域東西の道路網強化を目的とする街路事業	仁志町領家町線
芝地区の市街地整備を目的とする街路事業	南浦和前川線
【実施内容】用地買収、物件補償および街路整備工事	
【今後の目標・方向性】現状維持	
【課題・問題点】用地交渉が難航しており、事業が長期化している。	

区画整理事業における街路整備工事(各土地区画整理事務所)	
【概要】区画整理事業における街路整備工事により、交通環境を改善し歩行者や自転車が通行しやすい道路に整備します。	
【実施内容】	
西部土地区画整理事務所	芝東第3事業:17カ所、697m、芝東第4事業:15カ所、602m、芝東第6事業:1カ所、31m
東部土地区画整理事務所	新郷東部第2事業:13カ所、581.9m
北部土地区画整理事務所	石神西立野特定事業:14カ所、1,542m、安行藤八特定事業:10カ所、1,349m
里土地区画整理事務所	里土地区画整理事業:12カ所、996.0m
【今後の目標・方向性】	
西部土地区画整理事務所	拡充
東部土地区画整理事務所	現状維持・工事延長:2,234m
北部土地区画整理事務所	現状維持・石神西立野特定事業:650m、安行藤八特定事業:700m
里土地区画整理事務所	現状維持・工事延長:951.0m



道路改良・補修事業(道路維持課・道路建設課)
【概要】自動車・自転車交通の円滑化に資するための道路の改良、補修を実施します。
【実施内容】舗装が痛んだ道路の舗装改修、補修工事を実施し、車両の走行性能の向上を図りました。 [舗装延べ面積:28,745㎡]
【今後の目標・方向性】現状維持

道路整備事業(道路建設課)
【概要】道路整備に伴い、車道を狭め、歩道の拡幅を行い、また、段差などを解消します。
【実施内容】既存の歩道をバリアフリー型に改修し、歩行者の利便性向上に努めました。 [幹線第67号歩道整備工事、幹線第98号歩道整備工事、段差解消工事]

自転車通行空間整備事業(道路建設課)
【概要】自転車レーンの設置や路面標示の塗布等による自転車通行空間整備を実施します。
【実施内容】自転車通行空間の整備を実施しました。[SKIPシティ周辺道路:約1.4km]
【今後の目標・方向性】現状維持

歩行空間の整備促進(道路建設課・交通安全対策課)
【概要】自動車の流入を抑制するエリアの設定や一方通行規制などの導入促進を図るため、関係機関に要請します。
【実施内容】
道路建設課 所轄警察と連携し、ゾーン30の整備を実施しました。[南鳩ヶ谷7丁目、飯塚1～3丁目]
交通安全対策課 交通規制等について警察署に要望しました。
【今後の目標・方向性】 道路建設課 現状維持 交通安全対策課 現状維持

交通安全施設整備事業(交通安全対策課)
【概要】標識、信号機など、交通安全施設の適切な整備を推進します。
【実施内容】歩行者の安全を確保するため、定周期、押ボタン式信号機等の設置について所轄の警察署に要望しました。[川口署:定周期1、押ボタン式3][武南署:定周期0、押ボタン式5]
【今後の目標・方向性】現状維持

道路照明灯整備事業(道路建設課)
【概要】交通安全上危険な箇所において、道路照明灯を設置します。
【実施内容】道路照明灯設置を行い、交通安全向上に努めました。[照明灯設置:227基]
【今後の目標・方向性】現状維持

②放置自転車対策として、駐輪場の整備、放置自転車の撤去、利用者へのマナーの啓発を推進します。

蕨・川口市合同クリーンキャンペーン(交通安全対策課)
【概要】蕨駅前において、蕨市と合同で放置自転車クリーンキャンペーンを行います。
【実施内容】参加人数:34人 クリーンキャンペーン期間中撤去台数[自転車:760台、原付:3台]
【今後の目標・方向性】現状維持・参加人数:50人



駐輪施設整備促進事業(交通安全対策課)
【概要】中高層建築物、ワンルームマンション等の事前協議時に、適正規模の駐輪場整備を働きかけ、協力を求めます。また、既存施設等に対しては、駐輪場の活用を呼びかけます。
【実施内容】中高層建築物:29件、ワンルームマンション:38件
【今後の目標・方向性】現状維持

公共施設等駐輪場整備事業(交通安全対策課)
【概要】民間活力の導入を図るとともにその事業を促進させ、自転車放置防止並びに都市機能の維持・促進に寄与することを目的とします。
【実施内容】0件
【今後の目標・方向性】現状維持・1件

③鉄道駅周辺の道路や交通環境のバリアフリー化を図り、ユニバーサルデザインを推進します。

交通環境円滑化・改善方策(都市計画課)
【概要】鉄道駅周辺の円滑な移動環境の形成を図るため、「川口市バリアフリー基本構想*」に基づいて高齢者や障害者等が円滑に移動できる道路整備等を促進し、関係機関との連携により交通環境の改善を図り大気汚染の抑制に努めるとともに、安全で快適な都市空間とします。
【実施内容】バリアフリー基本構想に基づく年次目標達成のため、川口市バリアフリー基本構想推進協議会および川口市バリアフリー基本構想庁内推進会議等において意見交換を実施しました。また、関係機関等と連携し、バリアフリー事業の推進による、暮らしやすい市街地整備に努めました。 [基本構想に基づくバリアフリー化の実施率:69.16%]
【今後の目標・方向性】現状維持・長期目標(平成30年度)100%
【課題・問題点】道路、施設等のバリアフリー化を促進し、交通の円滑化を図り、より一層の大気汚染の抑制に努めるためには、計画的・継続的に事業を実施していく必要がある。

④バス交通の定時性の確保や利便性の向上を図るため、バスロケーションシステム(バスの運行情報案内)や公共車両優先システムの整備を関係機関に要請します。

バス交通の定時性確保および利便性向上(都市交通対策室)
【概要】バス交通の定時性の確保や、利便性の向上を図るため、バスロケーションシステム(バスの運行情報案内)や公共車両優先システムの整備を関係機関に要請します。
【実施内容】バス事業者に対しては、本市から利便性向上等の要請を行いました。
【今後の目標・方向性】現状維持

⑤公共交通機関の整備を関係機関に要請し、利用を促進します。【1-2再掲】【目標1-2-⑥「公共交通の利便性向上および利用促進」参照】

⑥交通安全運動期間などに街頭活動を通じた安全運転マナーの啓発を行います。

安全運転・マナーアップ啓発事業(交通安全対策課)
【概要】交通安全運動期間などに街頭活動等を通して、安全運転と交通マナーの啓発を行います。
【実施内容】年4回の交通安全運動などに街頭等でキャンペーンを37回行いました。
【今後の目標・方向性】現状維持・キャンペーン40回

■2-5 エコドライブの普及と促進

①エコドライブ運動を推進します。【1-2再掲】【目標1-2-⑤「エコドライブの普及促進」参照】



(3) 施策推進の指標の達成状況

①大気環境基準達成率（環境保全課）

項目		年度	実績値 H26	実績値 H27	実績値 H28	実績値 H29	目標値 H34
大気汚染 常時監視	達成率		67%	50%	50%	67%	100%
	達成項目数 /測定項目数		4/6	3/6	3/6	4/6	6/6

※詳細は、2-3-①「環境基準達成状況一覧」参照

②騒音環境基準達成率（環境保全課）

項目		年度	実績値 H26	実績値 H27	実績値 H28	実績値 H29	目標値 H34
自動車騒音 の面的評価*	達成率		93.4%	95.1%	97.7%	97.6%	100%
	達成項目数 /測定項目数						

※詳細は、2-3-②「面的評価」参照

●総括

指標①大気環境基準の達成率においては、目標値を下回ったが、大気汚染の改善については、全国規模での取り組みが必要であり、その中で、市民・事業者に対して大気汚染物質の排出削減について理解と協力が得られるよう、更なる啓発に努める。

指標②騒音環境基準の達成率においては、目標値を下回ったが、今後も市民・事業者に対して騒音に対する意識啓発を図りながら、理解と協力が得られるよう、更なる啓発に努める。



目標3 きれいな水の流れるまちにします

(1) 概況

●水質汚濁

高度経済成長期に著しく汚れた本市の河川や水路は、工場などの発生源に対する規制や公共下水道の整備、水処理技術の向上などにより大幅に改善されています。

更なる水質の改善のためには、事業所への立入検査や指導の強化とともに、今日の汚れの大きな原因といわれる生活排水に目を向けていくことが大切です。

今後は、計画的な公共下水道の整備に加え、下水道処理区域以外の地域では、合併処理浄化槽設置の推進や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進、維持管理の徹底が求められます。

本市では、引き続き、水質汚濁物質の排出削減を図るとともに、地域をはじめ、国、県、近隣自治体や関係機関との連携を図りながら、水質の改善に取り組んでまいります。

●地下水・土壌汚染

地下水や土壌の汚染は、有害物質の不適正な管理による漏洩^{ろうえい}や窒素系肥料の過剰な施肥^{せひ}などにより、長い年月をかけて汚染が進みます。

本市では、地下水の常時監視をはじめ、有害物質を使用する事業者への立入検査や指導のほか、汚染が確認された場合には、対策等の指導をしています。

引き続き、国や県、関係機関との連携を図りながら、事業者や土地所有者に対し、汚染の未然防止、適切な対策を講じてもらうよう徹底してまいります。

(2) 市の施策の実施状況

■3-1 発生源に対する規制および指導

①法令の規制対象事業所等に対して、立入検査および指導を行います。

事業場の排水規制(下水道維持課)
【概要】法令に基づき立入検査を実施し、下水排除基準を超過した事業場に対して行政指導を行います。
【実施内容】検査数225件のうち、基準超過による行政指導を36件行いました。 [規制対象事業場数:179社]
【今後の目標・方向性】現状維持・排水検査数:250件

法令に基づく規制・指導(水質)(環境保全課)
【概要】「水質汚濁防止法*」「埼玉県生活環境保全条例*」に基づき規制および指導を行います。
【実施内容】規制対象事業所に延べ131件の立入検査を行い、基準超過27件に対し、文書指導を行いました。
【今後の目標・方向性】現状維持

◆「水質汚濁防止法*」第22条第1項および「埼玉県生活環境保全条例*」第120条の規定に基づく立入検査
平成29年度立入検査状況

立入事業場	適合	適合率(%)	不適合	不適合率(%)
131	104	79.4	27	20.6



②事業所に対して、土壌、地下水の汚染の防止および対策について指導を行います。

事業所への指導(環境保全課)
【概要】事業所に立ち入り、施設・有害物質*・排水の状況等を確認し、事故の防止・事前対策等について指導を行います。
【実施内容】事業者に対し、施設および有害物質の取り扱い等について指導しました。 [排水検査数: 131件]
【今後の目標・方向性】現状維持

◆「水質汚濁防止法」および「埼玉県生活環境保全条例」に基づく規制事務

平成29年度末現在の事業場等数

水質汚濁防止法			埼玉県生活環境保全条例		
特定事業場	貯蔵指定事業場		計	指定排水工場等	計
第5条第1項	第5条第3項				
287(2)	27(4)	7	321	12(7)	12

※法律()内は、貯蔵指定事業場を併せて設置している特定事業場の数(内数)。

※条例()内は、特定施設*を併せて設置している指定排水工場等の数(内数)。

法令に基づく規制・指導(土壌)(環境保全課)
【概要】「土壌汚染*対策法」「埼玉県生活環境保全条例」に基づき、事業者に対し浄化や処置について指導を行います。
【実施内容】事業者に対し、土壌調査・浄化等を指導しました。
【今後の目標・方向性】現状維持

◆土壌汚染対策法に基づく届出・報告件数

届出・報告	件数
土壌汚染状況調査結果報告書	2
第3条第1項ただし書の確認申請書	4
土地利用方法変更届出書	1
一定の規模以上の土地の形質の変更届出書	13
形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出書	6
指定の申請書	1
汚染土壌の区域外搬出届出書	4
土壌の基準適合認定申請書	1
措置完了報告書	3
合計	35



◆埼玉県生活環境保全条例*に基づく報告件数

報 告	件 数
特定有害物質取扱事業所設置状況等調査報告書	13
土壌汚染*状況調査結果報告書	2
汚染処理計画作成報告書	0
汚染拡散防止計画作成報告書	0
汚染処理(汚染拡散防止措置)完了報告書	0
合 計	15

◆平成29年度末現在の土壌汚染対策法に基づく指定区域の指定状況

区分	要措置区域	形質変更時要届出区域
指定件数	2	7

■3-2 総合的な水質改善対策の推進

①国、埼玉県、流域自治体と連携し、河川の水質改善を推進します。【8-1再掲】

綾瀬川浄化対策協議会(環境保全課)
【概要】綾瀬川下流流域自治体(越谷市、草加市、八潮市、足立区、葛飾区)と広域的な水質浄化対策を図ります。
【実施内容】水質・生物調査、合同視察会を行いました。
【今後の目標・方向性】現状維持

芝川・新芝川水環境改善連絡会(河川課)
【概要】芝川・新芝川水環境改善連絡会に積極的に参加し、河川浄化を推進します。
【実施内容】流域住民と、河川清掃を行いました。
【今後の目標・方向性】現状維持

②埼玉高速鉄道線に併設する導水管により、荒川の水を綾瀬川、芝川などに導水し、水質の改善を図ります。

綾瀬川・芝川等浄化導水事業(河川課)
【概要】水環境の悪化が著しい綾瀬川や芝川等では、「水環境改善緊急行動計画」(清流ルネッサンス)を策定し、市民や行政が一体となって流域全体でさまざまな取り組みを実施します。その一環として、トンネルの上部を地下鉄、下部を河川の導水路として利用(全国初の取り組み)し、綾瀬川等に荒川の水を導水する事業を実施します。
【実施内容】「綾瀬川・芝川等浄化導水事業」による通水を実施しました。[導水量:3m ³ /秒]
【今後の目標・方向性】現状維持

③ヘドロの^{しゅんせつ}浚渫により水質の改善を図ります。

河川(水路)浚渫事業(河川課)
【概要】水質汚濁防止*対策のために、市内の河川(水路)の浚渫を実施します。
【実施内容】河川(水路)において、約1,250m ³ の浚渫を実施しました。
【今後の目標・方向性】現状維持・1,200m ³



- ④公共下水道認可区域以外の地域での、新たな合併処理浄化槽の設置や、単独処理浄化槽や汲み取り便所から合併処理浄化槽への転換を支援します。

川口市浄化槽設置整備事業(環境保全課)
【概要】公共下水道事業計画策定区域以外の地域に、新たに合併処理浄化槽を設置します。また、単独処理浄化槽や汲み取り便所から合併処理浄化槽に転換する際に、費用の一部を補助します。
【実施内容】2基640,000円を補助しました。
【今後の目標・方向性】現状維持

- ⑤事業所の公害防止設備等の設置の経済的負担を軽減するため、融資のあっせんおよび利子助成を行います。【1-1、2-2再掲】【目標1-1-④「公害防止資金融資事業」参照】

- ⑥公共下水道の普及を図るため、計画的な下水道整備を推進します。

公共下水道築造事業(下水道推進課)
【概要】下水道がまだ整備されていない地区に污水管を新設します。
【実施内容】荒川左岸南部流域と中川流域において、約10,582mの污水管整備を実施しました。
【今後の目標・方向性】現状維持・14,200m(平成30年度)
【課題・問題点】水質の保全を図るためには、下水道の早急な整備が必要。今後とも、財源確保に努めるとともに、限られた財源を有効に活用し、下水道の普及・向上を図ることが課題となる。

- ⑦公共用水域*の水質改善を図るため、雨水の一時貯留などにより、合流式管渠^{かんきょ}の雨水吐口からの放流水の水質改善を推進します。

合流式下水道緊急改善事業(下水道推進課)
【概要】平成16年の「下水道法施行令」の改正により、平成16年度から平成25年度までの10年間で合流式下水道を改善し、川に流す水をきれいにすることが義務付けられました。また、水質保全の観点からも必要な事業です。
【実施内容】平成25年度に事業完了。

- ⑧水洗化を促進するため、「水洗便所改造資金融資利子等助成制度」および「私道共同排水設備整備補助金制度」を推進します。

水洗便所改造資金融資利子等助成制度(下水道維持課)
【概要】水洗便所改造資金融資利子等助成制度は平成26年度から実施しています。現在の融資助成制度は1件につき50万円以内、かつ60回以内の返済の融資に対する、利子および保証料に対する額を補助額としています。
【実施内容】3件の申請受付と、11件の利子等助成を行いました。
【今後の目標・方向性】平成30年度以降は、新規の申請受付を終了したが、利子等の助成を継続する。 [利子等助成額:187千円]

私道共同排水設備整備補助金制度(下水道維持課)
【概要】私道共同排水設備整備補助金制度は昭和57年度から実施しています。現在の補助金制度は工事費の10分の8以内を補助額としています。
【実施内容】16件、64,163千円を補助しました。
【今後の目標・方向性】現状維持・23件、90,000千円



■3-3 環境監視の推進

①地下水の常時監視を行います。

地下水常時監視(環境保全課)
【概要】「水質汚濁防止法*」第15条の規定に基づく、地下水の常時監視として水質等の調査を行います。調査では、埼玉県知事の作成した測定計画に基づき地域の全体的な地下水質の概況を把握するための概況調査、汚染が発見された場合に汚染原因の究明や汚染範囲を確定するため、汚染井戸周辺調査や継続監視調査を実施します。
【実施内容】市内2地点で概況調査を実施し、2地点とも環境基準*を達成しました。また、継続監視調査を4地点で実施しました。[概況調査の測定項目数:56項目、環境基準達成率:100%]
【今後の目標・方向性】現状維持・概況調査の測定項目数:56項目、環境基準達成率:100%

◆平成29年度継続監視調査結果

(単位:mg/l)

項目	地区					環境基準
	本町	東貝塚	赤山	戸塚		
1,1-ジクロロエチレン*	0.002	-	-	-	0.1	
1,2-ジクロロエチレン*	0.049	-	-	-	0.04	
トリクロロエチレン*	0.055	-	-	-	0.01	
硝酸性窒素および亜硝酸性窒素	-	11	6.3	8.1	10	

②公共用水域*の常時監視を行います。

公共用水域常時監視(環境保全課)
【概要】「水質汚濁防止法」第15条の規定に基づく公共用水域の常時監視として、河川の水質測定等の調査を実施します。調査では、埼玉県知事が作成した測定計画に基づく調査地点2地点および市独自の調査地点7地点について、月1回河川水の水質等を測定します。
【実施内容】生物化学的酸素要求量(BOD*)の環境基準*が設定されている5地点とも環境基準を達成しました。
【今後の目標・方向性】現状維持・調査地点数:5地点、環境基準達成率:100%

◆BOD75%値の推移

(単位:mg/l)

河川名	測定地点	年 度			環境基準	適合状況
		H27	H28	H29		
芝 川	在 家 橋	4.4	4.0	4.4	8	3/3
	天 神 橋	4.2	4.2	4.0		
	青 木 橋	10	10	7.7		
新 芝 川	山 王 橋	2.8	2.9	2.1	8	1/1
藤右衛門川	論 處 橋	6.6	5.8	4.4	-	-
豎 川	新 橋	2.8	3.9	2.1	-	-
毛 長 川	舎 人 橋	4.8	4.7	4.3	-	-
伝 右 川	新伝右橋	8.0	9.0	8.4	-	-
綾 瀬 川	綾瀬新橋	3.2	3.2	3.9	5	1/1

③水環境に関する常時監視、規制および指導等の内容や結果を公表します。【目標2-3-③「環境保全の内容と結果の公表」参照】



■3-4 水質汚濁防止活動の普及啓発

①市民や事業者に対して、水質浄化対策の啓発を行います。

生活排水対策の普及・啓発(環境保全課)
【概要】洗剤・石けんなどの適正量の使用や、家庭でできる生活排水対策の普及・啓発を推進します。
【実施内容】イベントにおいて、生活排水対策の普及・啓発活動を行いました。
【今後の目標・方向性】現状維持

浄化槽の維持管理(環境保全課)
【概要】浄化槽の維持管理の徹底を図ります。
【実施内容】 ・広報紙やホームページに維持管理について掲載しました。 ・浄化槽に伴う悪臭苦情の際に、維持管理徹底を指導しました。
【今後の目標・方向性】現状維持

②市民参加型の水質汚濁防止*活動を推進します。

水質浄化啓発事業(環境保全課)
【概要】流域住民への生活排水対策や、河川清掃を行い、河川に対する関心を高め、水質浄化について啓発を図ります。
【実施内容】イベントにおいて、生活排水対策品を製作し、家庭での使用を促しました。
【今後の目標・方向性】現状維持
【課題または問題点】「河川クリーン作戦(綾瀬川)」は荒天により実施を見合わせた。

芝川緑化期成同盟会(建設管理課)
【概要】市民による水質浄化対策として河川敷清掃を推進します。
【実施内容】芝川緑化期成同盟会により、旧芝川遊歩道周辺の河川敷清掃を実施しました。
【今後の目標・方向性】現状維持

(3) 施策推進の指標の達成状況

①公共用水域*環境基準達成率（環境保全課）

項目		年度	実績値 H26	実績値 H27	実績値 H28	実績値 H29	目標値 H34
BOD 値	達成率		100%	80%	80%	100%	100%
	達成数/測定数		5/5	4/5	4/5	5/5	5/5

※詳細は、3-3-②「BOD75%値の推移」参照

②下水道処理人口普及率（目標：下水道推進課、実績：下水道管理課）

項目		年度	実績値 H26	実績値 H27	実績値 H28	実績値 H29	目標値 H34
下水道処理人口普及率			85.9%	86.2%	86.5%	86.8%	順次整備

③地下水環境基準達成率（環境保全課）

項目		年度	実績値 H26	実績値 H27	実績値 H28	実績値 H29	目標値 H34
概況 調査	達成率		100%	100%	100%	100%	100%
	達成数/測定数		56/56	56/56	56/56	56/56	-

※測定数＝測定地点数(2地点)×測定項目数「(測定項目は「人の健康の保護に関する項目(28項目)」

●総括

指標①現状維持をしながら、今後も市ホームページや啓発事業、流域協議会等を活用し、合併浄化槽の普及促進や関係部局との連携および流域自治体との協力を推進していく。

指標②平成 29 年度の下水道処理人口普及率は、目標値 86.9%を下回った。今後も国庫補助金等の財源確保に努めるとともに、新設した水洗便所改造資金の補助制度の活用により、公共下水道の更なる普及向上を目指し、水質保全に寄与していく。

指標③現状維持をしながら、市民・事業者に対して地下水に対する意識啓発を図り、理解と協力が得られるよう、更なる啓発に努める。



目標4 有害化学物質による汚染のないまちにします

(1) 概況

●有害化学物質

化学物質は、その製造、使用、廃棄などの各段階で適切な管理が行なわれないと環境汚染を引き起こし、人体や生態系に悪影響を及ぼすおそれがあります。このことから、法令に定められた有害大気汚染物質やダイオキシン類*については、適切な環境リスク対策を講じて、削減していく必要があります。

わが国では、「特定化学物質の環境への排出量の把握等および管理の改善の促進に関する法律」に基づく「PRTR制度*」により特定化学物質の排出量が把握され、事業者の取り組みにより、化学物質の自主管理の改善が図られています。

本市では、「大気汚染防止法*」で指定されている揮発性有機化合物*等の有害大気汚染物質を4地点で測定しており、環境基準*の定められている物質はすべて環境基準を達成しています。

また、「ダイオキシン類対策特別措置法*」に基づき、大気、河川水、河川底質、地下水および土壌について調査を実施し、いずれも環境基準を達成しています。このほか、「ダイオキシン類対策特別措置法」、「埼玉県生活環境保全条例*」に基づき、ダイオキシン類を発生する特定施設*に対して、排出基準じゅんしゆの遵守と立入検査による適正な運転管理を指導しています。

(2) 市の施策の実施状況

■4-1 発生源に対する規制および指導

①規制対象事業所に対して、規制基準きぎんじゆんを遵守するよう立入検査および指導を行います。

大気規制事業(ダイオキシン類) (環境保全課)
【概要】有害性が高いダイオキシン類について、対象事業所に対する指導を実施します。
【実施内容】ダイオキシン類等を発生する事業場に対し立入検査を実施し、適正な運転管理の指導をしました。また、自主測定の実施と、その結果報告を指導しました。(9施設)
【今後の目標・方向性】現状維持

◆「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく立入検査および指導

平成29年度末現在の施設数

施設名		施設数
大気関係	製鋼用電気炉	1
	廃棄物焼却炉(50Kg/h以上)	7
水質関係	廃棄物焼却炉に係る排ガス洗浄施設、湿式集じん施設	3
	廃棄物焼却炉に係る灰の貯留施設	2
施設数合計		13
事業所数合計		5

平成29年度立入検査件数

施設名	対象事業所数	立入検査数	
		施設数	事業所数
大気関係	製鋼用電気炉	1	1
		廃棄物焼却炉	4
水質関係	廃棄物焼却炉に係る灰の貯留施設	1	1
合計		5	5



②規制対象事業所の公害防止組織を整備し、施設を適正に管理するよう指導を行います。【目標2-1-⑤「公害防止組織整備事業」参照】

■4-2 有害化学物質による汚染防止対策

①パトロールや市民からの情報提供により、規制基準に適合しない焼却炉による違法な焼却を防止します。【目標2-1-③「大気規制事業(違法焼却)」参照】

②アスベスト*が含有されているおそれのある吹付け建材の分析調査を行い、吹付けアスベストまたはアスベスト含有ロックウールの除去を促進します。

民間建築物アスベスト対策補助事業(建築安全課)	
【概要】民間建築物の壁、柱、天井等に吹付けられたアスベストの飛散による市民への健康被害を未然に防止し、生活環境の保全を図るため、アスベストが含有されているおそれのある吹付け建材の分析調査や、吹付けアスベストまたはアスベスト含有ロックウールの除去工事等を行う建物所有者等に対し、その費用の全額または一部を補助します。	
【実施内容】	・分析調査事業補助件数:1件 ・除去等事業補助件数:2件
【今後の目標・方向性】	・分析調査事業:平成29年度で終了 ・除去等事業補助:現状維持
【課題・問題点】補助制度のより一層の周知。	

③事業者に対して、有害化学物質の使用抑制を図るよう啓発します。

化学物質に関する啓発事業(環境保全課)	
【概要】毎年度、排出量・取扱量等について市が集計結果を公表することで、使用抑制を促します。	
【実施内容】市内の化学物質の排出量等をホームページ等で公表するとともに、窓口において化学物質に関するパンフレットの配布を行いました。	
【今後の目標・方向性】現状維持	

■4-3 環境監視の推進

①「有害大気汚染物質モニタリング指針」に基づき、「優先取組物質」の状況を調査します。

有害大気汚染物質常時監視(環境保全課)	
【概要】市内における有害大気汚染物質による汚染の状況を把握するため、国が定めたマニュアルに基づき、監視対象となっている有害大気汚染物質について、調査・測定を実施します。	
【実施内容】 ・一般環境3地点、沿道1地点において測定しました。 ・環境基準の設定されているベンゼン*、トリクロロエチレン*、テトラクロロエチレン*、ジクロロメタン*の4項目については、環境基準を達成しました。	
【今後の目標・方向性】現状維持・測定項目数:4項目、環境基準達成率:100%	



◆有害大気汚染物質の年平均値(環境基準設定項目) (単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

物質名	測定地点	年度			環境基準
		H27	H28	H29	
ベンゼン	南平測定局	1.2	1.0	1.1	3
	芝測定局	1.1	0.94	0.93	
	神根測定局	1.3	1.0	1.1	
トリクロロエチレン	南平測定局	5.5	3.3	4.2	200
	芝測定局	1.3	1.0	1.1	
テトラクロロエチレン	南平測定局	1.1	0.88	0.73	200
	芝測定局	0.22	0.26	0.24	
ジクロロメタン	南平測定局	5.2	4.2	3.6	150
	芝測定局	2.0	1.7	1.9	

コラム【民間建築物アスベスト対策補助事業】

平成22年度から建築物に吹付けられたアスベスト*の分析調査および除去などを行う所有者などへの補助を始めました。※分析調査事業に係る補助については、平成29年度をもって終了しました。

【補助対象建築物】川口市の区域内に存する民間建築物(国、地方公共団体、その他これらに準じるものが所有する建築物を除く)

※国、地方公共団体、その他公共団体から、既に同様の補助金の交付を受けている建築物は対象外
 ※既にアスベストの分析調査等の請負契約をしている方は、補助金の申請はできません。

【補助対象者】補助金の交付を受けようとするかたは、以下の要件を満たすかたとします。

- ・補助対象建築物の所有者又は建物の区分所有等に関する法律第3条に規定する区分所有者の団体および市長がこの補助金の交付を受けることについて適当であると認めるかたで、補助対象事業を実施するかた。
- ・市民税、固定資産税および都市計画税を滞納していないかた。

	分析調査事業	除去等事業
補助対象事業	アスベストを含有しているおそれのある吹付け建材に係る分析調査 [調査項目例] 吹付けアスベスト、アスベスト含有吹付けロックウール、吹付けパーミキュライト、吹付けパーライト など	分析調査によりアスベストの含有が確認された、吹付けアスベストおよび吹付けロックウール(アスベストの重量が建築材の重量の0.1%を超えるもの)の除去、封じ込め、囲い込み又は建築物の除却工事
補助金の額(補助対象建築物1棟につき) ※1,000円未満の端数は切り捨て	補助対象経費※以内の額で、上限25万円まで ※分析調査事業に要する経費で、事業を実施する請負者に支払う経費	補助対象経費※の2/3以内の額で、上限300万円まで ※除去等事業に要する経費で、事業を行う請負者に支払う経費(建築物の除却工事の場合は、アスベストの除去工事に要する経費)

お問い合わせ先:都市計画部 建築安全課



②大気、河川水、河川底質、地下水および土壌中のダイオキシン類*を調査します。

ダイオキシン類常時監視(環境保全課)
【概要】「ダイオキシン類対策特別措置法*」第26条に基づく環境中におけるダイオキシン類による汚染の状況を把握するための常時監視として、調査を実施します。調査では、大気、河川水、河川底質、地下水および土壌中のダイオキシン類の濃度を測定します。
【実施内容】大気は南平測定局、安行東小学校、芝樋ノ爪小学校の3地点、河川水および河川底質については山王橋で、地下水は元郷1丁目地内、土壌は前田西公園、朝日中央公園、芝塚原第2公園の3地点で測定を実施しました。いずれも環境基準*を達成しています。
【今後の目標・方向性】現状維持・測定種別数:5種、環境基準達成率:100%

◆ダイオキシン類の常時監視

大気

測定地点	夏季	冬季	平均	環境基準	達成
南平測定局	0.025	0.063	0.044	0.6 (pg-TEQ/m ³)	○
安行東小学校	0.018	0.087	0.053		○
芝樋ノ爪小学校	0.012	0.073	0.043		○

河川水

測定地点	第1回	第2回	平均	環境基準	達成
山王橋(新芝川)	0.29	0.17	0.23	1(pg-TEQ/ℓ)	○

河川底質

測定地点	測定結果	環境基準	達成
山王橋(新芝川)	5.5	150(pg-TEQ/g)	○

地下水

測定地点	測定結果	環境基準	達成
元郷1丁目地内	0.063	1(pg-TEQ/ℓ)	○

土壌

測定地点	測定結果	環境基準	達成
前田西公園	1.9	1000 (pg-TEQ/g)	○
朝日中央公園	0.88		○
芝塚原第2公園	0.51		○

③大気、河川水、河川底質、地下水および土壌中の環境に関する常時監視、規制および指導等の内容や結果を公表します。【目標2-3-③「環境保全の内容と結果の公表」参照】

■4-4 有害化学物質に関する情報の収集および提供

①有害化学物質に関する正確な知識の普及と、市民への情報提供を推進します。

化学物質に関する啓発事業(環境保全課)
【概要】法令で定められた化学物質を一定量以上取り扱う事業者は、毎年度、排出量・取扱量等について届出・報告を行い、市がその集計結果を公表します。
【実施内容】市内の化学物質の排出量等をホームページ等で公表するとともに、窓口において化学物質に関するパンフレットの配布を行いました。
【今後の目標・方向性】現状維持



啓発事業(ダイオキシン類) (環境保全課)	
【概要】規制対象事業所は、自主測定や市への結果報告が義務付けられており、市はそれらを公表する義務があることから、適宜、ダイオキシン類*に関する情報を市民に提供しています。	
【実施内容】国および県からの情報やダイオキシン類等を発生する事業所から徴収した自主測定結果をとりまとめ、ホームページ等で公表しました。	
【今後の目標・方向性】現状維持	

◆PRTR制度*による特定化学物質の届出排出量・移動量 (単位:t/年)

項目		年度				
		H24	H25	H26	H27	H28
総排出量	大気への排出	208	187	172	170	176
	公共用水域*への排出	0.02	0.003	0.005	0.008	0.005
	土壌への排出	0	0	0	0	0
	埋立処分	0	0	0	0	0
	小計	208	187	172	170	176
総移動量	事業所の外への移動 (廃棄物への移動)	480	420	342	435	448
	下水道への移動	3	3	4	3	3
	小計	483	424	346	438	452
総排出量・移動量		691	610	518	607	627

※排出量・移動量は四捨五入しているため合計は一致しません。

②事業者が地域住民に対して、化学物質に関する情報公開をすることにより、相互理解を図れるよう、県などと連携して支援します。

化学物質に関する啓発事業(リスクコミュニケーション) (環境保全課)	
【概要】事業者が行う情報提供、窓口相談、施設見学などにより、化学物質の環境リスクについて、事業者・市民・行政が互いの意思疎通と相互理解を図ります。	
【実施内容】地域における環境リスクの低減を図るため、特定化学物質の排出事業者に対し、リスクコミュニケーションの実施を促しました。	
【今後の目標・方向性】現状維持	

③パンフレットの配布や市ホームページ等により、営農者のみならず市民に対しても、農薬使用に関する正しい知識の普及を図ります。

農薬の適正な使用に関する知識の普及および啓発事業(農政課)	
【概要】農薬の安全かつ適正な使用および保管管理の徹底は、農産物の安全確保と農業生産の安定のみならず、市民の健康の保護や生活環境の保全の観点からも極めて重要です。そのため、営農者や緑化団体だけでなく、市民に対しても農薬の適正な使用や保管管理等に関する情報を周知しています。	
【実施内容】6月から8月の「農薬危害防止運動」実施期間にあわせ、農薬の使用に関するパンフレットを全農家に配布しました。また、3月には住宅地等における農薬の使用に関するパンフレットを一部地域に回覧するとともに、市内の各施設に配布・掲示しました。さらに、広報誌・市ホームページに「農薬の正しい使い方」を掲載しました。	
【今後の目標・方向性】現状維持	



(3) 施策推進の指標の達成状況

①有害大気汚染物質の環境基準達成率（環境保全課）

項目		年度	実績値 H26	実績値 H27	実績値 H28	実績値 H29	目標値 H34
有害大気 汚染物質	達成率		100%	100%	100%	100%	100%
	達成項目数 /測定項目数		4/4	4/4	4/4	4/4	4/4

※詳細は、4-3-①「有害大気汚染物質の年平均値(環境基準設定項目)」参照

②ダイオキシン類*環境基準達成率（環境保全課）

項目		年度	実績値 H26	実績値 H27	実績値 H28	実績値 H29	目標値 H34
大気、河川水、 河川底質、 地下水、土壌	達成率		100%	100%	100%	100%	100%
	達成数/種別		5/5	5/5	5/5	5/5	5/5

※詳細は、4-3-②「ダイオキシン類の常時監視」参照

●総括

指標①現状維持をしながら、市民・事業者に対して有害大気汚染物質の排出削減について理解と協力が得られるよう、更なる啓発に努める。

指標②現状維持をしながら、市民・事業者に対してダイオキシン類の排出削減について理解と協力が得られるよう、更なる啓発に努める。



目標5 人と自然が共生するまちにします

(1) 概況

●水・緑

本市の北東部の起伏に富んだ台地は、植木産業の中心地であるとともに、見沼田んぼの斜面林や社寺林等のまとまった緑地が残されており、都市の貴重な緑の拠点となっています。

都市の緑は、そこに暮らす人々にうるおいとやすらぎを与えてくれるほか、レクリエーション機能や防災機能を持つ一方で、騒音・汚染物質の軽減、二酸化炭素の吸収、ヒートアイランド*現象の緩和等、生活環境や地球環境の保全に対しても大きな役割を果たしてくれる存在です。

河川および河川敷は、下水道とともに都市型水害を防止する治水機能という重要な役割がありますが、さらに親水性の向上や多種多様な生物が生息できる自然環境づくりとして、多面的な河川空間の保全と活用も求められています。

都市化の進んでいる本市では、これまでも、都市公園の整備や生産緑地*地区の指定、保全緑地*の指定等、緑の保全と創造を進めるとともに、「緑のまちづくり市民運動」を展開し、公共施設をはじめ、民有地の緑化を推進してきました。

市内に残る貴重な自然空間は、常に開発圧力にさらされていますが、今後も、公園・緑地の整備、公共施設や民有地の緑化、河川の水質浄化、安全な水辺空間の整備を計画的に進め、生物の生息にも配慮した新たな水と緑のネットワークづくりを地域ぐるみで推進していく必要があります。

(2) 市の施策の実施状況

■5-1 樹林地の保全

①市民との協働による樹林地の保全・管理を推進します。

自然再生活動団体助成事業(みどり課)
【概要】ボランティアに対して、さまざまな支援を展開・充実させていくために、基金を活用し、市内の緑地の再生活動を行う団体の活動を支援します。
【実施内容】樹林地等の維持管理・森の再生事業などを行うボランティア団体に対し助成金を交付しました。[助成金の交付対象団体数:6 団体]
【今後の目標・方向性】助成金の交付対象となる団体数の拡充
【課題・問題点】本来、緑地の保全は、地域住民に維持・保全活動を行っていただくことを理想とするが、昨今地域住民の理解が得られず、新たなボランティア団体の発掘・育成が困難な状況にある。また、既存の団体も構成員の高齢化が進み、団体の維持も課題となってきている。

②貴重な樹林地や樹木を、「川口市緑のまちづくり推進条例*」に基づく「保全緑地」、「保存樹木・生け垣」に指定し、その保全に努めます。

保全緑地等指定事業(みどり課)
【概要】・重要性が高いと評価される斜面林などの緑地については、「保全緑地」に指定することで、適切に保全を図ります。
・良好な景観形成に貢献する要素となっている樹木を「保存樹木」に指定し、土地所有者の協力、および地域住民の理解のもと、大きく育ていける基盤づくりを進めます。



<p>・市民が継続的かつ良好に管理している生け垣についても「保存生け垣」としての指定を進め、緑豊かな街並みの維持を図ります。</p>
<p>【実施内容】市内に残された貴重な緑地空間を保存・確保するため、「保全緑地*」を指定しました。身近な緑として、重要な樹木や生け垣を「保存樹木・保存生け垣」として指定しました。</p> <p>・保全緑地箇所数:33 箇所 ・保全緑地の面積:181,884 m² ・保存樹木の本数:209 本 ・保存生け垣の長さ:1998.4m</p>
<p>【今後の目標・方向性】保全緑地の箇所数、面積:拡大 保存樹木の本数、保存生け垣の箇所数:現状維持</p>
<p>【課題・問題点】緑豊かなまちづくりが進む一方、時期によって近隣住民からの苦情のもとになっている。また、保存に強制力がないことから、所有者からの指定解除要求に応じなければならない。</p>

③法律や埼玉県条例に基づいて指定された地域制緑地の保全に努めます。【1-2再掲】【目標1-2-⑧「安行近郊緑地保全区域等の地域制緑地の保全事業」参照】

④「川口市緑のまちづくり推進条例」に基づき、必要に応じて優良緑地の公有地化を進め、緑地の恒久的な保全を図ります。【1-2再掲】【目標1-2-⑨「保全緑地等公有地化・整備事業」参照】

■5-2 水辺地の保全

①治水対策、水質改善と共に生態系に配慮した良好な水辺環境の維持・再生に努めます。【目標1-1-⑨「芝川改修事業」参照】

②市民が水と遊び、生き物とふれあえるような親しみのある水辺空間を整備します。【目標1-1-⑨「芝川改修事業」参照】

■5-3 農地等の保全と活用

①農地の遊休化および違反転用、不法投棄の防止または早期発見のため、農地パトロールを実施し農地の保全に努めます。

<p>農地パトロール事業(農業委員会事務局)</p>
<p>【概要】農地の遊休化および違反転用、不法投棄の防止等の早期発見のため、毎年農地パトロールを実施し農地の保全に努めます。</p>
<p>【実施内容】農業委員および農地利用最適化推進委員による農地パトロール等を実施し、農地の保全を図りました。</p>
<p>【今後の目標・方向性】現状維持</p>

②見沼田んぼ、見沼代用水沿いの斜面林の保全に努めます。【目標1-1-⑧「見沼田んぼおよび周辺斜面林の保全事業」「特別緑地保全地区の指定による斜面林等保全事業」参照】

③身近な緑地空間である生産緑地*地区の新規指定を進めます。

<p>生産緑地指定事業(みどり課)</p>
<p>【概要】災害の防止や農業と調和した都市環境の保全に資する農地については、生産緑地地区として新規・追加指定を進めます。</p>
<p>【実施内容】市街地に残された貴重な緑地空間である農地を維持していくために、生産緑地地区として新規・追加指定しました。[新規指定面積:594 m²、追加指定面積:0 m²]</p>



【今後の目標・方向性】現状維持
【課題・問題点】生産緑地*に指定された農地は、30年間という長期の営農が義務付けられることから、指定を躊躇する営農者が多い。

④遊休農地の解消を図るとともに、農業とのふれあいやコミュニケーションの場として、市民農園を活用します。

地域農業活性化事業(農政課)
【概要】遊休農地の解消を図るとともに市民農園の確保に努めます。
【実施内容】市民農園の開設および管理運営に対して支援を行いました。(平成30年3月31日現在)
<ul style="list-style-type: none"> ・見沼ふれあい農園 8,615 m²(100 区画) ・道合ふれあい農園 1,982 m²(43 区画) ・八幡木ふれあい農園 1,786 m²(45 区画) ・中村農園 494 m²(27 区画) ・ベジファーム川口 1,029 m²(36 区画) ・赤芝ふれあい農園 1,475 m²(32 区画) ・戸塚ファーム 639 m²(41 区画) ・安行ふれあい農園 2,020 m²(40 区画) ・アースwindファーム 2,706 m²(52 区画) ・シェア畑川口 2,701 m²(135 区画)
【今後の目標・方向性】増加

■5-4 身近な緑の保全と創出

①500m²以上3,000m²未満の敷地に建築物を新築・改築・移転し、又は建築面積が1.5倍以上となる増築を行う場合には、敷地内に一定規模以上の緑地を設けるよう指導します。【1-2再掲】【目標1-2-⑩「緑化指導」参照】

②道路改修に併せて、広幅員の歩道の緑化を図ります。

歩道整備事業(道路建設課)
【概要】広幅員の歩道において、道路改修に併せて緑化を図っていきます。
【実施内容】歩道整備に併せ植樹を行い、二酸化炭素排出削減に努めました。 見沼代用水路歩道整備工事[低木:760本]

③生物の生息・移動空間の形成に配慮して、樹林地の保全や道路、河川の緑化を推進します。【1-1再掲】【目標1-1-⑨「芝川改修事業」参照】

④生け垣の設置や屋上の緑化を支援します。

生け垣設置等奨励補助事業・屋上緑化等奨励補助事業(みどり課)
【概要】緑豊かな美しいまちづくりを推進するとともに良好な生活環境を創出するため、市内に新たに設置する生け垣や屋上・壁面の緑化をする者に対して、予算の範囲内で補助金を交付します(屋上・壁面緑化については、市街化区域のみ)。
【実施内容】新たに生け垣・屋上緑化を設置したものについて、補助金を交付しました。 [補助件数:6件、補助金額:808千円]
【今後の目標・方向性】現状維持
【課題・問題点】申請が少ない。



⑤種苗等のあっせん・支給事業等を通じて、身近な緑地の創出を推進します。【1-2再掲】【目標1-2-⑩「苗木等無償配布事業」「種苗等支給事業」参照】

⑥市民団体などによる道路や公園などの緑化活動を支援し、身近な緑の創出を推進します。【8-3再掲】

緑のまちづくり地域緑化事業(みどり課)
【概要】市内各所の公園や道路等で花の植え付けおよび管理を行うボランティア団体に対し、補助金を交付し、花苗や肥料等の購入費用を補助します。また、ボランティアに対して緑化講習会を行います。
【実施内容】市内各所の公園や道路等で花の植え付けおよび管理を行うボランティア団体に対して、補助金を交付しました。また、ボランティアに対して講習会を行いました。 [補助金を交付した活動団体数:11 団体]
【今後の目標・方向性】現状維持・活動団体数:20 団体
【課題・問題点】ボランティアの高齢化に伴い、活動団体・場所が減っている。

⑦樹林地の保全・管理を行う自然再生活動団体を支援します。【8-3再掲】【目標5-1-①「自然再生活動団体助成事業」参照】



コラム【生け垣設置等補助金・屋上緑化等補助金】

◆生け垣設置等補助金に関する主な内容

補助の対象となるかた		川口市内に建築物を所有し、その敷地に生け垣・植込地設置、もしくはフェンス緑化を行う敷地の所有者。または、新たに建築し生け垣・植込地設置、もしくはフェンス緑化を行う場合の建築主。 ※借地の場合は所有者の承認が必要です。
補助の条件 ※2	生け垣	①生け垣は道路に面し、かつ、その延長が1m以上である生け垣の延長の合計が2m以上であること。 ②生け垣の前面に構造物※1を設置する場合、構造物の高さは宅地地盤面から測定して1.8m以下の透過性の高いフェンス等であること。 ③生け垣は、高さ1m以上のおおむね均一な樹木を列状に1m当たり3本以上植栽し、竹、木等を補助材として用いること。 ④生け垣に植栽する樹種は、生け垣としての適性を有し、樹木が生長した際に道路又は隣地の支障とならないよう配慮したものであること。
	植込地	①植込地は道路に面し、かつ、その延長が1m以上である植込地の延長の合計が2m以上であること。 ②植込地の幅は、0.5m以上とし、植栽に適切な幅員であること。 ③植込地の前面に構造物※1を設置する場合、構造物の高さは宅地地盤面から測定して1.8m以下の透過性の高いフェンス等であること。 ④高さ0.3m以上の樹木が、植込地の面積の2分の1以上植栽されていること。 ⑤樹木が生長した際に道路または隣地の支障とならないよう配慮したものであること。
	塀撤去※2	①新たに生け垣・植込地を設置する目的で、その生け垣・植込地と同位置にある既存の塀(石塀、コンクリート塀、ブロック塀、レンガ塀、フェンス等で高さが宅地地盤面から0.6m以上のもの)を撤去する場合。
	フェンス緑化	①道路に面し、かつ、その延長が1m以上であるフェンス緑化の延長の合計が2m以上であること。 ②フェンス緑化に使用する植物の配置は、列状に1m当たり2本以上植栽するものであること。 ③設置する樹種、形態等がフェンス緑化としての適性を有するものであること。
補助金の額	生け垣	1m当たり10,000円を限度に、総延長20mまで※3※4
	植込地	1㎡当たり10,000円を限度に、総面積10㎡まで※4
	塀撤去	1m当たり8,000円を限度に、総延長20mまで※4
	フェンス緑化	1m当たり1,000円を限度に、総額20,000円まで
緑化完了後の管理		5年以上継続して維持管理すること

※1 構造物とは、石塀、コンクリート塀、ブロック塀、レンガ塀、フェンス等のことを指します。

※2 既存の生け垣や植栽を撤去して新たに生け垣を設置する場合は補助金の該当になりません。

※3 生け垣の延長が10m以上の場合、補助単価が10%増えます。

※4 生け垣、植込地、塀撤去の際に市内業者を利用した場合、補助単価が10%増えます。

【次頁に続く】



◆屋上緑化等補助金に関する主な内容

補助の対象となるかた		川口市内の市街化区域内に屋上緑化・壁面緑化を行う建築物の所有者、または新たに建築し屋上緑化・壁面緑化を行う場合の建築主。
補助の条件※5	屋上緑化	①屋上に固定基礎基盤を使用して緑化し、その面積が3㎡以上であること。 ②樹木または芝・地被類・多年草を植栽すること。ただし、緑化する面積の1割以内はこの限りではない。(樹木・芝・地被類・多年草以外の植物は補助金の対象とはなりません)
	壁面緑化	①道路に面した壁面を緑化し、その延長が連続して3m以上であること。 ②おおむね均一な性状のつる性植物等(一・二年草を除く)を、列状に1m当たり3本以上植栽すること。
補助対象経費		植栽基盤の整備に要する費用(土壌・防水・防根・灌水・排水・縁材等)、植栽経費(一・二年草を除く)、調査費(荷重・防水等の調査に要する費用)
補助金の額	屋上緑化	所要経費の2分の1または1㎡当たり20,000円に施工面積を乗じた額のいずれか低い方で、総額の上限は400,000円
	壁面緑化	1m当たり1,000円を限度に総額は20,000円まで
緑化完了後の管理		5年以上継続して維持管理すること

※5 既存の屋上緑化等を撤去して新たに緑化を行う場合は補助金の該当になりません。



お問い合わせ先:都市計画部 みどり課

⑧市街地内において、身近に自然とふれあうことのできる公園を、新設や既存の公園の整備の中で推進します。

公園整備事業(公園課)
【概要】水と緑の美しい都市づくりの一環として、都市機能を十分発揮できるよう、公園を整備します。
【実施内容】あじろ橋公園、前野宿川公園を整備しました。[都市公園等の面積:2,002,494 ㎡]
【今後の目標・方向性】拡充
【課題・問題点】急激な人口増加に対応しつつ公園・緑地面積の拡大を目指します。

⑨緑化の推進や自然再生活動を行う市民団体などを育成し、これらの団体の協力を得ながら、緑の保全と創出を推進します。【8-4再掲】【目標5-4-⑥「緑のまちづくり地域緑化事業」参照】



(3) 施策推進の指標の達成状況

①都市公園の面積（公園課）

年度 項目	実績値 H26	実績値 H27	実績値 H28	実績値 H29	目標値 H34
面積	1,981,985㎡	1,986,283㎡	1,987,097㎡	2,002,494㎡	順次整備 により拡大
1人あたりの 公園面積	3.36㎡	3.35㎡	3.33㎡	3.33㎡	順次整備 により拡大

②保全緑地等の指定数（みどり課）

年度 項目	実績値 H26	実績値 H27	実績値 H28	実績値 H29	目標値 H34
保全緑地*の 箇所数、面積	34箇所 196,474㎡	33箇所 187,796㎡	33箇所 187,254㎡	33箇所 181,884㎡	拡大
保存樹木の 本数	225本	217本	212本	209本	現状維持
保存樹木 (生け垣)	43箇所 2,301m	40箇所 2,064m	40箇所 2,064m	38箇所 1,998.4m	現状維持

●総括

指標①新規公園の設置について、新たな用地の確保が難しいため、民間の大規模な宅地開発による提供公園や土地の借用による提供公園、市保有未利用施設を活用した設置等により、公園面積の拡大を目指していく。

指標②都市化が進展し緑が減少するなか、自然的環境を構成する要素となる緑地等を今後も指定の拡大を図っていく。



目標6 歴史や文化の息づく、美しく魅力のあるまちにします

(1) 概況

●歴史・文化

江戸時代より荒川の良質な砂と江戸への舟運に恵まれて発展した鋳物産業をはじめ、関連する機械工業や木型工業の発展は、今日の産業都市の基盤を形成してきました。また、神根・安行・戸塚地区を中心とする一帯は、「安行の植木」、「神根の枝物」で知られる日本屈指の植木・花きの生産地帯となっています。

これまで培われてきた伝統産業や技術等は、継続した発展を図るとともに、新たな産業の創出のため、人材確保・後継者育成などに取り組んでいく必要があります。

また、本市では、これまでに、伝統産業や技術の発展の歴史を後世に残していくため、さまざまな文化財の調査・収集・保存を行い、郷土の歴史や文化を正しく理解していただくよう、周知を図ってきました。

●景観とまちづくり

本市では、美しい街なみの形成にも積極的に取り組み、「川口市都市デザイン賞」による顕彰制度や「川口市屋外広告物条例」、「川口市景観形成条例」に基づく景観誘導を図りながら、地域特性を踏まえた市民が愛着を感じることでできる景観形成を目指してきました。今後も、本市の歴史や文化を背景にして、快適でうおいのある都市づくりを行っていく必要があります。

●まち美化

本市では、清潔できれいなまちをつくり、快適な都市環境を確保するため「川口市飲料容器等の散乱の防止に関する条例」を施行し、対策に努めています。この条例では、散乱防止のための市民・事業者・市の役割分担のほか、飲料容器等の投棄行為の禁止、環境美化の促進に関する施策の実施、自動販売機による飲料等の販売事業者の義務等が規定されているとともに、飲料容器等を投棄した違反者への罰則規定も盛り込まれています。

さらに、「川口市路上喫煙の防止等に関する条例」に基づき、喫煙者の喫煙マナー向上を目指しています。

今後も、市民の自主的な不法投棄を監視するパトロールや美化・清掃活動の実施など、市民・事業者・市すべての人々が一体となった取り組みを続けていくことが重要です。

(2) 市の施策の実施状況

■6-1 文化財の保護・保存と活用

- ①文化財愛護精神と郷土愛の育成を図るため、市民への埋蔵文化財発掘調査の概要や新指定文化財の紹介など、郷土の文化財に関する最新の情報を紹介するとともに、文化財講演会を開催します。

文化財調査報告会実施事業(文化財課)
【概要】埋蔵文化財発掘調査の概要や新指定文化財の紹介など、郷土の文化財に関する最新の情報を紹介するとともに、文化財講演会を開催し文化財愛護精神の高揚と郷土愛の育成を図ります。
【実施内容】場所:川口並木公民館 3階視聴覚室、参加人数:58人 調査報告:安行植木業の文化的景観保存調査事業の概要説明、赤山曲輪遺跡発掘調査の概要報告、安行の古道(古地図調査報告)、安行植木業の文化的景観保存調査報告 講演:「安行植木業の環境地理」、「安行植木業の文化的景観の魅力」
【今後の目標・方向性】現状維持・参加人数:60人



◆市内に所在する指定文化財

(平成30年3月22日現在)

種 別		国指定	県指定	市指定	計
有 形 文 化 財	建造物		2	7	9
	絵画		2		2
	彫刻		5	5	10
	工芸品		4	7	11
	書籍・典籍・古文書		3	15	18
	考古資料			6	6
	歴史資料			(+2)29	29
民 俗 文 化 財	有形民俗文化財	1		21	22
	無形民俗文化財			6	6
記 念 物	史跡	1	2	8	11
	旧跡		4		4
	名勝			1	1
	天然記念物		1	5	6
国 登 録 有 形 文 化 財		9			9
県 選 定 重 要 遺 跡			4		4
計		11	27	110	148

※()は平成30年3月22日に新指定

②市のホームページや広報紙等を活用し、市民への文化財の紹介に努めます。

文化財広報事業(文化財課)
【概要】パンフレット等を作成し、郷土の指定文化財など歴史遺産を市民に紹介します。
【実施内容】各指定無形民俗文化財のパンフレットを窓口等で市民に配布しました。また、文化財センターのホームページに無形民俗文化財等の開催案内を掲載し周知に努めました。さらに、文化財 MAP (無償配布)や旧田中家住宅*パンフレット(有償頒布)も新規に作成し、頒布を開始しました。
【今後の目標・方向性】現状維持・ただし、必要に応じて資料を新規作成し、頒布する。

文化財説明板設置事業(文化財課)
【概要】指定文化財(建造物・史跡・名勝・天然記念物・登録文化財等)の所在地に説明板等を設置し、当該文化財に関する情報の提供に努めます。
【実施内容】平成29年度は実施せず。
【今後の目標・方向性】新指定文化財誕生等に伴い、文化財説明板をおおむね年2件程度設置を再度実施する。

③市民の郷土意識の高揚や文化財愛護精神の育成を図るため、文化財センター収蔵資料や文化財センター分館(旧田中家住宅)を活用します。

文化財活用事業(文化財課)
【概要】歴史教室や体験学習、各種講座などさまざまな事業を通して収蔵資料の活用を図ります。
【実施内容】 ・小中学校との連携事業として、歴史教室を実施しました。[出前授業5校、来館42校、資料貸出4校]



<ul style="list-style-type: none"> ・夏休み子ども体験教室「勾玉を作ろう！」を開催しました。[参加人数:89人] ・夏休み子ども見学ツアー「探して、見つけて、魅力新発見！ 旧田中家住宅*の親子フォト撮影会」を開催しました。[参加人数:19人] ・「自由研究サポート相談」を開催しました。[参加人数:小学生19名、中学生14名、計33名(および保護者30名)] ・文化財バス巡りを開催しました。[参加人数:23人] ・中学生の職場体験「きらり川口夢わーく」の受け入れを行いました。[7校、計27名]
【今後の目標・方向性】現状維持

<p>歴史的建造物活用事業(文化財課)</p> <p>【概要】本市を代表する歴史的建造物である旧田中家住宅を一般公開するとともに、日本間および茶室を一般に貸与し活用を図ります。</p> <p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般公開[入場者数:7,971人] ・「旧田中家住宅の端午の節供」を実施しました。[参加人数:588人] ・文化庁主催第64回文化財保護強調週間協賛事業「旧田中家住宅で抹茶のひととき」を開催しました。[参加人数:220人] ・「旧田中家住宅の桃の節供」、「琴演奏」、「木目込み人形作り」、「二木屋の雛人形展」を開催しました。[参加人数:1,403人] ・団体貸与[利用件数:33件] ・「国登録有形文化財」登録10周年記念事業・第6弾盆栽と金属彫刻作品展[29年度分の集客数:655人] ・29年度利活用事業:「饗宴^{きょうえん}ロウドクシャ in KAWAGUCHI 2017夏～怪談夜宴^{やえん}～」141人、「版画のある空間展」773人、創作能「マンハッタン翁」92人 <p>【今後の目標・方向性】利活用事業を拡大して実施する。また、建造物の構造調査と耐震補強等も行う。</p>
--

④市民の文化財愛護精神の育成、郷土の歴史学習、文化財ガイドの育成を目的として、市民による文化財愛護ボランティアである「川口文化財サポーター“魅がきたい”」の育成に努めます。

<p>文化財愛護ボランティア育成事業(文化財課)</p> <p>【概要】「川口文化財サポーター・魅がきたい」は、文化財センター分館旧田中家住宅の清掃活動ボランティアや郷土の歴史や文化の学習を通して文化財愛護精神をはぐくむとともに、将来は文化財ガイドとして活躍することを目指した市民参加による文化財愛護活動団体です。この団体の活動を支援するとともに、将来は独自で活動ができるように育成することが事業の目的です。</p> <p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧田中家住宅の清掃活動 ・川口の文化財に関する学習会 ・旧田中家住宅の端午の節供・桃の節供の展示公開支援 ・市内現地研修会(鳩ヶ谷地区) ・木曾呂の富士塚・旧鋳物問屋鍋平別邸庭園の清掃活動[ボランティア活動回数:11回] <p>【今後の目標・方向性】ボランティア活動回数:10～20回・新しいメンバーを募集する・活動回数は現状維持か増やす予定</p> <p>【課題・問題点】メンバーは高齢者が多く、また、出席率の低いメンバーが複数人いる。</p>



⑤歴史遺産である「木曾呂の富士塚」や「赤山城跡^{じょうせき}」等の保存整備事業を推進します。

史跡等整備事業(文化財課)	
【概要】本市を代表する歴史遺産である「木曾呂の富士塚」や「赤山城跡」の保存・活用を目的とする整備事業を実施します。	
【実施内容】	・樹木管理委託事業 ・文化財センター分館歴史自然資料館(赤山歴史自然公園内)の新設(平成30年4月3日開館)
【今後の目標・方向性】赤山城跡の用地取得事業を推進する。歴史自然資料館の利用促進を図る。	

⑥無形民俗文化財は、本市に残る数少ない伝統的民俗芸能であることから、後継者の育成を支援するとともに、ホームページやパンフレットを通して市民への紹介に努めます。

無形民俗文化財保護育成事業(文化財課)	
【概要】本市に残る数少ない伝統的民俗芸能であることから、後継者の育成を支援するとともに、ホームページやパンフレットを通して市民への紹介に努めます。	
【実施内容】広報紙や新聞各紙、パンフレット配布、ホームページ等を通じて無形民俗文化財の公開を予告するとともに、周知に努めました。	
	
安行藤八の獅子舞	領家の囃子と神楽
	
安行原の蛇造り	江戸袋の獅子舞
	
川口の木遣	
【今後の目標・方向性】現状維持	

■6-2 産業文化、伝統技術の保存と継承

①鋳物技術講習会などを通じ、鋳物・釣り竿を中心とする地場産業の文化・伝統技術の継承・振興を支援します。

ものづくりの伝統に根ざした産業づくりのための事業(産業振興課)	
【概要】本市のものづくり基盤を築き、経済を牽引してきた地場産業の活性化を図るため、講習会を開催し技能向上および技術伝承を図っています。また、産業団体等が実施する技術の継承、振興に資する事業に対し助成しています。	
【実施内容】	・鋳物技術講習会を開催しました。[参加人数:143人/1回 ※1回=3日間開催] ・川口鋳物技術センターへの補助金を交付しました。
【今後の目標・方向性】現状維持・鋳物技術講習会参加人数:延べ100人	
【課題・問題点】講習会参加者数が目標値を上回っているものの、現状を維持していくためにも、引き続き内容の充実を図っていく必要がある。	



②本市産業におけるさまざまな製造業の分野で、優れた技能の維持・発展に積極的に取り組む事業所を「川口市技能振興推進モデル事業所」として認定・公表します。

川口市技能振興推進モデル事業所(経営支援課)

【概要】本市産業における鋳物・機械・木型などの工業、建設業、植木造園業、食品加工製造業など、さまざまな製造業の分野で優れた技能の維持・発展に積極的に取り組み、他の模範となる事業所を川口市技能振興推進モデル事業所として認定・公表します。

【実施内容】平成29年度は新たに6事業所を認定し、これまでの認定事業所は78事業所となりました。
認定日：平成29年11月29日、認定事業所：敬称略 順不同



(株)カネタケ田中铁工所
(レーザー加工・機械加工)



(株)七福園
(造園)



(株)新光ステンレス研磨
(ステンレス・アルミなどの意匠研磨等の金属研磨加工)



(株)フジカ工業
(スポンジ・ゴム・プラスチック加工)



不二工業(株)
(鋳鉄鋳物製造および機械加工)



(株)マエダ
(特注建築金物製品等一貫生産)

【今後の目標・方向性】平成29年度目標達成済み・平成30年度目標：認定事業所数 累計81事業所

【課題・問題点】モデル事業所のPRに努める。また、モデル事業所に認定されることのメリットを検討する。



- ③「川口市産業技術・技能者顕彰制度」を通じて、本市の技術・技能の周知、継承、人材育成を図り、技術・技能者を支援します。

川口市産業技術・技能者顕彰制度(経営支援課)
<p>【概要】川口市の産業の第一線を担う、優れた技術・技能者を顕彰することにより、意識の向上を図るとともに、技術・技能の継承および人材の確保・育成を目的として平成 7 年度から実施している表彰制度です。募集は年 1 回行われ、その対象となるのは、市内の事業所に勤める現役の技術・技能者で、卓越した技術・技能を有する方となります。受賞者の選定については「川口市産業技術・技能者顕彰制度審査委員会」において審査し、川口産業技術・技能者大賞(最優秀賞)と、4 つの部門賞(川口耀き賞、川口技あり賞、川口グッドアイデア賞、川口チャレンジ賞)の受賞者が決定されます。</p>
<p>【実施内容】平成 29 年度は「ものづくりの街・川口」を支える 7 名の技術・技能者のかたがたが顕彰され、これまでの受賞者は 62 業種 184 名となりました。</p>
<p>【今後の目標・方向性】平成 29 年度目標未達成・平成 30 年度目標:受賞者数 6 名</p>
<p>【課題・問題点】市内全域に幅広くPRを行って募集しているが、応募者が少ない。また、選定基準の標準化への研究が必要である。</p>

- ④川口緑化センターを活用し、植木・花きの栽培育成等の伝統技術研修会、広報紙やインターネットを活用した情報発信、緑化産業振興のためのイベント等を実施します。

川口緑化センター指定管理者管理運営事業(農政課)
<p>【概要】植木・花と造園の特産農業の振興を図り、豊かな自然環境の保全と地域社会の発展に寄与することを目的として設置された川口緑化センターを、平成 18 年度から指定管理者制度により管理運営しています。</p>
<p>【実施内容】川口緑化センターを活用し、伝統技術(植木・花きの栽培育成等)研修会を実施しました。また、広報発行やインターネットを活用した情報発信、緑化産業振興のためのイベントを実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術研修事業[延べ日数:12 日、延べ参加人数:107 人] ・緑の園芸ゼミナール[開催回数:10 回、延べ参加人数:164 人]
<p>【今後の目標・方向性】現状維持</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術研修事業延べ参加人数:100人 ・緑の園芸ゼミナール等延べ参加人数:100人

■6-3 美しい景観とまちづくり

- ①市民との協働および市民意識の啓発により、都市景観の向上と地域ごとの特性を生かした景観形成の実現を目指します。

川口市景観計画推進事業(都市計画課)
<p>【概要】「景観法」が平成 16 年 6 月に制定され、本市は平成 17 年 7 月に同法の定める景観行政団体となりました。これを契機に、「景観法」の規定に基づく「川口市景観計画」および「川口市景観形成条例」を、さらに景観形成上で問題となる屋外広告物の規制に関する「川口市屋外広告物条例」を制定し、川口市景観計画推進事業として良好な景観施策を実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観法に基づく届出:景観計画の趣旨を伝え、良好な景観形成を図ります。 ・屋外広告物条例に基づく許可:広告物の設置や管理状況を把握するとともに、広告物による課題を改善し良好な景観形成を図ります。 ・景観まちづくり発信事業:良好な景観・デザインやまちづくり活動等の担い手を発掘し、好事例を蓄積・マップ化して市民や市訪問者に対して情報発信をすることにより景観に関する意識の高揚を図ります。



<p>【実施内容】 ・景観法に基づく届出件数:512件 ・屋外広告物条例に基づく申請件数:175件 ・景観まちづくり発信事業の実施:専用ホームページ「才職建美」に魅力的な建築物の新事例5件を追加、冊子「才職建美 第2号」の発行</p>
<p>【今後の目標・方向性】現状維持 ・景観計画に基づく届出件数:400件・屋外広告物条例に基づく申請件数:150件 「才職建美」の掲載建物を増やし景観に関する意識の高揚を図る。</p>
<p>【課題・問題点】景観形成基準における緑地の維持管理が継続的に実施されるよう周知に努める。 屋外広告物について同条令の周知・普及等により適正な掲出がされるよう努める。</p>

コラム【路上喫煙防止事業】

道路や公園などの公共の場所での喫煙マナーと環境美化意識の向上を図ることで、たばこの火や副流煙による第三者への健康被害や吸い殻の散乱を防止し、安全で快適な歩行空間と清潔な地域環境を確保することを目的に、平成17年5月1日から「川口市路上喫煙の防止等に関する条例」を施行しました。

この条例は、市民等に対し、道路、公園その他の公共の場所(室内または室内に準じる場所は除く)における喫煙の防止に努めるよう求めるため、「何人も、路上喫煙をしないように努めなければならない」ことを規定しています。

罰金および過料等の罰則は設けていませんが、路上喫煙禁止地区において路上喫煙を行う者に対して、必要な指導勧告を行うことができるよう規定しています。

路上喫煙禁止地区の範囲



お問い合わせ先:環境部 資源循環課



緑地保全事業(文化財課)
【概要】緑地の保全を図ります。
【実施内容】文化財センター分館・国登録有形文化財(建造物)「旧田中家住宅*」に付帯する池泉回遊式庭園の維持・管理を行いました。
【今後の目標・方向性】「安行の植木」を国重要文化的景観への選定に向けて調査等を実施する。

②快適で住み良い街並みの形成および緑豊かな居住環境のあるまちづくりのため、地区計画制度の活用により緑化の推進を図ります。

地区計画制度(都市計画課)
【概要】一部の地区計画区域については、快適で住み良い街並みの形成および、緑豊かな居住環境のあるまちづくりの実現を目指すため、緑地を敷地面積の5~10%確保し、緑化の推進を図ります。
【実施内容】都市計画法に基づく届出件数:167件
【今後の目標・方向性】拡充
【課題・問題点】狭小な宅地の場合は地主の理解が得られにくい。

■6-4 まち美化の推進


①不法投棄・散乱防止対策や路上喫煙防止対策を行います。

不法投棄対策事業・路上喫煙防止事業(資源循環課・収集業務課)
【概要】市内の不法投棄防止に関し、職員による巡回パトロールを実施します。また、委託による監視業務も併せて実施し、不法投棄の未然防止を図ります。路上喫煙地区内における指導員によるパトロールを実施します。
【実施内容】 ・不法投棄監視パトロールを実施しました。[実施日数:245日] ・市内ごみステーションの夜間監視業務を実施しました。[実施日数:62日] ・路上喫煙禁止地区で路上喫煙者指導を行いました。[実施日数:365日、指導件数:3,133件]
【今後の目標・方向性】現状維持
【課題・問題点】効率的なパトロールを実施するとともに、継続的な広報啓発活動を要する。

◆不法投棄・不適正処理の対応状況

項目	年度							
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	
排出指導件数	202	186	135	149	151	156	199	
家庭系	165	160	111	111	94	114	110	
事業系	37	26	24	38	57	42	89	
不法投棄処理件数	6,113	6,087	6,274	6,402	5,363	5,167	4,908	
不法投棄処理量(t)	234.70	236.69	217.68	222.09	212.53	222.00	189.12	



<p>全市一斉クリーンタウン作戦事業(収集業務課)</p>	
<p>【概要】散乱ごみ等の多い場所は新たなポイ捨てを招くため、常に清潔な環境づくりが必要となることから、年1回市民と市が協力して全市的な清掃活動を行います。</p>	
<p>【実施内容】平成29年11月19日に第18回全市一斉クリーンタウン作戦を実施しました。</p> <p>市内の公園・公民館等公共施設を中心に101カ所の一時集積所を設置。参加する市民には自宅から各集積所までの道路等公共地の散乱ごみ(びん・かん・紙くず・吸い殻等)を拾い集めてもらいました。各集積所には市環境部職員およびクリーン推進員*を配置し、分別の指導等にあたりました。各集積所に集められたごみは、市および収集委託業者が収集しました。</p> <p>[参加者数:13,670名、収集量:17,820kg(一般ごみ:13,520kg、資源物等:4,300kg)]</p>	
<p>【今後の目標・方向性】現状維持・参加人数:39,050人</p>	
<p>【課題・問題点】清掃活動を習慣化し、市民の環境美化への意識を高めるため、より多くの市民の参加を求める必要がある。また、実施日については定着化しているため、変更の場合は、関係団体への早めの周知を要する。</p>	

②「川口市まち美化促進プログラム*」登録団体等と協力し、まちの美化を図るとともに、市民に対する意識啓発を図ります。【8-3再掲】

<p>散乱防止および環境美化促進事業(収集業務課)</p>	
<p>【概要】「川口市飲料容器等の散乱に関する条例」を一層定着させ、ポイ捨てのない街づくりを目指すため、美化促進区域であることを示す看板等を設置し、通行者をはじめとする市民全般に対し、散乱防止とまち美化促進を広く周知するとともに美化活動者の活動を支援します。</p>	
<p>【実施内容】「川口市まち美化促進プログラム」登録団体等と協力し、地域清掃活動を行なうとともに、全国ごみ不法投棄監視ウィークなどの啓発キャンペーンを行いました。[登録団体数:21 団体]</p>	
<p>【今後の目標・方向性】現状維持・登録団体数:40</p>	
<p>【課題・問題点】制度についての周知および登録団体数の増加を図るため、今後も継続的な広報活動を要する。</p>	

(3) 施策推進の指標の達成状況

①国・県・市指定文化財や登録文化財等の指定数(文化財課)

項目	年度	実績値	実績値	実績値	実績値	目標値
		H26	H27	H28	H29	H34
指定・登録文化財の指定数		143件	146件	146件	148件	150件

※詳細は、6-1-①「市内に所在する指定文化財」参照

●総括

指標①平成 29 年度の指定候補物件の調査によって、2 件の新指定文化財が誕生した。数を増やせば良いというものではないが、今後も調査を継続し、本市にとって貴重な文化財を指定していきたい。



目標7 ごみの発生・排出抑制、再使用、再生利用をすすめます

(1) 概況

●ごみの発生・排出抑制、再使用、再生利用

本市では、全国に先駆けて集団資源回収運動や資源物の分別収集を実施し、ごみや資源物を適正に処理、再資源化するための施設の整備を計画的に進めてきました。

市民に対しては、1992(平成4)年度から生ごみ処理容器を購入する際に補助金を交付する「生ごみ処理容器等購入費補助制度」を実施し、廃棄物の発生抑制にも取り組むとともに、2007(平成19)年度から「3 R 推進活動等助成事業」として、町会および自治会が行う3R推進に関する研修、不法投棄対策等の活動に対して助成し、市民の廃棄物問題に対する意識の向上を図り、循環型社会の構築および地域コミュニティ意識の醸成に取り組んでいます。このようなさまざまな取り組みにより、1人1日あたりのごみの排出量は減少傾向にあります。

(2) 市の施策の実施状況

■7-1 ごみの発生・排出抑制(リデュース*)の推進

①市のホームページや環境部広報紙などで排出者に対する発生源での減量や分別排出の徹底について啓発・指導を行うとともに、多量排出事業者に対し減量計画書の提出などの機会を通じた指導を行います。

廃棄物減量の推進(資源循環課)
【概要】市のホームページや環境部広報紙「PRESS530」などで排出者に対する発生源での減量や分別排出の徹底について啓発・指導を行うとともに、多量排出事業者に対し減量計画書の提出などを通じた指導を行います。
【実施内容】市のホームページや環境部広報紙「PRESS530」(年度内3回、7月・11月・3月発行)などでごみの減量について啓発するとともに、多量排出事業者に対し減量計画書の提出などを通じた指導を行いました。
【今後の目標・方向性】現状維持
【課題・問題点】ごみ問題に対する理解を深め、環境・資源を大切にするという意識を持ち続けてもらうため、体制を強化し、あらゆる場面で啓発事業を実施する必要がある。

②事業系一般廃棄物処理手数料の改定や家庭ごみの有料化の検討を含め、本市内から発生する一般廃棄物の減量化を推進します。

一般廃棄物減量化事業(家庭ごみ有料化)(資源循環課)
【概要】家庭ごみの有料化の検討を含め、本市内から発生する一般廃棄物の減量化を推進します。
【実施内容】1人1日あたりのごみ排出量:832g
【今後の目標・方向性】現状維持
【課題・問題点】近年の一般廃棄物の減量については、市民等の減量意識の向上による効果や容器包装物の減量・減容化に代表される事業者の取り組みの影響も大きいと考えられる。今後も継続してごみを減量化するために、さらなる減量施策を実施することが必要である。



コラム【剪定枝破砕機の無料貸し出し】

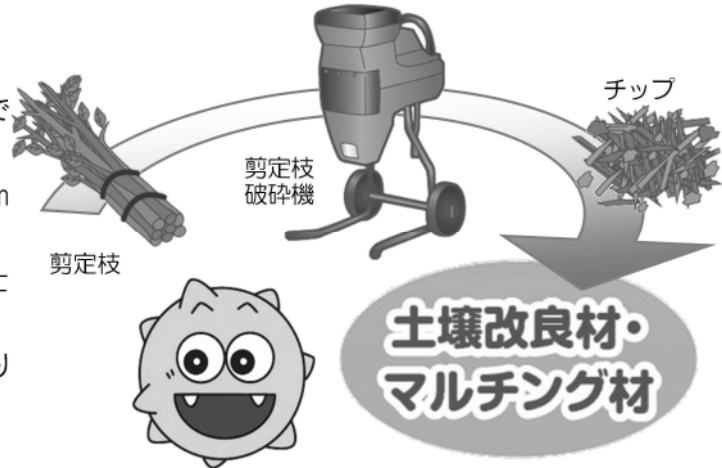
市内で発生する剪定枝の有効利用を促進し、一般廃棄物の減量を図るため、剪定枝用破砕機を市民の皆さまへ無料で貸し出しています。

◆貸し出し機器

比較的扱いやすい電動式の破砕機です。

【仕様】 寸法：長さ590mm×幅500mm×高さ910mm、重量：25kg

なお、破砕できる枝の太さは、機器の仕様上は直径35mmまでとなっていますが、枝が硬い場合などは、仕様よりも細くなります。



川口市ごみ減量キャンペーンキャラクター
「ごみまる」

◆貸し出しの手順

1. 電話で予約する。

貸し出しを受けたい日の2日前までに、資源循環課(TEL:048-228-5370)へお電話でお申し込みください。破砕機の受け取りと返却の際は、貸し出しを受ける方が資源循環課までお越しください。

2. 貸し出しを受ける日に資源循環課に、貸出申請書を提出し、破砕機を受け取る。

貸し出しの期間は7日以内です。貸し出しの際は、貸し出しの対象者に該当することを証する書類の提示が必要です。なお、代理の方が受け取られる場合は、代理の方の身分を証する書類も併せてご提示ください。

3. 資源循環課へ破砕機を返却し、利用報告書を提出する。

貸し出し期間の満了する日の午後5時までに、破砕機を清掃の上、資源循環課へ返却してください。

◆貸し出しの対象者

本市に住所を有する個人、市内に存する町会・自治会・共同住宅の管理組合、市内で活動を行う団体、市内で事業活動を行う事業者(ただし、営利を目的として植木の売買、管理、剪定、貸し出し等の業を行う事業者を除く)

◆遵守事項

剪定枝を粉砕したチップは、土壤改良材やマルチング材などとしてご自身で有効利用し、市のごみ収集への排出や市の廃棄物処理施設への搬入は行わないでください。

お問い合わせ先：環境部 資源循環課

エコリサイクル*推進委員会事業(資源循環課)

【概要】市民、事業者および行政の三者が一体となって、廃棄物の減量および適正な処理を推進するため、要綱に定める研究事業等を行います。

【実施内容】廃止



【今後の目標・方向性】これまでの提言内容の中で、実施効果が高いものについて、より具体的な検討を行うため、平成 27 年度の提言をもって休止している。

川口市地球温暖化対策活動支援金事業(生ごみ処理容器)(地球温暖化対策室)
【概要】家庭から排出される一般廃棄物の発生源での減量を目的に、生ごみ処理容器購入費補助制度による支援を行いました。
【実施内容】生ごみ処理容器を購入する市民に対し、購入額の2分の1(上限24,000円)を支援しました。[支援件数:55件]

■7-2 再使用（リユース）の推進

①粗大ごみとして排出されたものの再生および活用を推進します。

リサイクル家具類販売(リサイクルプラザ)
【概要】市内から収集した粗大ごみのうち、再生可能な家具類を修理し、競争入札方式で販売することでリユース*を体験していただけます。
【実施内容】毎月第 4 日曜日にリサイクル*ショップで実施しました。成人 1 人 1 点の申し込みで、入札参加人数は年間 794 人、販売点数は 458 点でした。
【今後の目標・方向性】現状維持
【課題・問題点】事業の周知を行う為に広報かわぐちへ掲載。

②資源として分別排出された廃棄物の効率的な再資源化を行います。

一般廃棄物再資源化事業(資源循環課・リサイクルプラザ)
【概要】分別排出された資源物を適正に処理し、再生資源業者への売却または「容器包装リサイクル法*」に基づく指定法人への引き渡しを行います。
【実施内容】びん・飲料かん等 11 品目の資源物を収集し、リサイクルプラザで資源化処理を行い、再生資源業者に売却または「容器包装リサイクル法」に基づき、指定法人に引き渡しました。また資源物および粗大ごみの中から小型家電を手選別により回収し、「小型家電リサイクル法」に基づく認定事業者に引き渡しました。[リサイクル率:22.7%]
【今後の目標・方向性】現状維持・平成 34 年度にリサイクル率 35.0%以上にする。
【課題・問題点】一般ごみには、まだ資源化できる資源物品目が混入している。また、分別ルールを守らない市民もいる。的確な普及啓発活動および分別指導を行うことで、より一層の分別協力率の向上を図る必要がある。さらに、有機性廃棄物等の資源化について検討していく必要がある。

③再生した放置自転車をジョイセフ*を通じて開発途上国に譲与します。

撤去自転車再生事業(交通安全対策課)
【概要】撤去自転車の有効利用と放置自転車に対する市民の啓発を促すため、保管期間を過ぎた放置自転車をシルバー人材センターに委託の上、整備を行い、ジョイセフを通じて途上国に譲与します。
【実施内容】海外譲与台数:350 台
【今後の目標・方向性】現状維持・350台



コラム【小型家電のリサイクル】

小型家電の再資源化を促進することを目的とした「小型家電リサイクル法」が平成25年4月1日に施行されました。

小型家電とは、掃除機や炊飯器をはじめデジタルカメラやゲーム機など、電源(コンセント)や充電電池、乾電池を使用する様々な小型の家電製品のことで、これまでは鉄やアルミ等の一部の金属しか回収できていませんでした。

川口市では、小型家電に含有される金や銅、レアメタルなどの有用金属を有効利用するため、小型家電のリサイクル*を法律の施行に合わせて実施しています。



◆ごみの分別区分は変わりません

皆さまから排出された、金属類および粗大ごみの中から、廃棄物処理施設で小型家電を手選別によって分別し回収しますので、ごみの分別区分は変わりません。

◆個人情報削除してからお出しください

ICレコーダーやデジタルカメラなど、個人情報が記録されている機器を廃棄する際は、必ず記録されている情報を削除してからお出しください。

◆携帯電話は販売店へ

使用済みの携帯電話は、なるべく販売店へ返却をしてください。また、これまでどおり個人情報を削除したうえで、市役所本庁舎ロビー、各支所、リサイクルプラザ3階窓口に設置してある回収ボックスに投入することもできますので、「金属類」として資源物ステーションには出さないでください。

◆小型家電の自己搬入について

- (1) 一辺40cm以下の小型家電は「金属類」としてリサイクルプラザへ
- (2) 一辺40cmを超える小型家電は「粗大ごみ」として鳩ヶ谷衛生センターへ

※戸塚環境センターへ自己搬入された小型家電につきましては、場内の搬入経路を確保できないため、小型家電として分別・回収することができず、従来通りの処理となります。一辺40cmを超える小型家電を自己搬入する際は、なるべく鳩ヶ谷衛生センターへお願いします。

◆対象外の家電製品

家電リサイクル法*対象品目(テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、衣類乾燥機)やパソコンは対象になりません。川口市では受け入れませんので、これまでどおりの処分をお願いします。

お問い合わせ先:環境部 資源循環課

■7-3 再生利用(リサイクル)の推進

- ①分別排出された資源物を適正に処理し、再生資源業者への売却または「容器包装リサイクル法*」に基づく指定法人への引渡しを行います。【目標7-2-②「一般廃棄物再資源化事業」参照】



②リサイクル*の推進については、資源物を分別排出することだけでなく、再生資源から製造された製品を購入することによって「循環の環」が完結することから、市が率先してグリーン購入*を実践するとともに市民および事業者に啓発を行います。【目標1-1-⑥「グリーン購入の推進」参照】

③建築物等の分別解体および再資源化等の適正な実施を確保するため、必要に応じて、対象建設工事の受注者に対し、助言・勧告、命令、立入検査、報告の徴収等を行います。

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づく届出の受理および助言・勧告等(建築安全課)
【概要】建築物等の分別解体および再資源化等の適正な実施を確保するため、必要があると認めるときは、対象建設工事の受注者に対し、必要な助言・勧告、命令、立入検査、報告の徴収等を行います。
【実施内容】・届出の受理:1,032件 ・助言・勧告:0件
【今後の目標・方向性】現状維持

④焼却炉から金属類を回収し、資源業者に売却する等、資源の有効利用を推進します。

資源回収事業(朝日環境センター)
【概要】焼却炉から金属類を回収し、資源業者に売却する等、資源の有効利用を推進します。
【実施内容】未酸化の状態での回収された鉄やアルミを資源業者に売却しています。 ・未酸化鉄:750.19t ・未酸化アルミ:62.89t
【今後の目標・方向性】現状維持
【課題・問題点】現在、資源業者への売却が可能となっているが、未酸化鉄および未酸化アルミの市場価格の低下等により売却できなくなる可能性がある。

■7-4 普及啓発事業の推進および処理施設の整備

①ごみの減量化や再資源化を推進するため、市のホームページや環境部広報紙などで、3Rの推進、環境に配慮した事業活動やグリーン購入の重要性などについて積極的に普及・啓発活動を行います。

廃棄物減量啓発事業(資源循環課)
【概要】循環型社会の構築に向けて、市民および事業者の一層の理解と協力を得てごみの減量化や再資源化を推進するため、市のホームページや環境部広報紙「PRESS530」などで、3Rの推進や環境に配慮した事業活動、グリーン購入の重要性などについて積極的に普及・啓発活動を行います。
【実施内容】 ・市のホームページへの掲載、年度内3回(7月・11月・3月)環境部広報紙「PRESS530」を発行し配布、市内掲示板等へのポスター掲示、チラシ配布やイベント時のパネル展示により、3Rの推進、分別排出などについての情報発信・提供を行いました。 ・親子で学ぼう環境の旅やリサイクル体験教室を実施し、ごみの減量や環境にやさしい生活のあり方などを啓発しました。
【今後の目標・方向性】現状維持
【課題・問題点】ごみ問題に対する理解を深め、環境・資源を大切にするという意識を持ち続けてもらうため、体制を強化し、あらゆる場面で啓発事業を実施する必要がある。

使用済携帯電話の拠点回収(資源循環課)
【概要】希少金属(レアメタル)のリサイクルの重要性を市民に啓発するとともに、さらなるごみの減量を図るため、使用済み携帯電話の拠点回収を行います。



<p>【実施内容】リサイクルプラザ 3 階廃棄物対策課窓口*に加え、平成 23 年度からは市役所本庁舎 1 階ロビー、各支所、鳩ヶ谷庁舎エントランスホールにて回収しました。さらに、平成 29 年 12 月からは「都市鉱山からつくる！ みんなのメダルプロジェクト」への参加のひとつとして、各図書館に回収専用ボックスを設置しました。[平成 29 年度使用済み携帯電話回収台数:857 台] ※平成 30 年 4 月以降リサイクルプラザでの回収場所:3 階環境施設課窓口前</p>
<p>【今後の目標・方向性】現状維持</p>

<p>エコリサイクル推進事業所登録制度(資源循環課)</p>
<p>【概要】市内でごみ減量・リサイクル*に積極的に取り組んでいる店舗・事業所を市で認定し、登録する制度です。登録した店舗・事業所は、シンボルマークを印刷物に使用するなど、推進事業所であることを事業活動に利用できる制度です。</p>
<p>【実施内容】エコリサイクル推進事業所*制度の周知を行うためポスターを作成し配布しました。 [平成29年度登録事業所数:145件]</p>
<p>【今後の目標・方向性】現状維持・登録事業所数:180事業所</p>
<p>【課題・問題点】登録事業所の廃業等によりエコリサイクル推進事業所数が減っており、登録事業所を増やす方策の検討が必要である。今後、登録することによる事業活動へのメリットなど周知を図り、魅力ある制度となるよう研究していく必要がある。</p>

②3R推進月間などの環境に関する月間に合わせて3Rの推進、PRを集中的に実施し、効率的なごみの減量化を進めます。

<p>3R推進月間事業(資源循環課・リサイクルプラザ)</p>
<p>【概要】国の 3R 推進月間に合わせ、毎年 10 月に本市においても 3R の推進、周知を集中的に図ることにより効率的にごみの減量化を進めます。また、年間を通して市民に 3R の推進について啓発を行います。</p>
<p>【実施内容】毎年 10 月の 3R 推進月間において、3R に関するビデオの上映、3R 講演会、各種リサイクル体験教室、3R に係るイベントや展示等を行いました。また、一年を通して、市のホームページや環境部広報紙「PRESS530」などで 3R の推進についての啓発を行いました。[参加人数:472 人]</p>
<p>【今後の目標・方向性】現状維持・参加人数:1,500 人</p>
<p>【課題・問題点】イベントの多くはリサイクルプラザで開催しているが、市民に広く啓発を行うため、各地域に赴いて実施する必要がある。</p>

③外国語版のごみの排出方法等のチラシを作成し、外国籍の方にごみの排出方法等情報をわかりやすく提供します。

<p>外国語版ごみの出し方作成事業(資源循環課)</p>
<p>【概要】外国語版のごみの排出方法等のチラシを作成し、わかりやすい形で外国籍のかたにごみの排出方法等の情報を提供します。</p>
<p>【実施内容】平成 29 年度の作成物はありませんでした。</p>
<p>【今後の目標・方向性】日本語版家庭ごみの分け方・出し方を翻訳した冊子形式のものを作成予定。</p>
<p>【課題・問題点】自分の住むまちのごみ出しルールを覚えてもらい、ルール違反を減らしていくには、地道な啓発活動を続ける必要がある。</p>

④ごみ焼却施設等の余熱の有効利用を推進します。【1-1再掲】【目標1-1-⑦「エネルギー回収事業」参照



(3) 施策推進の指標の達成状況

※第2次川口市環境基本計画に掲載していた目標7「発生源減量率」は「1人1日あたりのごみ排出量」と内容が重複していることから統一しました。

①1人1日あたりのごみ排出量（資源循環課）

年度 項目	実績値 H26	実績値 H27	実績値 H28	実績値 H29	目標値 H34
1人1日 あたりの ごみ排出量	H23年度対比 68g削減 876g/人・日	H23年度対比 78g削減 866g/人・日	H23年度対比 94g削減 850g/人・日	H23年度対比 112g削減 832g/人・日	H23年度対比 100g削減 844g/人・日

※H23年度は944 g/人・日

②リサイクル率（資源循環課）

年度 項目	実績値 H26	実績値 H27	実績値 H28	実績値 H29	目標値 H34
リサイクル*率	24.0%	23.4%	23.0%	22.7%	35.0%以上

③最終処分量（資源循環課）

年度 項目	実績値 H26	実績値 H27	実績値 H28	実績値 H29	目標値 H34
最終処分量	7,122t	7,370t	7,424t	6,819t	4,800t以下

●総括

指標①H34年度の目標値に向け、ごみの減量化に取り組む。

指標②H34年度の目標値に向け、ごみの減量化・資源化に取り組む。

指標③H34年度の目標値に向け、ごみの減量化・資源化に取り組む。



目標8 協働して環境共生都市をつくります

(1) 概況

●協働による取り組み

本市では、県内自治体に先駆けて、市民活動支援拠点施設としてかわぐち市民パートナーステーション（現：協働推進課）を整備し、これまでにさまざまな施策に取り組んできました。

みんなで環境に優しい生活を実践してCO₂を減らす取り組みである「エコライフDAY」は、NPOが中心となり、ボランティア等と市の協働により2000（平成12）年より運営を開始しました。協力企業の参加呼びかけなどにより、年々参加者数が増加しており、2012（平成24）年度には10万人を超える参加がありました。

また、地球温暖化およびごみ減量対策、さらに市民のライフスタイルの転換（グリーンコンシューマー*の育成）を目的に、2008（平成20）年11月10日から12事業者の市内店舗でレジ袋無料配布中止の取り組み（有料化実験事業）を実施しました。その後も協議を重ね、多くの事業者が参加し、レジ袋削減の実効性を高めるためには条例化することが望ましいとの結論に至り、2010（平成22）年6月には、市民・事業者・市の責務を明らかにした「川口市レジ袋の大幅な削減に向けた取組の推進に関する条例」を制定しました。

これからはさらに、地球規模で環境問題を捉えつつ、市民・事業者・市が課題を共有し、連携・協働して地域の環境問題に取り組んでいくことが重要です。そのためにも各主体の連携・参加を促し、さらに継続・拡大できるよう、機会づくり、場所づくり、仕組みづくりが必要です。

(2) 市の施策の実施状況

■8-1 さまざまな主体との協働の推進

①市民・事業者・市が協働して、温室効果ガス*の削減に取り組み、地球環境に配慮したライフスタイル、ビジネススタイルへ転換していきます。【目標1-1-①「エコライフDAYの取り組み」参照】

レジ袋削減事業（資源循環課）
【概要】市民・事業者・市が協働して一般廃棄物の3Rを推進します。
【実施内容】「川口市レジ袋の大幅な削減に向けた取組の推進に関する条例」に基づき、レジ袋削減の周知活動等を実施するとともに、市民・事業者・行政の協働による、より一層の大幅なレジ袋削減に取り組まれました。[レジ袋多量使用事業者のレジ袋削減状況：平成29年度上半期（32社・220店舗）の平均辞退率21.4%]
【今後の目標・方向性】現状維持・平均辞退率60%
【課題・問題点】レジ袋の有料化等により目標を達成している店舗がある一方で、有料化が導入できない店舗が多く、辞退率が上がらない現状となっている。

ボランティアとの協働（リサイクルプラザ）
【概要】啓発施設の運営をボランティアスタッフと協働で行います。
【実施内容】ボランティアスタッフにより施設の案内、リサイクル*ショップの運営、リサイクル工房での作業を行っているほか、おもちゃの病院、各種リサイクル教室の講師としても活躍しています。 [無償リサイクル品引渡数：29,939個/年、おもちゃの病院治療個数：326個/年]
【今後の目標・方向性】現状維持
【課題・問題点】事業の周知を行う為に広報かわぐちへ掲載。



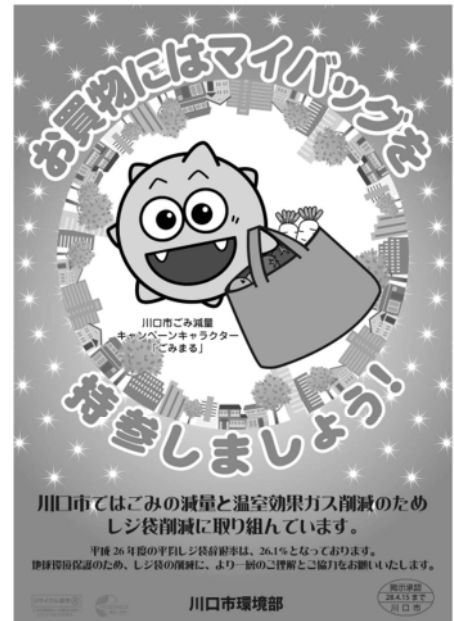
コラム【レジ袋削減事業】

川口市では、地球温暖化防止およびごみ減量対策、さらに市民のみなさんの環境に優しいライフスタイルへの転換を目的に、「川口市レジ袋の大幅な削減に向けた取組の推進に関する条例」を施行し、レジ袋削減の周知活動等を実施するとともに、市民・事業者・市の協働による、より一層の大幅なレジ袋削減を図っています。

また、その条例に基づき、レジ袋多量使用事業者(32社221店舗)が、レジ袋削減取組計画書を提出し、平成29年度より3年以内にレジ袋辞退率60%以上を目指し、削減に取り組んでいます。

そして、レジ袋辞退率60%を達成している事業者(4社14店舗)については、年1回概況確認書を提出し、引き続きレジ袋の削減に取り組んでいます。

さらに、日常生活の中で簡単にできる取り組みである「買い物にはマイバッグを持参して、レジ袋をもらわない!」という取り組みを推奨しています。



お問い合わせ先: 環境部 資源循環課

地域地球温暖化防止活動推進センターの設置(地球温暖化対策室)

【概要】「地球温暖化対策の推進に関する法律」第38条の規定により、地域における地球温暖化防止活動の促進を図ることを目的とする一般社団法人、もしくは一般財団法人、または特定営利活動法人を地球温暖化防止活動推進センターとして指定し、推進します。

【実施内容】出前勉強会や商店街イベントへの出展など地球温暖化防止のための啓発活動を積極的に実施しました。[平成 29 年事業補助金額:7,349,446 円]

【今後の目標・方向性】平成 29 年度末指定期間終了

【課題・問題点】平成 30 年度は、5 カ年の成果や費用対効果を検証し、平成 31 年度以降の方針を決定する必要がある。

②国、埼玉県、流域自治体と連携し、河川の水質改善を推進します。【3-2再掲】【目標3-2-①「綾瀬川浄化対策協議会」「芝川・新芝川水環境改善連絡会」参照】

③市民・事業者・市が協働して一般廃棄物の3Rを推進します。

3R推進活動等助成事業(リサイクルプラザ)

【概要】3R推進活動等助成金制度は、地域住民が相互に協力して行う3R推進活動等に対して助成することにより、廃棄物問題に対する市民の意識の向上を図り、もって循環型社会の構築に資するとともに、地域コミュニティ意識の醸成に寄与することを目的としています。

【実施内容】地域住民が相互に協力して行う 3R 推進活動(一般廃棄物の減量化、再使用および再資源化の推進に資する活動)並びに一般廃棄物の適正処理の推進、集積所の整備および地域環境の美化に資する活動等に対して助成を行いました。[対象:231 団体、170,724 世帯、総額:68,235,000 円]



【今後の目標・方向性】現状維持
【課題・問題点】本助成金の交付関係事務が遅滞なく行えるよう、対象団体への通知・連絡等を迅速に行う必要がある。

■8-2 コミュニティ活動の支援

- ①地域の住民が協働して取り組む3R推進活動を支援して、廃棄物に対する意識の向上と廃棄物の減量化や再資源化を促進します。【目標7-4-①「廃棄物減量啓発事業」参照】
- ②地域の住民と協働して廃棄物の減量と廃棄物からの資源回収に取り組みます。

資源回収団体助成事業(リサイクルプラザ)
【概要】資源回収を実施している登録団体が行うごみの減量および分別や集団資源回収等を支援します。
【実施内容】クリーン推進員*と連携し、地域でごみの減量の啓発を行うとともに、集団資源回収団体に対し回収重量に応じた助成を行いました。[回収重量:13,001t、助成金額:130,013,270円]
【今後の目標・方向性】現状維持
【課題・問題点】集団資源回収団体数は増加しているが、回収量が減少傾向となっている。

コラム【川口市地球温暖化防止活動推進センター】

◆概要

川口市における地球温暖化防止活動を推進するため「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、平成25年4月22日にNPO法人川口市市民環境会議を地域地球温暖化防止活動推進センターとして指定しました。

川口市地球温暖化防止活動推進センターは、上記法律による全国地球温暖化防止活動推進センターと、全国の各地域地球温暖化防止活動推進センターと連携・協力しながら、川口市において地球温暖化防止に関する「啓発・広報活動」「活動支援」「照会・相談」「調査・研究」「情報提供」などの業務を行うものです。

◆平成29年度の主な活動

- ・相談コーナーの設置
- ・学習支援ツールの貸し出し
- ・出前勉強会の実施
- ・環境学習情報紙の発行
- ・小学生向け夏休みエコライフバケーションの実施
- ・川口市内の地球温暖化防止活動実践事例を紹介
- ・川口市内のイベント等への出展
- ・その他ホームページやブログ、広報誌での情報発信

お問い合わせ先:環境部 地球温暖化対策室

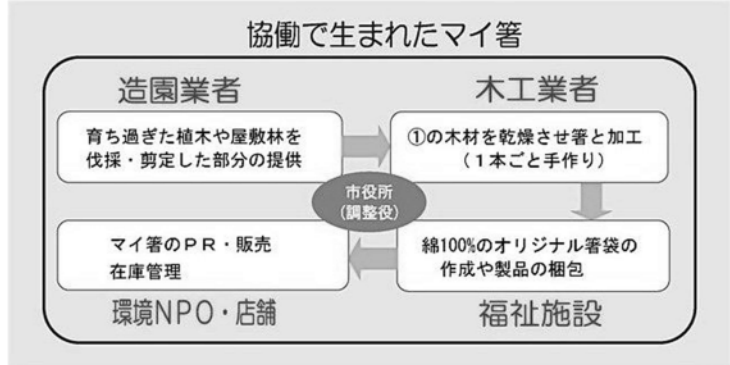


コラム【かわぐちマイ箸プロジェクト】

～川口産と手づくりにこだわった環境にやさしい「協働」商品～

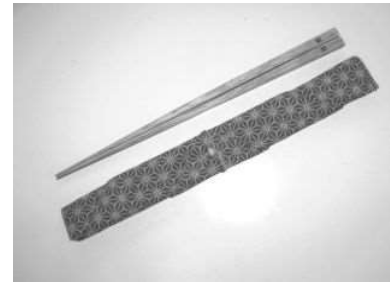
川口市内で伐採または剪定された枝木を「マイ箸」として加工し販売する事業です。

- ◆川口ならではの環境にやさしい製品です。
- ◆これまで廃棄焼却処分していた枝木を箸の材料に再利用します。
- ◆外食の際の割りばしの代わりに使うことでごみの削減になります。携帯しやすい箸袋とセットです。
- ◆化学塗料ではない荏胡麻(エゴマ)油と蜜蠟で防水加工しています。
- ◆販売価格には、環境事業支援金と買い替えの際に返金するデポジットがそれぞれ50円含まれています。

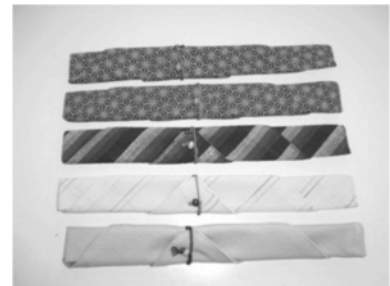


【取扱店】

- ・珈琲焙煎豆屋こらんしょ
西川口5-2-1 10:00～18:00 月曜定休
- ・木風堂
安行領根岸2244-3 10:00～18:00頃 月・火曜定休
- ・SELPすいーつばたけ川口安行本店
安行1132 10:00～18:00(土曜16:00) 日曜・祝日定休
- ・すいーつばたけ 川口樹モール店
栄町3-11-21 10:00～19:00 火曜定休
- ・(株)中野屋茶舗
栄町3-13-5 10:00～19:00
- ・楽Shopていくみい
上青木6-7-3華ハイツ1F南側 水曜定休 10:00～20:00
- ・NPO法人川口市民環境会議
<http://www.ne.jp/asahi/eco/ecolife>
※インターネット販売のみ、送料別



1セット1,200円



箸袋は選べます

お問い合わせ先:環境部 地球温暖化対策室

③市民や地域の民間団体などと協働して公園・緑地など公共空間の清掃、除草活動を実施します。

公園管理作業奉仕団体、街路緑地帯愛護会(公園課)

【概要】美しい街づくりの一環として、町会や地区の奉仕団体が、公園・緑地の清掃・除草作業を行います。

【実施内容】200 団体

【今後の目標・方向性】現状維持

【課題・問題点】団体の高齢化が進み、休止する団体もあり団体数の伸びが鈍化している。



コラム【ふれあい収集】

平成22年6月から、高齢者及び障がいのある方の生活支援を目的に、家庭ごみをステーションに運び出すことが困難な市民を対象に、戸別収集を実施するとともに、対象者の安否確認を行っています。

1. ふれあい収集の概要

- ◆ごみを収集日の朝8時30分までに、自宅の玄関前に出していただき、玄関前まで収集に伺います。
- ◆収集時に玄関先にて、安否確認等を行います。(希望者のみ)
- ◆家の中まで入って収集することはできません。
- ◆対象ごみは一般ごみ・資源物・有害ごみ及び乾電池です。
(粗大ごみは対象外)

2. 対象世帯

- ◆本人、親族、近隣者によりステーションまで家庭ごみを排出することが困難で、次の3項目のいずれかに該当する世帯
 - ・介護保険制度の認定が要介護度1以上で、65歳以上の単身者
 - ・障害者手帳を所持している単身者
 - ・その他、市長が認めるかた



お問い合わせ先:環境部 収集業務課

■8-3 自主的な市民活動の支援

- ①「ポイ捨てをしない、させないまちづくり」を目指して、市民・事業者・市が協働して、自主的なまち美化活動、ごみの散乱防止を推進します。【目標6-4-②「散乱防止および環境美化促進事業」参照】
- ②樹林地の保全・管理を行う自然再生活動団体を支援します。【5-4再掲】【目標5-1-①「自然再生活動団体助成事業」参照】
- ③市民団体などによる道路や公園などの緑化活動を支援し、身近な緑の創出を推進します。【5-4再掲】【目標5-4-⑥「緑のまちづくり地域緑化事業」参照】

■8-4 協働推進の仕組みづくり

- ①廃棄物の減量および適正な処理、循環型社会の形成などについて、市民・事業者・市が協働して調査・研究します。【目標7-1-②「エコリサイクル推進委員会事業」参照】



コラム【リサイクルプラザの運営】

施設の開館当初より、「リサイクル*ショップ」、「リサイクル工房」、「図書・ビデオライブラリー」等の各コーナーの管理運営は「プラザサポーター」と称するボランティアスタッフとのパートナーシップにより行われており、市と市民との協働による施設運営、および環境情報の発信基地としての市民参加型施設づくりを目指しています。

1 リサイクルショップ

家庭の不用品を橋渡しする無償リサイクル品橋渡しコーナーを常設しています。また、市内から収集した粗大ごみのうち、再生が可能な家具類についてリサイクル工房で修理した後に、競争入札方式による販売を実施しました(毎月第4日曜日)。



2 リサイクル工房

市内から収集した粗大ごみのうち、再生可能な家具類の修理をプラザサポーターが行っています。

3 実習室

プラザサポーターによるおもちゃの病院のコーナーを開催しました(毎月第2日曜日)。

4 展示ホール

ごみ分別ゲーム、ごみステーションモデル展示、ごみ減量・リサイクル啓発パネル展示、新エネルギー設備の解説を設置しています。また、来館者を対象にごみについて楽しく学んでもらうため「ごみまるクイズ」の用紙を配布し、全問正解者には景品としてごみまるシールを贈呈しています。

5 図書・ビデオライブラリー

ごみ、リサイクル等環境関連図書・ビデオ・DVDの閲覧による情報提供サービスを実施しています。市内小中学校の夏休み時期には、来館者が環境学習に取り組みやすいように、学習コーナーを充実させています。



6 ごみまるストリート

リサイクルプラザ3階通路を公募により「ごみまるストリート」と名づけ、各種イベントを開催しています。

(1) 朝いち親子フリーマーケット

親子(小中学生と保護者)でリユース*の大切さを学んでもらうことを目的として実施しました(毎月第4日曜日)。

(2) エコロミュージックコンサート

プラザサポーターと来館者が、一緒に歌って楽しむミュージックコンサートを開催しました(毎月第4日曜日)。

お問い合わせ先:環境部 リサイクルプラザ



②クリーン推進員*をリーダーとして、地域の住民が協働して、ごみ出しのルール of 徹底を図ります。

川口市クリーン推進員事業(資源循環課)
【概要】クリーン推進員が、ごみの減量化および再資源化等について、市と市民をつなぐ地域のリーダーとして排出指導等の活動をすることにより、ごみ出しルールの徹底・指導を強化します。
【実施内容】各地域の代表として約 640 名のクリーン推進員に、ステーションの排出指導等を行って頂きました。
【今後の目標・方向性】現状維持
【課題・問題点】外国人住民の増加や、地域コミュニティの希薄化により、ごみ出しルールの周知徹底が難しくなっている。

③リサイクルプラザを拠点として、市民と協働による環境に配慮した活動を啓発します。

啓発活動(リサイクルプラザ)
【概要】リサイクルプラザ展示ホールで常設展示物による啓発活動の実施を行います。小学生の社会科見学や「総合的な学習の時間」を受け入れ、その他団体・個人に対し、ごみの排出抑制やリサイクル*の推進等の環境問題に関する学習の場を提供します。また、ビデオ・図書の閲覧コーナーを設置し、希望者にはビデオ・DVD を貸し出します。
【実施内容】リサイクルショップやリサイクル工房、展示ホール等を活用し、施設見学の受入れや来館者への啓発活動を行いました。[施設見学受入れ人数:4,827 人/年、啓発施設来館者数:41,825 人/年]
【今後の目標・方向性】引き続き来館者増を目指す
【課題・問題点】ごみの排出抑制やリサイクルの推進等の環境問題について、わかりやすく学習できるように工夫して展示する。

④緑化の推進や自然再生活動を行う市民団体などを育成し、これらの団体の協力を得ながら、緑の保全と創出を推進します。【5-4再掲】【目標5-4-⑥「緑のまちづくり地域緑化事業」参照】

(3) 施策推進の指標の達成状況

①エコライフDAYの参加者数(地球温暖化対策室)

年度 項目	実績値 H26	実績値 H27	実績値 H28	実績値 H29	目標値 H34
エコライフDAY の参加者数	102,284人	100,561人	103,662人	107,553人	100,000人

●総括

指標①毎年 10 万人ほどの参加者を確保できており、日常生活における温室効果ガスの削減の取組が進んでいると思われる。



目標9 主体的に環境学習をすすめます

(1) 概況

●行動

持続可能な社会をつくるためには、一人ひとりが生活様式や事業活動と環境との関わりに気付き、自らの行動が環境に与える負荷を理解し、環境に配慮した行動を実行することが大切です。

本市では、「広報かわぐち」や「PRESS530」などの広報紙、ホームページなどを活用して環境に関する情報を提供するとともに、さまざまな方を対象とした環境関連イベントや環境教室、環境講座などを開催し、環境保全に関する学びと実践の機会を提供しています。

また、市内小学校に通う5年生児童を対象に、家族が日常生活を送る中で子ども達がリーダーとなり、省エネ、ごみ減量作戦に取り組み、地球温暖化防止に貢献する「Kids'ISO14000プログラム*」を実施しています。

今後は家庭(個人)、地域、学校、事業者、民間団体、市(行政)が主体的に学習に取り組み、それぞれの役割を果たしつつ協働して環境学習活動を推進していくことが重要です。

(2) 市の施策の実施状況

■9-1 環境に目を向ける人づくり

①研修会、講習会などの開催により、リーダーの養成や職員、教員の資質向上を図り、環境教育に関する人材の確保に努めます。【目標1-1-②「環境教育・環境学習の推進」参照】

②「Kids'ISO14000プログラム」により子どもに対する環境教育を支援します。

Kids'ISO14000プログラム(地球温暖化対策室)
【概要】子どもたちが各家庭において、環境マネジメントシステム*を構築・運用することにより、環境に配慮した取り組みが家族、ひいては社会に浸透し、より環境に負荷を与えないライフスタイルへの転換を促します。
【実施内容】市内小学校 17 校の全 5 年生(1,729 名)を対象に入門編プログラムを実施しました。また、入門編完了者(1,561 名)のうち希望者(190 名)に対し、初級編を実施しました。初級編完了者は 104 名、そのうち、優秀であると認められた国際認定者は 27 名でした。[国際認定者累計:927 名]
【今後の目標・方向性】現状維持
【課題・問題点】小学5年生を対象としているが、3年間で一巡と変則的な実施となっていることから、市内全5年生が一斉に実施できないか方法を模索していく。



コラム【Kids'ISO14000プログラム】

「Kids'ISO14000プログラム*」は、特定非営利活動法人国際芸術技術協力機構(ArTech)が主催している「子どもに対する環境教育支援システム」です。ISO14001*をモデルに、家族が日常生活を送る中で子どもたちがリーダーとなって省エネやごみ減量作戦に取り組み、温室効果ガス*排出量削減に貢献すべく活動します。

川口市では、市内の小学校に通う5年生児童を対象にして、平成15～17年度はモデル校計5校で実施し、平成18年度からは全校を3カ年で一巡するように実施しています。

◆平成29年度実績(実施校:17校)

入門編(2週間のプログラム)完了者1,561名
初級編(4週間のプログラム)国際認定者27名

◆平成15～29年度実績

入門編(2週間のプログラム)完了者17,136名
初級編(4週間のプログラム)国際認定者927名(特別賞26名授賞)

お問い合わせ先:環境部 地球温暖化対策室

■9-2 環境に出会う機会づくり

①環境月間などに合わせて、イベントや講演会など学習機会をつくります。【目標1-1-②「環境教育・環境学習の推進」参照】

環境啓発事業(環境保全課)
【概要】環境問題の現状や身近な対策を紹介し、理解を深めてもらいます。
【実施内容】イベントにおいて体験型展示物による環境啓発を実施しました。
【今後の目標・方向性】現状維持

子どもネイチャー教室(グリーンセンター)
【概要】さまざまな自然体験をすることによって、自然の美しさや面白さを発見し、自然や環境への理解や他者への思いやり、生命を大切に作る心を育みます。
<p>【実施内容】</p> <p>以下をグリーンセンター林間教室で実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カブト虫を育てよう(5回シリーズ):5月27日、6月24日、7月29日、9月2日、12月2日(13時～15時) ・茶つみとお茶づくり:5月14日(12時～15時) ・大工さん遊びや竹工作:5月3日、5月4日、5月5日、10月7日、10月8日、10月9日(10時～15時) ・大好き、どんぐり 秋のフィールドでどんぐりと遊ぼう:10月15日(13時～15時) <p>他に、松ぼっくりやどんぐり、ひょうたんを使った工作、雨や植物と触れ合う体験、押し花を使ったしおりづくりなど、合計42の教室を実施しました。</p>
【今後の目標・方向性】現状維持
【課題・問題点】教室開催の周知について広報を工夫する必要がある。



林間教室



②さまざまな機会や要請に応じて環境出前講座「エコ・スクールン」を実施します。【目標1-1-②「環境教育・環境学習の推進」参照】

③小・中学校・高等学校における環境教育・環境学習をさらに充実させます。

小学校における環境体験学習(指導課)
【概要】地域や学校の実態に即した環境教育の充実を図ります。
【実施内容】市内小中学校全校で学校ファームの推進を行っています。また、市内の小学校32校と中学校5校でゴーヤ等のグリーンカーテンの栽培をしています。 さらに、学校で学んだことを家庭生活でも生かす活動として、「エコライフDAY」を市内小中学校全校で、「Kids'ISO14000プログラム*」を市内17の小学校で実施しています。 《川口市学校ファーム推進事業について》 「川口の農業を考える有識者会議」の政策提言に基づき、市内小学校5校および中学校5校をモデル校として指定しています。それらの児童生徒が、米や野菜などを自ら育て収穫し、食べるなどの体験学習を通じて、生命や環境、食物などに対する理解を深めるとともに、情操を養い生きる力を身につけることを目的としています。 [平成29年度委嘱指定校:飯仲小学校、並木小学校、青木中央小学校、芝樋ノ爪小学校、芝中央小学校、南中学校、青木中学校、上青木中学校、十二月田中学校、芝東中学校]
【今後の目標・方向性】現状維持
【課題・問題点】市立学校(園)の環境教育の実態調査を行い、本市の環境教育の実態データを更新する。

雨水貯留槽の設置(地球温暖化対策室)
【概要】学校活動における雨水利用と環境学習を目的に、小中学校へ雨水貯留槽を設置します。
【実施内容】平成28年度事業完了
【今後の目標・方向性】事業完了

■9-3 環境を学ぶ場所づくり

①環境教育・環境学習の拠点を定め、学習環境の充実を図ります。

施設見学受け入れ(リサイクルプラザ・朝日環境センター・資源循環課)
【概要】小学校の社会科見学や総合的な学習の時間の受け入れ、その他の団体・個人に対し、施設の案内や資源物の分別体験学習を行っています。ごみの排出抑制やリサイクル*の推進等の環境問題に関する学習の場を提供しています。希望者にはビデオ・DVDの貸し出しも実施します。
【実施内容】朝日環境センター(焼却施設)およびリサイクルプラザの資源化施設、啓発施設の見学対応を行いました。[施設見学団体:177団体、見学人数:4,827人]
【今後の目標・方向性】現状維持
【課題・問題点】事業周知を行うため、ホームページへの掲載を行って、事業の活性化を図る。



朝いち親子フリーマーケット(リサイクルプラザ)
【概要】川口市在住の小中学生と保護者で、資源循環型社会におけるリユース*の大切さを学んでもらいます。
【実施内容】毎月第4日曜日の午前中にリサイクルプラザ棟3階のごみまるストリートにおいて実施しました。[参加店舗数:85店舗/年、販売点数:4,012点]
【今後の目標・方向性】現状維持
【課題・問題点】事業の周知を行う為に広報かわぐちへ掲載。

②「ごみまるまつり」等の市民・事業者・市が一体となって推進するイベントを開催します。

戸塚環境センターまつり開催事業(戸塚環境センター)
【概要】平成2年1月に戸塚環境センター西棟が竣工後、周辺地域住民にごみ減量とリサイクル*の推進およびごみ処理施設への理解を深めてもらうため開催しているものです。
【実施内容】周辺地域住民が参加可能な各種イベントを実施するものです。内容は以下のとおりです。 ・施設見学会 ・ごみまるステージ ・リサイクル自転車販売 ・模擬店 ・精米配布 ・ごみまるふあふあ ・空かんプレスカー カン太君 ほか [来場者数:4,511人]
【今後の目標・方向性】来場者数:5,000人
【課題・問題点】開催実績を考慮し、さらなる施設への理解を深めてもらうため、実施内容等を見直すことが必要。

■9-4 環境への理解を広める情報提供と普及啓発

①環境保全に関する施策の達成状況を広く公表するため、「川口市環境報告書」を発行します。

川口市環境報告書作成事業(環境総務課)
【概要】環境保全に関する施策の達成状況を広く公表するため、年度ごとに「川口市環境報告書」を作成します。「環境基本計画」に位置づけられた前年度の施策や事業の実施状況と施策目標の達成状況を中心に報告します。
【実施内容】「川口市環境報告書」(平成28年度環境基本計画年次報告書)を発行しました。
【今後の目標・方向性】現状維持

②市のホームページや環境部広報紙、チラシやイベント時のパネル展示などにより、ごみの減量、分別排出、収集・回収、資源化処理の仕組みをPRすることで、3Rの推進を図ります。【目標7-4-①「廃棄物減量啓発事業」参照】

③教材や研究資料、イベント情報等を入手しやすいホームページづくりを進めます。【目標1-1-①「環境情報の提供」参照】



(3) 施策推進の指標の達成状況

① 「Kids'ISO14000プログラム」の国際認定者数（累計）（地球温暖化対策室）

項目	年度	実績値 H26年度	実績値 H27年度	実績値 H28年度	実績値 H29年度	目標値 H34年度
「Kids' ISO14000*プログラム」の国際認定者数(累計)		787人	839人	900人	927人	1,350人

②環境出前講座「エコ・スクールン」の実施数（地球温暖化対策室）

項目	年度	実績値 H26年度	実績値 H27年度	実績値 H28年度	実績値 H29年度	目標値 H34年度
環境出前講座「エコ・スクールン」の実施数		21回/年	22回/年	27回/年	41回/年	40回/年

③環境大学、環境講座、環境講演会等の参加者数（累計）（地球温暖化対策室）

項目	年度	実績値 H26年度	実績値 H27年度	実績値 H28年度	実績値 H29年度	目標値 H34年度
環境大学、環境講座、環境講演会等の参加者数(累計)		3,926人	4,299人	5,244人	6,295人	8,200人

●総括

指標①小学5年生を対象としているが、3年間で一巡と変則的な実施となっていることから、市内全5年生が一斉に実施できないか方法を模索していく。

指標②平成28年度から地球温暖化防止活動推進センターの自主事業として実施している。

指標③既存事業について見直し、市民のニーズに沿った事業を展開していく必要がある。



資料編

第3章 資料編

I 用語解説

【あ行】

ISO14001

国際標準化機構 (ISO) が発行している「組織が環境に配慮した諸活動を行っているか」を判定する国際規格。各組織が「環境保全および汚染の予防に関する方針・目標を定め、これを実行・記録し、その状況を点検して、方針等を見直す」という一連の手続きを「環境マネジメントシステム」という。

アスベスト(石綿)

天然に存在する繊維状の鉱物で、石綿(せきめん・いしわた)とも言われる。主成分は、珪酸^{けいさん}マグネシウム塩で、蛇紋石^{じゃもんせき}石綿と角閃石^{かくせんせき}石綿に大別される。アスベストは耐熱・耐摩耗性にすぐれているため、ボイラー暖房パイプの被覆、自動車のブレーキ、建築材など広く利用されていたが、繊維が肺に突き刺さると肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、WHO(世界保健機関)ではアスベストを発ガン物質と断定した。日本でも、「大気汚染防止法」により平成元年(1989年)に「特定粉じん」に指定され、発生施設や吹付け石綿の除去等の作業が規制されている。また、平成4年(1992年)発効の「バーゼル条約」では有害廃棄物に指定され、各国間の越境移動が禁止されている。

1.1-ジクロロエチレン

水に溶けにくく、不快臭、揮発性を有する無色透明の液体である。ほとんどが塩化ビニル樹脂の原料として使われている。人体に対しては鎮静、酩酊、けいれん、昏睡などの作用がある。

1.2-ジクロロエチレン

水に溶けにくく、芳香臭、刺激臭、刺激性、揮発性を有する無色透明の液体である。溶剤、染料溶剤、染料抽出、香料などに使われている。人体に対しては、発がん性や麻酔・催眠作用がある。

一酸化炭素(CO)

石炭、石油、ガソリンなど炭素を含む燃料が不完全燃焼した時に発生する無色、無臭の空気より少し軽い有毒ガス。体内に吸収されると血液中のヘモグロビンと結合し、酸素運搬力を弱め、中枢神経を麻痺させたり、貧血を起したりすることがある。

エコアクション21

すべての事業者が、環境への取り組みを効果的、効率的に行うことを目的に、環境に取り組む仕組みを作り、取り組みを行い、それらを継続的に改善し、その結果を社会に公表するための方法について、環境省が策定したガイドライン。

エコアクション21ガイドラインに基づき、取り組みを行う事業者を審査し、認証・登録する制度が、エコアクション21認証・登録制度。

エコリサイクル推進事業所

川口市エコリサイクル推進事業所制度に登録された事務所のこと。本来の事業活動とは別に、ごみの減量・再利用・再資源化や地球温暖化対策等の環境保全活動に積極的に取り組んでいる事業所が、申請に基づき、審査の上で市によって認定・登録される。

温室効果ガス(GHG、英: greenhouse gas)

太陽から流れ込む日射エネルギーを吸収して加熱された地表面は赤外線熱を放射するが、大気中には赤外線吸収する気体があり、地球の温度バランスを保っている。これらの気体を温室効果ガスと呼び、代表的なものとして二酸化炭素、メタン等が挙げられる。

【か行】

カーシェアリング

一般に登録を行った会員間で特定の自動車を共同使用するサービスないしはシステムのこと。自動車を借りるという面ではレンタカーと近い存在であるが、一般にレンタカーよりもごく短時間の利用を想定しており、利用者にとってはレンタカーよりも便利で安価になるように設定されていることが多い。

家電リサイクル法

平成10年(1998年)6月に制定された法律で、正式な名称は「特定家庭用機器再商品化法」。特定家庭用機器の小売業者・製造業者等による特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬・再商品化等に関し適正・円滑な実施のための措置を講ずることにより、廃棄物の減量・再生資源の十分な利用等を通じて廃棄物の適正な処理・資源の有効な利用の確保を図り、生活環境の保全・国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

川口市バリアフリー基本構想

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法)の施行を機に、平成21年(2009年)7月、本市に生活する誰もが、支障なく円滑に市街地での移動等が可能となるよう、本法に基づく「バリアフリー基本構想」を策定した。

川口市まち美化促進プログラム

米国等で先進的に実施されている「アダプト・プログラム」の手法を取り入れたもの。「アダプト」とは「養子縁組する」という意味で、企業や地域住民などが道路・公園など一定の公共の場所の里親となり、親が子を守り育てることと同じように地域に対し定期的・継続的に清掃活動を行うなどして、行政がこれを支援する仕組み。

川口市緑のまちづくり推進条例

平成12年(2000年)4月に施行された条例。人々に潤いと安らぎをもたらす緑が、市民共有のかけがえのない財産であることを認識し、市長、市民および事業者がそれぞれの役割を担い、相互に連携して緑の保全と創出を図ることにより、美しく住みよいまちづくりに寄与することを目的とする。

環境基準

「環境基本法」および「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき国が定めるもので、「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい」とされる基準のこと。

環境マネジメントシステム(EMS、英: Environmental Management System)

廃棄物量の削減やエネルギー消費量を削減するなど、環境に与える負荷をできるだけ削減するための計画を立て、その計画を実施し、さらにその実施結果をチェックし、その結果を基に方針・手続き等を見直し、継続的な改善を図ることをいう。

Kids'ISO14000プログラム

国際環境規格ISO14001をモデルに「子ども一人ひとりが家族とともに家庭を中心とした日常生活における環境マネジメントシステムの運用を自主的に実施する」ことで、子どもを通して地域社会に環境に配慮したライフスタイルへの転換を促すもの。プログラムには入門編・初級編・中級編・上級編がある。

揮発性有機化合物(VOC、英: Volatile Organic Compounds)

常温常圧で空气中に容易に揮発する物質の総称で、主に人工合成されたものを指す。比重は水よりも重く、粘性が低くて難分解性であることが多いため、地層粒子の間に浸透して土壌・地下水を汚染する。一方、大気中に放出され光化学反応によって、オキシダントや浮遊粒子状物質の発生に関与していると考えられている。

旧田中家住宅

大正10年(1921年)に上棟し大正12年(1923年)に竣工した煉瓦造三階建の洋館と、昭和9年(1934年)に増築された和館の他、文庫蔵、茶室、池泉回遊式庭園、煉瓦塀により構成された県下有数の本格的洋風住宅。

平成18年(2006年)3月27日に国登録有形文化財(建造物)に登録され、現在では、川口市立文化財センター分館として、一般に公開されている。

九都県市

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市のこと。首都圏で共通する環境問題などに、協力して取り組んでいる。

クリーン推進員

地域での環境美化活動を率先して行う、行政と市民をつなぐ地域のリーダー。市長が委嘱し、ごみ減量やリサイクルを推進するなど、本市の施策への協力をを行う。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際、必要性を十分に考慮し、価格や品質、利便性、デザインだけでなく環境のことを考え、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先して購入すること。

グリーンコンシューマー

訳すると「緑の消費者」の意。この「緑」は「環境にやさしい」を意味しており、買い物をする時に、できるだけ環境に配慮した製品を選んで購入する消費者のことをいう。

光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物や炭化水素などが、太陽の紫外線を受けて複雑な光化学反応を起こし発生するオゾン、PANなどの酸化性物質の総称であり、光化学スモッグの主な原因物質。

公共用水域

「水質汚濁防止法」で定義されている用語であり、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域およびこれに接続する溝渠、灌漑、用水路その他公共の用に供される水路をいう。なお、「下水道法」に規定する公共下水道および流域下水道であって、終末処理場を設置しているものは除外される。

【さ行】

埼玉県生活環境保全条例

生活環境の保全に関し、県、事業者および県民の責務を明らかにするとともに、環境への負荷の低減を図るための措置および公害の発生源についての規制を定めることにより、生活環境の保全に関する施策を総合的に推進し、現在および将来の県民の健康の保護および安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とした条例。

ジクロロメタン

塩素を含む有機化合物で、不燃性で有機化合物をよく溶かす性質があるため、金属部品などの加工段階で用いた油の除去に使われるほか、塗装剥離材などとして使用されている物質。人体に現れる症状として、吐き気、だるさ、めまい、しびれなどが報告されている。

自動車NO_x・PM法(自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法)

ディーゼル自動車からの窒素酸化物(NO_x)を抑制することを目的に、平成4年(1992年)に関東および関西圏の市区町村を対象に制定された「自動車NO_x法」が、多くの地域で二酸化窒素の環境基準をクリアしていないことや粒子状物質(PM)が健康に悪影響を及ぼしているという問題(名古屋南部大気汚染公害訴訟)などを受けて、平成13年(2001年)6月に、新たに粒子状物質の抑制も含め「自動車NO_x・PM法」が制定されたもの。対象地域に、中部圏が追加された。

ジョイセフ(JOICFP、英: Japanese Organization for International Cooperation in Family Planning)

開発途上国での人口・家族計画・母子保健分野の国際協力の推進を通して、地域の人々の生活を改善し福祉の向上に寄与するために、昭和43年(1968年)に設立されたNGO。外務省・厚生労働省の認可法人で、特定公益増進法人の資格を持ち、当分野の専門機関として外務省、国際協力事業団(JICA)とも密接な協力体制をとっている。人口・家族計画・母子保健分野の草の根のプロジェクト実施を通して、開発途上国における女性の地位と能力の向上やリプロダクティブ・ヘルス(性と生殖に関する健康)を推進しており、設立以来、多くの国でプロジェクトを行っている。

振動規制法

昭和51年(1976年)6月に制定された法律で、工場および事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。

水質汚濁防止法

昭和45年(1970年)12月に制定された法律で、工場および事業場から公共用水域に排出される水の排出および地下水に浸透する水を規制し、生活排水対策の実施を推進すること等によって、公共用水域および地下水の水質の汚濁防止を図ることを目的とする。

生産緑地

市街化区域内において、公害の防止または災害の防止、農林業との調和した都市環境の保全等に役立つ農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図るために、「生産緑地法」により指定された農地等をいう。

騒音規制法

昭和43年(1968年)6月に制定された法律で、工場および事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行なうとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。

【た行】

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンとポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナーポリ塩化ビフェニルの総称であり、廃棄物の焼却や塩素系農薬の製造過程等で発生する。人体への影響として、発ガン性や催奇性が確認されており、環境ホルモンの一つとしても問題となっている。

ダイオキシン類対策特別措置法

平成12年(2000年)1月に施行された法律で、ダイオキシン類による環境の汚染の防止およびその除去等をするため、ダイオキシン類に関する施策の基本となる基準および必要な規制、汚染土壌に係る措置等を定め、国民の健康の保護を図ることを目的とする。

大気汚染防止法

昭和43年(1968年)6月に制定された法律。工場および事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めること等により、大気の汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに大気の汚染に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とする。

代替フロン

フロン全廃に伴い、その代替として使われるハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)等をいう。オゾン層の破壊力は低いものの、地球温暖化を促進する作用が二酸化炭素の数百～1万倍以上ある。

炭化水素

炭素と水素からなる有機化合物の総称。自動車排ガス等に不完全燃焼物として含まれている。メタン以外の炭化水素(非メタン炭化水素)は、窒素酸化物とともに光化学オキシダントの原因物質の一つと言われている。

テトラクロロエチレン

主にドライクリーニングの溶剤や金属の洗浄などに使われてきた有機塩素系溶剤であるが、今日では、代替フロン原料としての用途が多い物質である。慢性毒性としては、肝臓や腎臓への障害があり、低濃度では頭痛、めまい、眠気などの神経系への影響が報告されている。

特定施設

大気汚染防止法・水質汚濁防止法・騒音規制法・振動規制法などに定める、物質や騒音・振動などを発生または排出する施設。

土壌汚染

化学物質や重金属が自然の浄化能力を超えて過剰に土壌へ入り、土壌や地下水を汚染することをいう。人間や動物の健康を害するほか、植物を枯らすなど、環境へ悪影響を及ぼす。

トリクロロエチレン

主に機械部品や電子部品などの加工段階で用いた油の除去などに使用されてきた有機塩素系溶剤であるが、今日では、代替フロン原料としての用途が多い物質。慢性毒性としては、肝臓や腎臓への障害があり、低濃度では頭痛、めまい、眠気などの神経系への影響が報告されている。

【な行】

二酸化硫黄(SO₂)

石油や石炭など硫黄分を含んだ燃料や原料が燃焼することにより発生する。せきや呼吸困難、気管支炎等、呼吸器系に対する有害性が知られているほか、酸性雨の要因の一つになっており、環境基準が定められている。

二酸化窒素(NO₂)

窒素酸化物の一つで、主な発生源としては自動車や工場からの排出ガスがあり、大気汚染物質として呼吸器系に対する有害性が知られているほか、酸性雨や光化学オキシダント原因ともなっており、環境基準が定められている。

【は行】

ばい煙

燃料その他の物の燃焼に伴い発生するばいじん、硫黄酸化物、カドミウム、鉛等で、人の健康または生活環境に係る被害を生じさせる恐れのある物質をいう。

BOD(生物化学的酸素要求量、英: Biochemical Oxygen Demand)

河川水などの有機物による汚濁の程度を示す指標で、水中微生物が有機物を分解するときに消費する酸素量のことであり、数値が大きいほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示す。BOD75%水質値とは、n個の日間平均値を水質の良いものから並べたとき0.75×n番目に来る数値のことをいう。BODにおける環境基準の達成状況は、河川が通常の状態(低水流量以上の流量が流れている状態)にあるときの測定値によって判断する。しかし、河川の流量が少ない時の水質の把握は非常に困難であるため、BODについては測定された年度のデータのうち、75%以上のデータが基準値を達成することをもって評価を行っている。例えば、月一回の測定の場合、日平均値を水質の良いものから12個並べたとき、水質の良い方から9番目が75%値となる。

ヒートアイランド

自然の気候とは異なる都市独特の局地的気候のことであり、都市化の進展による土地の改変や緑地の減少、エネルギー消費の増大などによって、都心部の気温が周辺地域と比べて上昇する現象をいう。

PRTR制度(特定化学物質排出移動登録制度、英: Pollutant Release and Transfer Register)

人の健康や生態系に被害を及ぼす恐れがある化学物質について、環境中への排出量および廃棄物に含まれての移動量を事業者が自ら把握して行政庁へ報告し、行政庁は事業者からの報告や統計資料を用いた推計に基づき、排出量・移動量を集計・公表する制度。

微小粒子状物質(PM2.5、英:Particulate Matter 2.5)

大気中に浮遊している $2.5\mu\text{m}$ ($1\mu\text{m}$ は 1mm の千分の1)以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた浮遊性粒子状物質(SPM: $10\mu\text{m}$ 以下の粒子)よりも小さな粒子である。PM2.5は非常に小さいため(髪の毛の太さの1/30程度)、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されている。

浮遊粒子状物質(SPM、英:Suspended Particulate Matter)

大気中に浮遊する粒子状物質(PM)、浮遊粉じん、エアロゾルなどのうち粒径が $10\mu\text{m}$ (マイクロメートル)以下のものをいう。浮遊粒子状物質は微小なため大気中に長時間滞留し、肺や気管等に沈着して呼吸器に悪影響を及ぼす。浮遊粒子状物質には、発生源から直接大気中に放出される一次粒子と、硫黄酸化物、窒素酸化物等のガス状物質が大気中で粒子状物質に変化する二次生成粒子がある。一次粒子の発生源には、工場等から排出されるばいじんやディーゼル車の排出ガスに含まれる粒子状物質等の人為的発生源と、土壌の巻き上げ等の自然発生源がある。

フロン

炭素にフッ素と塩素が結びついた化合物の総称であり、一般に、無色無臭で低沸点の化学的に安定した液体。冷蔵庫などの冷媒、エアロゾル噴霧剤・消火剤、フッ素樹脂の原料に用いられる。大気中に放出されると紫外線で分解して塩素ラジカルとなり、成層圏でオゾン層を破壊し続けると指摘され、モントリオール議定書により、現在では製造が禁止されている。

粉じん

鉱物や岩石の破碎、選別等の機械的処理により飛散する物質、または、鉱物や土砂の堆積場等で発生・飛散する物質をいう。

ベンゼン

常温で無色の液体で、揮発性や引火性が高く、また、発がん性があるので、取り扱いに注意が必要な物質である。毒性としては、人に白血病を引き起こすことに関して十分な証拠があると考えられており、慢性毒性としては、高濃度において造血器に障害を引き起こすことが報告されている。

保全緑地

「川口市緑のまちづくり推進条例」に基づき、一定の要件に該当する樹林地等のうち、川口市緑化対策委員会の意見を聴き、市が指定したものをいう。

【ま行】

面的評価

自動車交通騒音の評価方法。道路に面する地域において、道路から50mの範囲にあるすべての住居等を対象に、実測値や推計によって騒音レベルの状況を把握し、環境基準に適合している戸数とその割合を算出し、評価を行う。

【や行】

有害物質

人の健康に被害を与えるおそれがある物質で、急性毒性を現すものや、生体内に蓄積され慢性毒性を現すものなどがある。「大気汚染防止法」では、カドミウム、塩素、フッ素、鉛、窒素酸化物の5項目、「水質汚濁防止法」では、カドミウム、シアン化合物、有機リン化合物、鉛、ヒ素、水銀、PCB、トリクロロエチレン、ベンゼン等24項目が定められている。

容器包装リサイクル法

容器包装廃棄物の再商品化を促進するための措置を講じることにより、一般廃棄物の減量・再生資源の利用を通じて廃棄物の適正な処理と資源の有効な利用の確保を図り、生活環境の保全や国民経済の健全な発展に寄与することを目的として制定。

すべての人々がそれぞれの立場でリサイクルの役割を担うということがこの法律の基本理念であり、消費者は分別排出、市町村は分別収集、事業者は再商品化を行うことが役割となっている。平成7年(1995年)6月成立、平成12年(2000年)4月完全施行。正式名称は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」。

【ら行】

リサイクル(英: Recycle)

ごみとなったものを原材料等に再資源化すること。原材料まで戻した物を再び製品にするマテリアルリサイクルと、燃やして発生した熱をエネルギーとして回収し、発電やプールなどの温水等に利用するサーマルリサイクルの二つに区分される。再生利用ともいう。

リデュース(英: Reduce)

発生抑制。ごみ自体を作らない、そして出さないことをいう。

リユース(英: Reuse)

再利用。一度使い終わったものを、洗ったり修理したりすることによって何度も繰り返し使うことをいう。

II 施策と事業の体系

II-1 第2次川口市環境基本計画

個別目標	施策	事業	事業名	担当課	再掲	
1 地球環境にやさしい、低炭素なまちにします	1-1 環境への負荷の低減	①省エネルギー、省資源化、環境への負荷をかけない活動へ転換します。	エコライフDAYの取り組み	地球温暖化対策室		
			環境情報の提供	地球温暖化対策室		
			かわぐちグリーン・エナジー戦略	地球温暖化対策室		
		②環境イベントや環境学習講座を実施し、環境に配慮したライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を促進します。	環境教育・環境学習の推進	地球温暖化対策室		
			③中小事業者による環境に配慮した経営体制の構築を促進するため、国際規格等の認証の取得を支援します。	国際規格等認証取得支援事業	経営支援課	
		④事業者の公害防止設備等の設置の経済的負担を軽減するため、融資のあっせんおよび利子助成を行います。	公害防止資金融資事業	環境保全課		
			⑤「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づく特定建築物に関する適合性判定および届出を受理し、建築主等に対して必要な指導・助言等を行います。	「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づく適合性判定、届出の受理および指導・助言	建築安全課	
		⑥環境に配慮した物品等を優先的に購入します。		環境対応製品購入の推進	契約課	
		⑦ごみ焼却施設等の余熱の有効利用を推進します。	グリーン購入の推進	環境総務課		
			エネルギー回収事業	戸塚環境センター 朝日環境センター		
		⑧自然環境、生態系に配慮した活動を推進します。	見沼田んぼおよび周辺斜面林の保全事業	みどり課		
	特別緑地保全地区の指定による斜面林等保全事業		みどり課			
	⑨生物の生息・移動空間の形成に配慮して、樹林地の保全や道路・河川の緑化を推進します。	芝川改修事業	河川課			
	⑩屋外事業や市民が参加できる事業を実施し、身近な自然環境の保全意識を啓発します。	環境教育・環境学習の推進	地球温暖化対策室	目標1-1-②		
	1-2 地球温暖化の防止	①建築物の新築・増改築・設備の更新時や企業立地に際し、事業者の行う省エネルギー化や温室効果ガスの削減などの環境への配慮の取り組みを促進します。	代替フロン回収・適正処理促進事業	資源循環課		
			「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づく住宅の建築および維持保全に関する計画の認定	建築安全課		
			「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく建築物の建築に関する計画の認定	建築安全課		
			「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づく適合性判定、届出の受理および指導・助言	建築安全課	目標1-1-⑤	
			商店街コミュニティ関連施設設置事業補助金	産業振興課		
			②建物の断熱化や省エネ設備の導入などの地球温暖化防止の取り組みを促進します。	「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づく適合性判定、届出の受理および指導・助言	建築安全課	目標1-1-⑤
				公共施設へのクリーンエネルギーの導入	収集業務課 教育総務課	
				公営住宅ストック総合改善事業	住宅政策課	
			③温室効果ガスの排出抑制のため、太陽光発電システム、ガス発電給湯システム、燃料電池給湯システムの導入を支援します。	川口市地球温暖化対策活動支援金事業	地球温暖化対策室	
かわぐち市民共同発電所設置事業支援金				地球温暖化対策室		
④エコカーやカーシェアリングの普及を促進するとともに、そのために必要な設備の設置を検討し、自動車からの温室効果ガスの排出を削減します。			低公害車、低燃費車の普及促進	管財課 収集業務課		
		川口市地球温暖化対策活動支援金事業(カーシェアリング)	地球温暖化対策室			
	次世代車等導入検証事業	地球温暖化対策室				
⑤燃料の削減と温室効果ガスの排出抑制のため、エコドライブ運動を推進します。	エコドライブの普及促進	地球温暖化対策室				
⑥公共交通機関の整備を関係機関に要請し、利用を促進します。	公共交通の利便性向上および利用促進	都市交通対策室				
	埼玉高速鉄道駅へのアクセス性および利便性の向上	都市交通対策室				
	コミュニティバスの利用促進	都市交通対策室				
⑦温室効果ガスの吸収源、ヒートアイランド対策として、市域の緑地を保全し、緑化を推進します。	川口グリーンカーテン啓発事業	地球温暖化対策室				
⑧法律や埼玉県の条例に基づいて指定された地域制緑地の保全に努めます。	安行近郊緑地保全区域等の地域制緑地の保全事業	みどり課				
⑨「川口市緑のまちづくり推進条例」に基づき、必要に応じて優良緑地の公有地化を進め、緑地の恒久的な保全を図ります。	保全緑地等公有地化・整備事業	みどり課				

個別目標	施策	事業	事業名	担当課	再掲				
		⑩種苗等のあっせん・支給事業等を通じて、身近な緑地の創出を推進します。	苗木等無償配布事業	みどり課					
			種苗等支給事業	みどり課					
			緑化講習会	みどり課					
		⑪500㎡以上3,000㎡未満の敷地に建築物を新築・改築・移転し、又は建築面積が1.5倍以上となる増築を行う場合には、敷地内に一定規模以上の緑地を設けるよう指導します。		⑫地球温暖化の影響とその適応策を調査・研究します。	緑化指導	みどり課			
					温度上昇抑制効果のある舗装の推進	道路維持課 道路建設課			
					大気規制事業(ばい煙・粉じん)	環境保全課			
		2 空気のきれいな、落ち着いたまちなし	2-1 発生源に対する規制および指導	①規制対象事務所に対して、立入検査および指導を行います。	大気規制事業(揮発性有機化合物)	環境保全課			
					大気規制事業(ばい煙・粉じん)	環境保全課			
				②アスベストを使用している建築物等の解体工事や除去作業において、飛散が生じないように、立入検査および指導を行います。		③野外焼却や廃棄物の不適正な処理を防止するため、パトロール・指導等を強化します。	大気規制事業(アスベスト)	環境保全課	
							大気規制事業(野外焼却)	環境保全課	
④工場・事業場からの施設設置および特定建設作業実施の届出等に際し、公害防止の事前指導を行うほか、市民から相談のあった工場等に対して個別指導を行います。				⑤規制対象事業所の公害防止組織を整備し、施設を適正に管理するよう指導を行います。	不法投棄対策事業	資源循環課 収集業務課			
					工場・事業場の騒音・振動に関する規制・指導	環境保全課			
					建設作業の騒音・振動に関する規制・指導	環境保全課			
⑥交通量が多く騒音被害が懸念される幹線道路等について低騒音舗装の敷設を関係機関に要請します。				⑦法令の規制対象外となる日常生活から発生する公害の相談に基づき、個別に指導・啓発を行います。	深夜営業騒音事前指導	環境保全課			
					悪臭規制事業	環境保全課			
					公害防止組織整備事業	環境保全課			
		低騒音舗装の敷設	道路維持課						
2-2 大気汚染防止対策		①更なる大気汚染物質の抑制のため、法令の規制対象外の事業所に対しても、パトロールや市民からの情報提供等により立入検査を行います。	近隣騒音等の啓発活動	環境保全課					
			大気汚染防止	環境保全課					
			公害防止資金融資事業	環境保全課	目標1-1-④				
2-3 環境監視の推進		②事業者の公害防止設備等の設置の経済的負担を軽減するため、融資のあっせんおよび利子助成を行います。	違法駐車等防止啓発活動	交通安全対策課					
			③市内に一般環境大気測定局および自動車排出ガス測定局を配置し、大気汚染の常時監視を行います。	大気汚染常時監視	環境保全課				
				自動車騒音常時監視	環境保全課				
2-4 自動車交通量の低減化および交通流の円滑化		③大気環境に関する常時監視、規制および指導等の内容や結果を公表します。	環境保全の内容と結果の公表	環境保全課					
			①関係機関との協力により、歩行者や自転車が通行しやすい道路に整備します。	街路整備事業	街路事業課				
				区画整理事業における街路整備工事	各土地区画整理事務所				
				道路改良・補修事業	道路維持課 道路建設課				
				道路整備事業	道路建設課				
				自転車通行空間整備事業	道路建設課				
				歩行空間の整備促進	道路建設課 交通安全対策課				
				交通安全施設整備事業	交通安全対策課				
				道路照明灯整備事業	道路建設課				
			②放置自転車対策として、駐輪場の整備、放置自転車の撤去、利用者へのマナーの啓発を推進します。	蕨・川口市合同グリーンキャンペーン	交通安全対策課				
駐輪施設整備促進事業	交通安全対策課								
③鉄道駅周辺の道路や交通環境のバリアフリー化を図り、ユニバーサルデザインを推進します。		④公共交通機関の整備を関係機関に要請し、利用を促進します。	公共施設等駐輪場整備事業	交通安全対策課					
			交通環境円滑化・改善方策	都市計画課					
			バス交通の定時性確保や利便性の向上を図るため、バスロケーションシステム(バスの運行情報案内)や公共車両優先システムの整備を関係機関に要請します。	公共交通の利便性向上および利用促進	都市交通対策室				
			公共交通機関の整備を関係機関に要請し、利用を促進します。	公共交通の利便性向上および利用促進	都市交通対策室	目標1-2-⑥			
			安全運転・マナーアップ啓発事業	交通安全対策課					
			安全運転・マナーアップ啓発事業	交通安全対策課					
2-5 エコドライブの普及と促進		①エコドライブ運動を推進します。	エコドライブの普及促進	地球温暖化対策室	目標1-2-⑤				

個別目標	施策	事業	事業名	担当課	再掲	
3 きれいな水の流れるまちにします	3-1 発生源に対する規制および指導	①法令の規制対象事業所等に対して、立入検査および指導を行います。	事業場の排水規制	下水道維持課		
			法令に基づく規制・指導(水質)	環境保全課		
		②事業所に対して、土壌、地下水の汚染の防止および対策について指導を行います。	事業所への指導	環境保全課		
			法令に基づく規制・指導(土壌)	環境保全課		
	3-2 総合的な水質改善対策の推進	①国、埼玉県、流域自治体と連携し、河川の水質改善を推進します。	綾瀬川浄化対策協議会	環境保全課		
			芝川・新芝川水環境改善連絡会	河川課		
		②埼玉高速鉄道線に併設する導水管により、荒川の水を綾瀬川、芝川などに導水し、水質の改善を図ります。	綾瀬川・芝川等浄化導水事業	河川課		
			③ヘドロの浚渫により水質の改善を図ります。	河川(水路)浚渫事業	河川課	
		④公共下水道認可区域以外の地域での、新たな合併処理浄化槽の設置や、単独処理浄化槽や汲み取り便所から合併処理浄化槽への転換を支援します。	川口市浄化槽設置整備事業	環境保全課		
			⑤事業者の公害防止設備等の設置の経済的負担を軽減するため、融資のあっせんおよび利子助成を行います。	公害防止資金融資事業	環境保全課	目標1-1-④
				⑥公共下水道の普及を図るため、計画的な下水道整備を推進します。	公共下水道築造事業	下水道推進課
	⑦公共用水域の水質改善を図るため、雨水の一時貯留などにより、合流式管渠の雨水吐口からの放流水の水質改善を推進します。	合流式下水道緊急改善事業	下水道推進課			
		⑧水洗化を促進するため、「水洗便所改造資金融資利子等助成制度」および「私道共同排水設備整備補助金制度」を推進します。	水洗便所改造資金融資利子等助成制度	下水道維持課		
	私道共同排水設備整備補助金制度					
3-3 環境監視の推進	①地下水の常時監視を行います。	地下水常時監視	環境保全課			
		②公共用水域の常時監視を行います。	公共用水域常時監視	環境保全課		
	③水環境に関する常時監視、規制および指導等の内容や結果を公表します。	環境保全の内容と結果の公表	環境保全課	目標2-3-③		
3-4 水質汚濁防止活動の普及啓発	①市民や事業者に対して、水質浄化対策の啓発を行います。	生活排水対策の普及・啓発	環境保全課			
		浄化槽の維持管理	環境保全課			
	②市民参加型の水質汚濁防止活動を推進します。	水質浄化啓発事業	環境保全課			
		芝川緑化期成同盟会	建設管理課			
4 有害化学物質による汚染のないまちにします	4-1 発生源に対する規制および指導	①規制対象事業所に対して、規制基準を遵守するよう立入検査および指導を行います。	大気規制事業(ダイオキシン類)	環境保全課		
			②規制対象事業所の公害防止組織を整備し、施設を適正に管理するよう指導を行います。	公害防止組織整備事業	環境保全課	目標2-1-⑤
	4-2 有害化学物質による汚染防止対策	①パトロールや市民からの情報提供により、規制基準に適合しない焼却炉による違法な焼却を防止します。	大気規制事業(違法焼却)	環境保全課	目標2-1-③	
			②アスベストが含有されているおそれのある吹付け建材の分析調査を行い、吹付けアスベストまたはアスベスト含有ロックウールの除去を促進します。	民間建築物アスベスト対策補助事業	建築安全課	
		③事業者に対して、有害化学物質の使用抑制を図るよう啓発します。	化学物質に関する啓発事業	環境保全課		
	4-3 環境監視の推進	①「有害大気汚染物質モニタリング指針」に基づき、「優先取組物質」の状況を調査します。	有害大気汚染物質常時監視	環境保全課		
			②大気、河川水、河川底質、地下水および土壌中のダイオキシン類を調査します。	ダイオキシン類常時監視	環境保全課	
		③大気、河川水、河川底質、地下水および土壌中の環境に関する常時監視、規制および指導等の内容や結果を公表します。	環境保全の内容と結果の公表	環境保全課	目標2-3-③	
	4-4 有害化学物質に関する情報の収集および提供	①有害化学物質に関する正確な知識の普及と、市民への情報提供を推進します。	化学物質に関する啓発事業	環境保全課		
			啓発事業(ダイオキシン類)	環境保全課		
②事業者が地域住民に対して、化学物質に関する情報公開をすることにより、相互理解を図れるよう、県などと連携して支援します。		化学物質に関する啓発事業(リスクコミュニケーション)	環境保全課			
5 人と自然が共生するまちにします	5-1 樹林地の保全	①市民との協働による樹林地の保全・管理を推進します。	自然再生活動団体助成事業	みどり課		
			②貴重な樹林地や樹木を、「川口市緑のまちづくり推進条例」に基づく「保全緑地」、「保存樹木・生け垣」に指定し、その保全に努めます。	保全緑地等指定事業	みどり課	
		③法律や埼玉県の条例に基づいて指定された地域制緑地の保全に努めます。	安行近郊緑地保全区域等の地域制緑地の保全事業	みどり課	目標1-2-⑧	
		④「川口市緑のまちづくり推進条例」に基づき、必要に応じて優良緑地の公有地化を進め、緑地の恒久的な保全を図ります。	保全緑地等公有地化・整備事業	みどり課	目標1-2-⑨	

個別目標	施策	事業	事業名	担当課	再掲		
5-2 水辺地の保全		①治水対策、水質改善と共に生態系に配慮した良好な水辺環境の維持・再生に努めます。	芝川改修事業	河川課	目標1-1-⑨		
		②市民が水と遊び、生き物とふれあえるような親しみのある水辺空間を整備します。	芝川改修事業	河川課	目標1-1-⑨		
5-3 農地等の保全と活用		①農地の遊休化および違反転用、不法投棄の防止または早期発見のため、農地パトロールを実施し農地の保全に努めます。	農地パトロール事業	農業委員会事務局			
		②見沼田んぼ、見沼代用水沿いの斜面林の保全に努めます。	見沼田んぼおよび周辺斜面林の保全事業	みどり課	目標1-1-⑧		
			特別緑地保全地区の指定による斜面林等保全事業	みどり課	目標1-1-⑧		
		③身近な緑地空間である生産緑地地区の新規指定を進めます。	生産緑地指定事業	みどり課			
5-4 身近な緑の保全と創出		④遊休農地の解消を図るとともに、農業とのふれあいやコミュニケーションの場として、市民農園を活用します。	地域農業活性化事業	農政課			
		①500㎡以上3,000㎡未満の敷地に建築物を新築・改築・移転し、又は建築面積が1.5倍以上となる増築を行う場合には、敷地内に一定規模以上の緑地を設けるよう指導します。	緑化指導	みどり課	目標1-2-⑪		
		②道路改修に併せて、広幅員の歩道の緑化を図ります。	歩道整備事業	道路建設課			
		③生物の生息・移動空間の形成に配慮して、樹林地の保全や道路、河川の緑化を推進します。	芝川改修事業	河川課	目標1-1-⑨		
		④生け垣の設置や屋上の緑化を支援します。	生け垣設置等奨励補助事業・屋上緑化等奨励補助事業	みどり課			
		⑤種苗等のあっせん・支給事業等を通じて、身近な緑地の創出を推進します。	苗木等無償配布事業	みどり課	目標1-2-⑩		
			種苗等支給事業	みどり課	目標1-2-⑩		
		⑥市民団体などによる道路や公園などの緑化活動を支援し、身近な緑の創出を推進します。	緑のまちづくり地域緑化事業	みどり課			
		⑦樹林地の保全・管理を行う自然再生活動団体を支援します。	自然再生活動団体助成事業	みどり課	目標5-1-①		
		⑧市街地内において、身近に自然とふれあうことのできる公園を、新設や既存の公園の整備の中で推進します。	公園整備事業	公園課			
⑨緑化の推進や自然再生活動を行う市民団体などを育成し、これらの団体の協力を得ながら、緑の保全と創出を推進します。	緑のまちづくり地域緑化事業	みどり課	目標5-4-⑥				
6 歴史や文化の息づく、美しく魅力のあるまちにします	6-1 文化財の保護・保存と活用	①文化財愛護精神と郷土愛の育成を図るため、市民への埋蔵文化財発掘調査の概要や新指定文化財の紹介など、郷土の文化財に関する最新の情報を紹介するとともに、文化財講演会を開催します。	文化財調査報告会実施事業	文化財課			
		②市のホームページや広報紙等を活用し、市民への文化財の紹介に努めます。	文化財広報事業	文化財課			
			文化財説明板設置事業	文化財課			
		③市民の郷土意識の高揚や文化財愛護精神の育成を図るため、文化財センター収蔵資料や文化財センター分館(旧田中家住宅)を活用します。	文化財活用事業	文化財課			
			歴史的建造物活用事業	文化財課			
		④市民の文化財愛護精神の育成、郷土の歴史学習、文化財ガイドの育成を目的として、市民による文化財愛護ボランティアである「川口文化財サポーター”魅がきたい”」の育成に努めます。	文化財愛護ボランティア育成事業	文化財課			
		⑤歴史遺産である「木曾呂の富士塚」や「赤山城跡」等の保存整備事業を推進します。	史跡等整備事業	文化財課			
		⑥無形民俗文化財は、本市に残る数少ない伝統的民俗芸能であることから、後継者の育成を支援するとともに、ホームページやパンフレットを通して市民への紹介に努めます。	無形民俗文化財保護育成事業	文化財課			
		6-2 産業文化、伝統技術の保存と継承		①鑄物技術講習会などを通じ、鑄物・釣り竿を中心とする地場産業の文化・伝統技術の継承・振興を支援します。	ものづくりの伝統に根ざした産業づくりのための事業	産業振興課	
				②本市産業におけるさまざまな製造業の分野で、優れた技能の維持・発展に積極的に取り組む事業所を「川口市技能振興推進モデル事業所」として認定・公表します。	川口市技能振興推進モデル事業所	経営支援課	
③「川口市産業技術・技能者顕彰制度」を通じて、本市の技術・技能の周知、継承、人材育成を図り、技術・技能者を支援します。	川口市産業技術・技能者顕彰制度			経営支援課			
④川口緑化センターを活用し、植木・花きの栽培育成等の伝統技術研修会、広報紙やインターネットを活用した情報発信、緑化産業振興のためのイベント等を実施します。	川口緑化センター指定管理者管理運営事業			農政課			
6-3 美しい景観とまちづくり		①市民との協働および市民意識の啓発により、都市景観の向上と地域ごとの特性を生かした景観形成の実現を目指します。	川口市景観計画推進事業	都市計画課			
			緑地保全事業	文化財課			
6-4 まち美化の推進		②快適で住み良い街並みの形成および緑豊かな居住環境のあるまちづくりのため、地区計画制度の活用により緑化の推進を図ります。	地区計画制度	都市計画課			
		①不法投棄・散乱防止対策や路上喫煙防止対策を行います。	不法投棄対策事業・路上喫煙防止事業	資源循環課 収集業務課			
			全市一斉クリーンタウン作戦事業	収集業務課			
	②「川口市まち美化促進プログラム」登録団体等と協力し、まちの美化を図るとともに、市民に対する意識啓発を図ります。	散乱防止および環境美化促進事業	収集業務課				

個別目標	施策	事業	事業名	担当課	再掲
7 ごみの発生・排出抑制、再使用、再生利用をすすめます	7-1 ごみの発生・排出抑制(リデュース)の推進	①市のホームページや環境部広報紙などで排出者に対する発生源での減量や分別排出の徹底について啓発・指導を行うとともに、多量排出事業者に対し減量計画書の提出などの機会を通じた指導を行います。 ②事業系一般廃棄物処理手数料の改定や家庭ごみの有料化の検討を含め、本市内から発生する一般廃棄物の減量化を推進します。	廃棄物減量の推進	資源循環課	
			一般廃棄物減量化事業(家庭ごみ有料化)	資源循環課	
			エコリサイクル推進委員会事業	資源循環課	
			川口市地球温暖化対策活動支援金事業(生ごみ処理容器)	地球温暖化対策室	
	7-2 再使用(リユース)の推進	①粗大ごみとして排出されたものの再生および活用を推進します。 ②資源として分別排出された廃棄物の効率的な再資源化を行います。 ③再生した放置自転車をジョイセフを通じて開発途上国に譲与します。	リサイクル家具類販売	リサイクルプラザ	
			一般廃棄物再資源化事業	資源循環課 リサイクルプラザ	
			撤去自転車再生事業	交通安全対策課	
	7-3 再生利用(リサイクル)の推進	①分別排出された資源物を適正に処理し、再生資源業者への売却または「容器包装リサイクル法」に基づく指定法人への引き渡しを行います。 ②リサイクルの推進については、資源物を分別排出することだけでなく、再生資源から製造された製品を購入することによって「循環の環」が完結することから、市が率先してグリーン購入を実践するとともに市民および事業者に啓発を行います。 ③建築物等の分別解体および再資源化等の適正な実施を確保するため、必要に応じて、対象建設工事の受注者に対し、助言・勧告、命令、立入検査、報告の徴収等を行います。 ④焼却炉から金属類を回収し、資源業者に売却する等、資源の有効利用を推進します。	一般廃棄物再資源化事業	資源循環課 リサイクルプラザ	目標7-2-②
			グリーン購入の推進	環境総務課	目標1-1-⑥
			「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づく届出の受理および助言・勧告等	建築安全課	
			資源回収事業	朝日環境センター	
	7-4 普及啓発事業の推進および処理施設の整備	①ごみの減量化や再資源化を推進するため、市のホームページや環境部広報紙などで、3Rの推進、環境に配慮した事業活動やグリーン購入の重要性などについて積極的に普及・啓発活動を行います。 ②3R推進月間などの環境に関する月間に合わせて3Rの推進、PRを集中的に実施し、効率的なごみの減量化を進めます。 ③外国語版のごみの排出方法等のチラシを作成し、外国籍の方にごみの排出方法等情報をわかりやすく提供します。 ④ごみ焼却施設等の余熱の有効利用を推進します。	廃棄物減量啓発事業	資源循環課	
			使用済携帯電話の拠点回収	資源循環課	
			エコリサイクル推進事業所登録制度	資源循環課	
			3R推進月間事業	資源循環課 リサイクルプラザ	
	8 協働して環境共生都市をつくります	8-1 さまざまな主体との協働の推進	①市民・事業者・市が協働して、温室効果ガスの削減に取り組み、地球環境に配慮したライフスタイル、ビジネススタイルへ転換していきます。 ②国、埼玉県、流域自治体と連携し、河川の水質改善を推進します。 ③市民・事業者・市が協働して一般廃棄物の3Rを推進します。	エネルギー回収事業	戸塚環境センター 朝日環境センター
エコライフDAYの取り組み				地球温暖化対策室	目標1-1-①
レジ袋削減事業				資源循環課	
ボランティアとの協働				リサイクルプラザ	
地域地球温暖化防止活動推進センターの設置				地球温暖化対策室	
綾瀬川浄化対策協議会				環境保全課	目標3-2-①
8-2 コミュニティ活動の支援		①地域の住民が協働して取り組む3R推進活動を支援して、廃棄物に対する意識の向上と廃棄物の減量化や再資源化を促進します。 ②地域の住民と協働して廃棄物の減量と廃棄物からの資源回収に取り組みます。 ③市民や地域の民間団体などと協働して公園・緑地など公共空間の清掃、除草活動を実施します。	芝川・新芝川水環境改善連絡会	河川課	目標3-2-①
			3R推進活動等助成事業	リサイクルプラザ	
			廃棄物減量啓発事業	資源循環課	目標7-4-①
8-3 自主的な市民活動の支援		①「ポイ捨てをしない、させないまちづくり」を目指して、市民・事業者・市が協働して、自主的なまち美化活動、ごみの散乱防止を推進します。 ②樹林地の保全・管理を行う自然再生活動団体を支援します。 ③市民団体などによる道路や公園などの緑化活動を支援し、身近な緑の創出を推進します。	資源回収団体助成事業	リサイクルプラザ	
			公園管理作業奉仕団体、街路緑地帯愛護会	公園課	
			散乱防止および環境美化促進事業	収集業務課	目標6-4-②
8-4 協働推進の仕組みづくり		①廃棄物の減量および適正な処理、循環型社会の形成などについて、市民・事業者・市が協働して調査・研究をします。 ②クリーン推進員をリーダーとして、地域の住民が協働して、ごみ出しのルールの徹底を図ります。 ③リサイクルプラザを拠点として、市民と協働による環境に配慮した活動を啓発します。 ④緑化の推進や自然再生活動を行う市民団体などを育成し、これらの団体の協力を得ながら、緑の保全と創出を推進します。	自然再生活動団体助成事業	みどり課	目標5-1-①
			緑のまちづくり地域緑化事業	みどり課	目標5-4-⑥
			エコリサイクル推進委員会事業	資源循環課	目標7-1-②
			川口市クリーン推進員事業	資源循環課	
			啓発活動	リサイクルプラザ	
			緑のまちづくり地域緑化事業	みどり課	目標5-4-⑥

個別目標	施策	事業	事業名	担当課	再掲
9 主体的に環境学習をすすめます	9-1 環境に目をつける人づくり	①研修会、講演会などの開催により、リーダーの養成や職員、教員の資質向上を図り、環境教育に関する人材の確保に努めます。	環境教育・環境学習の推進	地球温暖化対策室	目標1-1-②
		②「Kids ISO14000プログラム」により子どもに対する環境教育を支援します。	Kids ISO14000プログラム	地球温暖化対策室	
	9-2 環境に出会う機会づくり	①環境月間などに合わせて、イベントや講演会など学習機会をつくれます。	環境教育・環境学習の推進	地球温暖化対策室	目標1-1-②
			環境啓発事業	環境保全課	
			子どもネイチャー教室	グリーンセンター	
		②さまざまな機会や要請に応じて環境出前講座「エコ・スクールン」を実施します。	環境教育・環境学習の推進	(川口市地球温暖化防止活動推進センター)	目標1-1-②
	9-3 環境を学ぶ場所づくり	①環境教育・環境学習の拠点を定め、学習環境の充実を図ります。	小学校における環境体験学習	指導課	
			雨水貯留槽の設置	地球温暖化対策室	
		②「ごみまるまつり」等の市民・事業者・市が一体となって推進するイベントを開催します。	施設見学受け入れ 朝いち親子フリーマーケット	リサイクルプラザ 朝日環境センター 資源循環課 リサイクルプラザ	
	9-4 環境への理解を広める情報提供と普及啓発	①環境保全に関する施策の達成状況を広く公表するため、「川口市環境報告書」を発行します。	川口市環境報告書作成事業	環境総務課	
			②市のホームページや環境部広報紙、チラシやイベント時のパネル展示などにより、ごみの減量、分別排出、収集・回収、資源化処理の仕組みをPRすることで、3Rの推進を図ります。	廃棄物減量啓発事業	資源循環課
		③教材や研究資料、イベント情報等を入手しやすいホームページづくりを進めます。	環境情報の提供	地球温暖化対策室	目標1-1-①

II-2 川口市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

対策	施策	事業	事業名	担当課	環境基本計画
I. 再生可能エネルギーの導入・普及	1.太陽光発電設備などの導入促進	①家庭での太陽光発電設備などの導入支援(川口市地球温暖化対策活動支援金制度)	川口市地球温暖化対策活動支援金事業	地球温暖化対策室	目標1-2-③
		②再生可能エネルギー利用設備、省エネルギー設備などの導入支援制度のあり方の見直し			
		③事業所での太陽光発電設備などの導入支援			
		④商店街での再生可能エネルギー導入支援	コミュニティ関連施設設置事業補助金	産業振興課	目標1-2-①
		⑤共同による再生可能エネルギーの利用促進			
		⑥市民共同再生可能エネルギー導入支援	かわぐち市民共同発電所設置事業支援金	地球温暖化対策室	目標1-2-③
2.公共施設での再生可能エネルギー設備の率先導入	①公共施設における導入促進	公共施設へのクリーンエネルギーの導入	収集業務課 教育総務課	目標1-2-②	
	②エネルギー回収事業	エネルギー回収事業	戸塚環境センター 朝日環境センター	目標1-1-⑦ 目標7-4-④	
II. 低炭素型のライフスタイル、ビジネススタイルの普及	1.ライフスタイル、ビジネススタイルの転換	①エコライフDAYの取り組み拡大	エコライフDAYの取り組み	地球温暖化対策室	目標1-1-① 目標8-1-①
		②「CO2の見える化」による取り組みの促進	エコライフDAYの取り組み	地球温暖化対策室	目標1-1-① 目標8-1-①
		③CO2排出抑制に配慮した商品・サービスの普及促進			
		④環境に配慮した事業活動の推進(国際規格等認証取得支援事業)	国際規格等認証取得支援事業	経営支援課	目標1-1-③
		⑤大規模事業所などの取り組み促進のための支援			
		⑥省エネルギーアドバイザー派遣			
	2.省エネルギー機器・設備の導入促進	①省エネ家電やラベリング制度などの普及			
		②事業所での省エネルギー機器・設備の導入支援			
		③商店街での省エネルギー機器・設備の導入支援	コミュニティ関連施設設置事業補助金	産業振興課	目標1-2-①
		④市によるグリーン購入、グリーン契約	グリーン購入の推進	環境総務課	目標1-1-⑥ 目標7-3-②
		⑤家庭での省エネルギー設備の導入支援(川口市地球温暖化対策活動支援金制度)	川口市地球温暖化対策活動支援金事業	地球温暖化対策室	目標1-2-③
	3.エコ住宅、エコ建築物の普及促進	①住宅の省エネルギー診断			
		②住宅・建築物の省エネルギー化の促進	「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づく住宅の建築および維持保全に関する計画の認定	建築安全課	目標1-2-①
			「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく建築物の建築に関する計画の認定	建築安全課	目標1-2-①
			「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づく適合性判定、届出の受理および指導・助言	建築安全課	目標1-1-⑤ 目標1-2-① 目標1-2-②
		③建築物の環境配慮性能の評価制度の活用			
		④住宅の環境性能向上に対する支援			
		⑤HEMSの導入支援			
⑥住宅・建築物の省エネルギー化促進のための情報提供					
⑦市営住宅の省エネルギー化、長寿命化の推進	公営住宅ストック総合改善事業	住宅政策課	目標1-2-②		
4.エコドライブの普及と次世代自動車の利用の促進	①環境に配慮した運転マナーの普及	エコドライブの普及促進	地球温暖化対策室	目標1-2-⑤ 目標2-5-①	
	②エコドライブ推進者・事業所認定制度の推進	エコドライブの普及促進	地球温暖化対策室	目標1-2-⑤ 目標2-5-①	
	③事業所での低公害車・低燃費車、クリーンエネルギー自動車の導入支援(中小企業設備資金融資制度)				
	④次世代自動車の普及のための調査・研究	次世代車等導入検証事業	地球温暖化対策室	目標1-2-④	
	⑤公共施設における電気自動車の率先導入	次世代車等導入検証事業	地球温暖化対策室	目標1-2-④	
III. 低炭素都市づくりの推進	1.低炭素型のまちづくり	①まちづくりにおける低炭素化の推進			
		②都市開発を契機としたエネルギー利用の効率化、再生可能エネルギーの利用促進	かわぐちグリーン・エナジー戦略	地球温暖化対策室	目標1-1-①
		③次世代のエネルギー利用、社会システムのあり方(スマートコミュニティ)の研究			
		④次世代のエネルギー利用、社会システムの実現に向けた連携体制の構築			
2.自動車交通量の円滑化と賢い利用の促進	①体系的な道路ネットワークの整備	道路改良・補修事業	道路建設課 道路維持課	目標2-4-①	
	②駐車場案内システムの導入				
	③運転マナーの啓発	違法駐車等防止啓発活動	交通安全対策課	目標2-2-③	
	④カーシェアリングの普及促進と導入支援(川口市地球温暖化対策活動支援金制度)	川口市地球温暖化対策活動支援金事業(カーシェアリング)	地球温暖化対策室	目標1-2-④	

対策	施策	事業	事業名	担当課	環境基本計画	
	3.公共交通機関の利用促進	①公共交通機関の利用促進	公共交通の利便性向上および利用促進	都市交通対策室	目標1-2-⑥ 目標2-4-⑤	
		②埼玉高速鉄道の利便性の向上	埼玉高速鉄道駅へのアクセス性および利便性の向上	都市交通対策室	目標1-2-⑥	
		③コミュニティバスの利用促進	コミュニティバスの利用促進	都市交通対策室	目標1-2-⑥	
		④バス交通の定時性確保および利便性向上	バス交通の定時性確保および利便性向上	都市交通対策室	目標2-4-④	
	4.自転車・徒歩の普及促進	①自転車利用促進の方針の検討				
		②自転車の利用環境の整備促進	駐輪施設整備促進事業	交通安全対策課	目標2-4-②	
		③自転車走行空間の整備	区画整理事業における街路整備工事	各土地区画整理事務所	目標2-4-①	
		④安全で快適な歩行空間の整備	道路整備事業	道路建設課	目標2-4-①	
		⑤歩行空間の整備促進	歩行空間の整備促進	道路建設課・交通安全対策課	目標2-4-①	
		⑥交通安全施設の整備	交通安全施設整備事業 道路照明灯整備事業	交通安全対策課 道路建設課	目標2-4-① 目標2-4-①	
		⑦公共施設整備における自転車駐輪場の確保	公共施設等駐輪場整備事業	交通安全対策課	目標2-4-②	
	5.ヒートアイランド対策と緑の保全・創出	①苗木等あっせん、生け垣設置費補助、グリーンカーテンの普及促進	苗木等無償配布事業	みどり課	目標1-2-⑩ 目標5-4-⑤	
			種苗等支給事業	みどり課	目標1-2-⑩ 目標5-4-⑤	
			生け垣設置等奨励補助事業・屋上緑化等奨励補助事業	みどり課	目標5-4-④	
			川口グリーンカーテン啓発事業	地球温暖化対策室	目標1-2-⑦	
		②安行近郊緑地保全区域などの地域制緑地の保全	安行近郊緑地保全区域等の地域制緑地の保全事業	みどり課	目標1-2-⑧ 目標5-1-③	
		③見沼たんぼおよび周辺斜面林の保全	見沼たんぼおよび周辺斜面林の保全事業	みどり課	目標1-1-⑧ 目標5-3-②	
		④緑地などの保全	保全緑地等指定事業	みどり課	目標5-1-②	
		⑤保全緑地などの指定	保全緑地等指定事業	みどり課	目標5-1-②	
			保全緑地等公有地化・整備事業	みどり課	目標1-2-⑨ 目標5-1-④	
		⑥建築物の建築に伴う緑化指導	緑化指導	みどり課	目標1-2-⑪ 目標5-4-①	
		⑦生産緑地地区の新規指定	生産緑地指定事業	みどり課	目標5-3-③	
		⑧地域一帯での緑化の推進	地区計画制度	都市計画課	目標6-3-②	
	⑨都市農地の保全	地域農業活性化事業	農政課	目標5-3-④		
	⑩クールスポットの活用・創出	環境情報の提供	地球温暖化対策室	目標1-1-① 目標9-4-③		
	⑪水と緑のネットワークの形成	芝川改修事業	河川課	目標1-1-⑨ 目標5-2-①② 目標5-4-③		
	⑫温度上昇抑制効果のある舗装についての研究	温度上昇抑制効果のある舗装の推進	道路建設課 道路維持課	目標1-2-⑫		
6.循環型社会の形成	①ごみの発生・排出抑制(リデュース)の推進	廃棄物減量啓発事業	資源循環課	目標7-4-① 目標8-2-① 目標9-4-②		
		廃棄物減量の推進	資源循環課	目標7-1-①		
	②再使用(リユース)の推進	リサイクル家具類販売	リサイクルプラザ	目標7-2-①		
	③再生利用(リサイクル)の推進	一般廃棄物再資源化事業	資源循環課 リサイクルプラザ	目標7-2-② 目標7-3-①		
	④レジ袋削減事業	レジ袋削減事業	資源循環課	目標8-1-①		
	⑤エコリサイクル推進事業所の取り組み促進	エコリサイクル推進事業所登録制度	資源循環課	目標7-4-①		
⑥代替フロン回収・適正処理の促進	代替フロン回収・適正処理促進事業	資源循環課	目標1-1-⑪			
IV. 連携・協働による取り組みの推進	1.地球温暖化防止のための市民運動の展開	①啓発イベントの実施	環境情報の提供	地球温暖化対策室	目標1-1-① 目標9-4-③	
		②会議・イベントにおけるカーボン・オフセットの実施				
		③協働事業の促進方策の検討				
	2.環境学習の推進	①環境講座の実施	環境教育・環境学習の推進	地球温暖化対策室	目標1-1-② 目標9-1-①	
		②環境出前講座「エコ・スクール」の実施	環境教育・環境学習の推進	(川口市地球温暖化防止活動推進センター)	目標1-1-② 目標9-1-①	
		③リサイクルプラザの拠点機能の充実	啓発活動	リサイクルプラザ	目標8-4-③	
		④地球温暖化防止ウェブサイトの充実				



対策	施策	事業	事業名	担当課	環境基本計画
3.学校での環境教育の推進		①環境教育の推進	小学校における環境体験学習	指導課	目標9-2-③
		②環境出前講座「エコ・スクールン」の実施	環境教育・環境学習の推進	(川口市地球温暖化防止活動推進センター)	目標1-1-② 目標9-1-①
		③Kids'ISOの推進	Kids'ISO14000プログラム	地球温暖化対策室	目標9-1-②
4.リーダーの育成と活動促進		①環境出前講座「エコ・スクールン」の講師の充実	環境教育・環境学習の推進	(川口市地球温暖化防止活動推進センター)	目標1-1-② 目標9-1-①
		②省エネルギーアドバイザー派遣			
		③職員・教員の環境教育の推進			
5.地域密着型の取り組みを進める仕組みづくり		①地球温暖化防止ウェブサイトの充実			
		②市民・事業者・市が協働して地球温暖化対策を推進する仕組みづくり	地球温暖化防止活動推進センターの設置	地球温暖化対策室	目標8-1-①

川口市環境報告書
(平成 29 年度環境基本計画年次報告書)

平成 30 年 10 月

- 発行者 川口市
- 編 集 川口市 環境部環境総務課

〒332-0001

埼玉県川口市朝日 4-21-33

TEL 048-228-5376

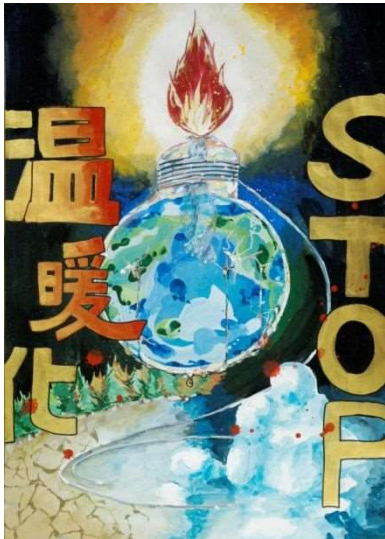
FAX 048-228-5382

HP アドレス <http://www.city.kawaguchi.lg.jp/>

平成 29 年度 地球温暖化防止絵画コンクール最優秀賞

12 月の『地球温暖化防止月間』の啓発事業の一環として『地球温暖化防止絵画コンクール』を開催しました。

応募いただいた 372 作品中、入選された 11 作品は川口市のホームページでご覧になれます。



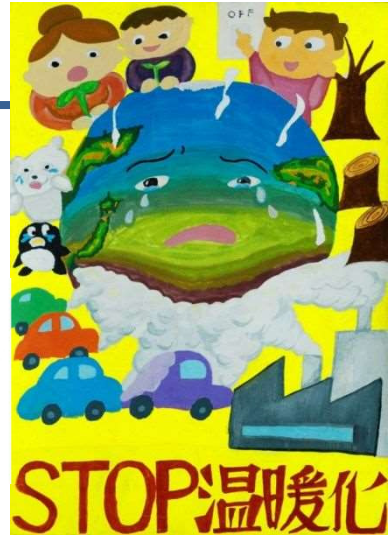
「みんなで STOP !
温暖化」

最優秀賞 小学生の部
上青木南小学校
5 年 高橋 美漣乃さん

「46 億年で照らす」



最優秀賞 中学生の部
芝東中学校
3 年 一丸 日向子さん



リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。